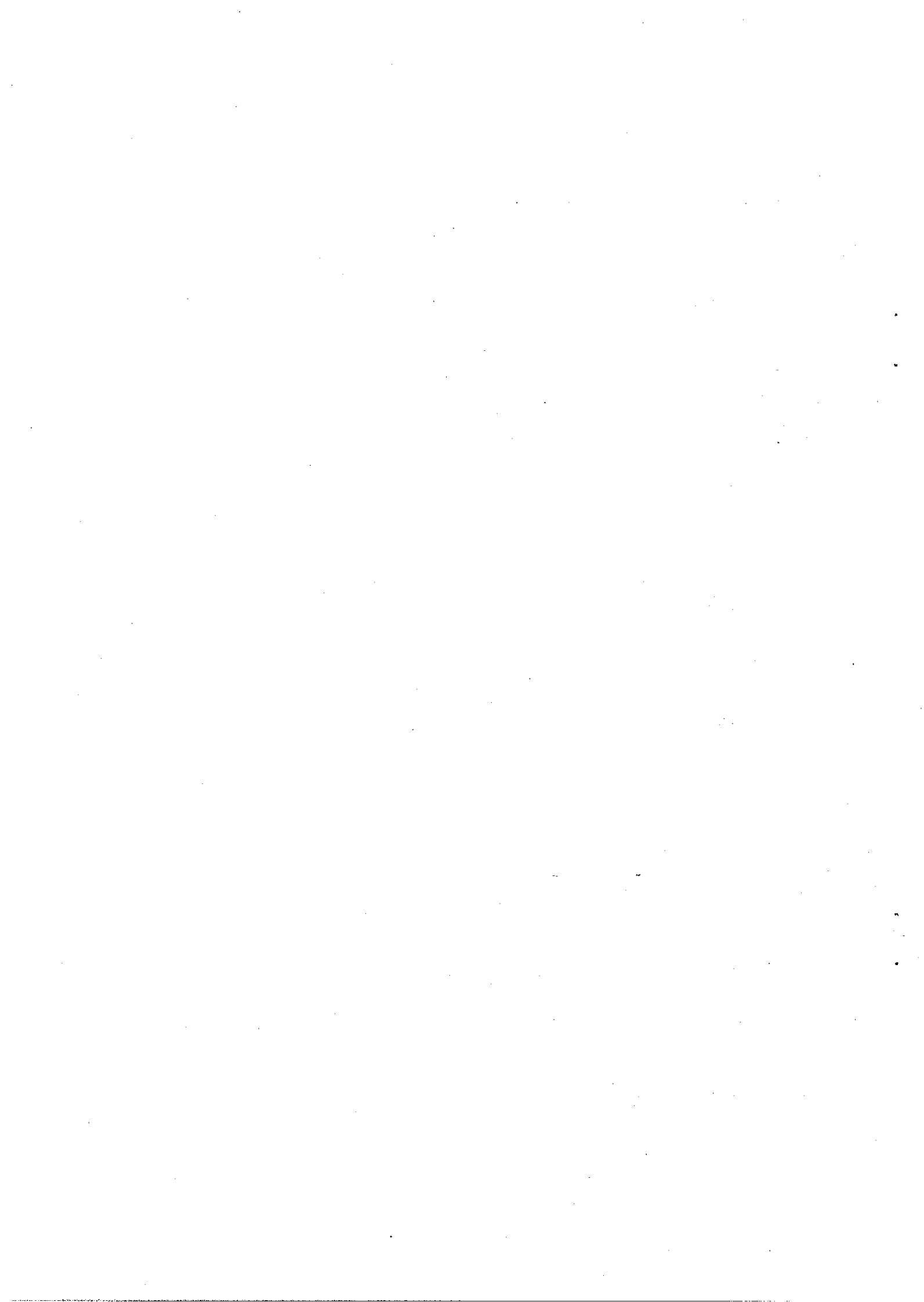


徳島県教育振興計画

平成20年10月28日

徳島県教育委員会



目 次

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨	1
2 基本的性格	1
3 計画期間	1

第2章 基本理念

1 社会状況の変化と教育の課題	2
(1) 社会状況の変化	2
(2) 教育の課題	7
2 基本理念	18
3 基本目標	20

第3章 施策の基本的方向

重点的に取り組む事業	21
基本方針1 社会全体で取り組む教育の実現 38	
1 学校・家庭・地域の連携の推進	38
(1) とくしま教育の日(教育週間)の推進	39
(2) 家庭の教育力の向上	39
(3) 地域の教育力の向上	41
2 地域の教育力の活用	42
(1) 開かれた学校づくりの推進	42
3 幼児期における教育の充実	43
(1) 幼児教育の充実	43
4 産業界や大学等との連携の推進	44
(1) 産業界との連携の推進	44
(2) 大学等との連携の推進	45
基本方針2 未来にはばたく力をはぐくむ教育の実現 46	
1 「確かな学力」の育成	46
(1) 学力向上策の推進	47
(2) きめ細かな指導体制の整備	48
2 「豊かな心」の育成	49
(1) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	49
(2) いじめ・不登校等対策の推進	50
(3) ボランティア教育の推進	51
(4) 郷土を誇りに思う心の育成	52
(5) 道徳教育の充実	53
3 「健やかな体」の育成	54
(1) 学校体育の充実	54
(2) 学校保健の充実	54
(3) 食育の推進	55
4 特別支援教育の充実	56
(1) 理解の推進と相談支援体制の充実	56
(2) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援	57
(3) 教育環境の整備	58
(4) 教職員の専門性の向上	59
5 社会の変化に対応する教育の推進	60
(1) キャリア教育の充実	60
(2) 環境教育の充実	60
(3) 国際理解教育の充実	61
(4) 情報教育の推進	62

基本方針 3 信頼される教育環境の実現	64
1 活力と魅力ある学校づくり	
(1) 特色ある学校づくり	65
(2) 高校再編による魅力ある学校づくり	66
2 私立学校の振興	
(1) 私立学校の健全運営と特色づくり	67
(2) 公立学校との連携・機能分担	68
3 教職員の資質の向上	
(1) 優秀な教職員の確保	69
(2) 教職員の教育活動への支援	69
(3) 教員評価・表彰制度の充実	71
4 安全・安心な学校づくり	
(1) 学校施設・設備の整備推進	72
(2) 学校の安全の確保	73
5 教育の組織運営体制等の充実	
(1) 教育委員会の活動状況の点検・評価	74
(2) 学校の組織運営体制等の充実	75
基本方針 4 人権尊重社会をめざす教育の実現	77
1 学校教育における人権教育の充実	
(1) 計画的な人権教育の推進	78
(2) 人権教育指定研究の充実	78
(3) 幼児・児童生徒の自主的な活動の推進	79
2 社会教育における人権教育の充実	
(1) 学校・家庭・地域の連携による人権教育の推進	80
(2) 生涯学習の視点に立った人権教育の推進	80
3 教員の指導力の向上	
(1) 教員自身の人権意識の向上	81
(2) 人権学習における指導力の向上	82
4 社会教育における人権教育推進者の資質の向上	
(1) 社会教育における人権教育推進者の養成と資質の向上	83
基本方針 5 みんなが学べる生涯学習社会の実現	84
1 多様な学習機会の提供	
(1) 学習支援体制の充実	85
(2) 人材活用機能の充実	86
2 学びの環境の充実	
(1) 生涯学習関連施設の機能充実	86
3 郷土に根ざした学びの推進	
(1) 郷土を学ぶ取組の推進	88
4 生涯学習推進体制の充実	
(1) 県・市町村・民間団体等の体制整備	89
基本方針 6 豊かなスポーツライフと人・地域が輝く「あわ文化」の実現	91
1 生涯スポーツの振興	
(1) 生涯スポーツ社会実現に向けたスポーツ環境の充実	92
2 競技スポーツの振興	
(1) 競技スポーツの重点強化	93
3 文化遺産の発掘と継承	
(1) 文化財の保護・保存と活用	94
(2) 「いにしえ夢街道」の構築	95
4 学校における芸術文化活動の推進	
(1) 学校における芸術文化活動の活性化	96

第4章 推進体制

1 役割分担及び連携	98
2 進行管理	98

第5章 参考

1 用語解説	99
--------	----

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

近年、経済・社会のグローバル化^{*}、科学技術の進展、地球規模での環境問題の重要性の高まり、少子・高齢化、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など、社会の大きな変化に対応した教育が求められています。

国においては、平成18(2006)年、「教育基本法」が約60年ぶりに改正され、平成20(2008)年7月、同法第17条に基づき、「教育振興基本計画」が策定されました。

本県では、平成11(1999)年度に「徳島県教育振興基本構想（徳島「学び」プラン21）」を策定し、平成12(2000)年度から、基本目標である「豊かな心を育み、生涯にわたる『学び』を実現する教育の創造」の達成に向けて取り組んできましたが、子どもたちの基本的生活習慣の乱れ、学ぶ意欲や体力の低下、いじめ、不登校や問題行動等の発生など、教育をめぐる様々な問題が指摘されているところです。

こうした中、「徳島県教育振興基本構想」に掲げられた、時代を超えて変わることのない普遍的な理念は継承しつつ、新たに発生してきた課題にも適切に対応していくことが求められています。

このため、これからの中の本県教育のめざすべき方向を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、「徳島県教育振興計画」を策定するものです。

2 基本的性格

「徳島県教育振興計画」は、本県の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針や取組を明らかにするものであり、国の「教育振興基本計画」を参考とする中で、徳島県の実情を踏まえて策定するものです。

また、この計画は、「オンリーワン徳島」の実現を計画的に推進していくための「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」との整合性を保ちながら、人口の減少や高齢化の進展など、今後10年間の社会情勢の変化を見据えた上で、教育をめぐる様々な課題に適切に対応するため、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの5年間に取り組む具体的な方策について示すものです。

さらに、この計画は、国に対して、本県の教育目標達成に向けた提言的性格を持つとともに、市町村や教育関係団体に対して、県との一体的な施策の推進を期待し、また、保護者や地域住民、企業等に対して、本県教育の目標や具体的な取組を明らかにすることにより、理解と協力、教育活動への積極的な参画を期待するものです。

3 計画期間

平成20(2008)年度から平成24(2012)年度まで(5年間)

(注) 本文中で左肩に※印のついている用語については、巻末(p 99から)に解説があります。

第2章 基本理念

1 社会状況の変化と教育の課題

近年の社会状況の大きな変化を受けて、「教育基本法」が改正されるなど、国の教育の枠組みが大きく変わり始めています。

本県においても、社会状況の変化を見据えた上で、教育とのかかわりを整理し、適切な対応を図っていく必要があります。

(1) 社会状況の変化

ここでは、近年の社会状況の大きな変化の流れを把握するとともに、こうした変化を受け、教育が社会から求められている役割について記述しています。

①少子・高齢化の進行

我が国では出生率の低下により少子化が進んでいます。加えて、平均寿命は伸びているため、高齢社会に突入しています。

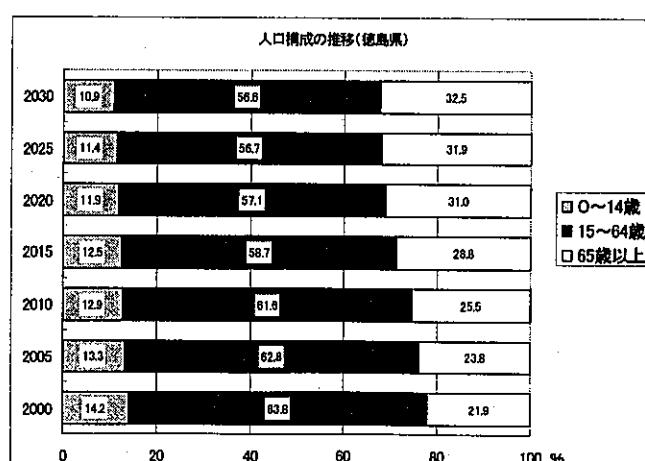
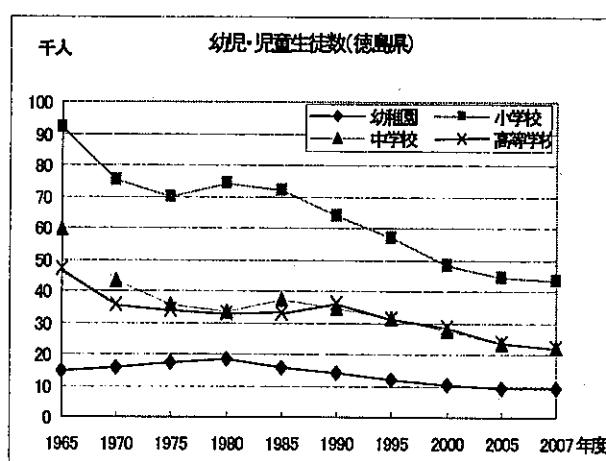
本県では、平成18(2006)年3月末の高齢者人口が197,155人、高齢化率が24.15%で、全国に先行して超高齢社会となっています。

平成17(2005)年には約81万人であった人口が平成27(2015)年に約76万人、平成32(2020)年には約73万人に減少すると予想されています。

また、幼児・児童生徒数についても平成2(1990)年以降、幼・小・中・高等学校すべてにおいて減少しており、その傾向は今後も続くと予想されています。

核家族化や少子化の進行などにより、家庭や地域において、異年齢の人間とふれあう機会が減少しているため、多様な人間関係の中で、子どもたちの社会性をはぐくむことが求められています。

併せて、超高齢社会の中にあって、高齢者が「生涯現役」として充実した生活を送るとともに、子どもたちに知識や技能を伝えることができる環境も必要となっています。



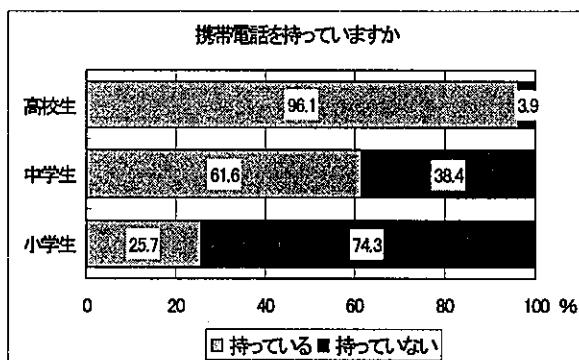
文部科学省「学校基本調査報告書」をもとに作成

徳島県「徳島県保健・衛生統計年報(平成17年度)」をもとに作成

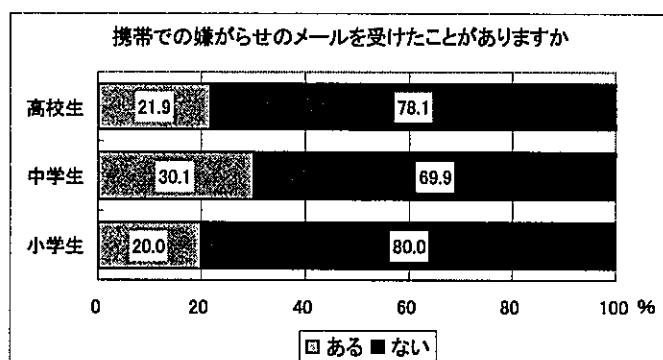
②高度情報化の進展

インターネットや携帯電話の急速な普及により、人と人とのかかわり方が変化してきました。情報通信機器を介してのコミュニケーションは便利である反面、相手の存在の希薄感から、人間関係を築きにくいという指摘もされています。インターネット掲示板やメールを使いたいじめも問題化していることから、情報モラル教育を通じて人権意識を高めていくことが必要となっています。

また、大量の情報を容易に得ることができる一方、有害な情報や不確実な情報に接する可能性も増えてきています。あふれる情報の中から自分にとって価値ある情報を取捨選択する能力の育成が求められています。



徳島県教育委員会「携帯電話調査（平成19年）」をもとに作成



徳島県教育委員会「携帯電話調査（平成19年）」をもとに作成

（注）携帯電話を保有する児童生徒を対象としています。

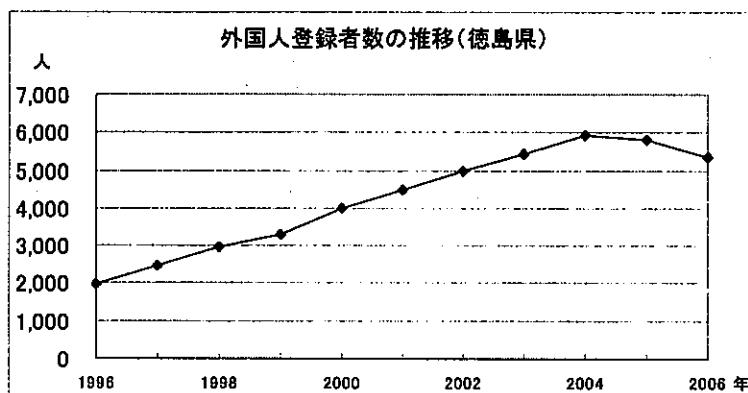
③国際化の進展

ICTの進展や交通網の発達により、人やもの、情報が国境を越えて自由に往来できるようになっています。

また、本県では平成8(1996)年に1,968人であった外国人登録者数が平成18(2006)年には5,354人になるなど、県内に暮らす外国人も増加しており、日常生活の中で多様な文化や価値観にふれることが多くなってきています。

様々な人と共に生きていくためには、多様な文化を理解し、互いの人権を尊重することができる資質や態度の育成が必要となっています。

コミュニケーションを図り、互いを理解するためには、外国語を学ぶことも大切であるとともに、その基礎となる国語力の向上もますます重要となっています。

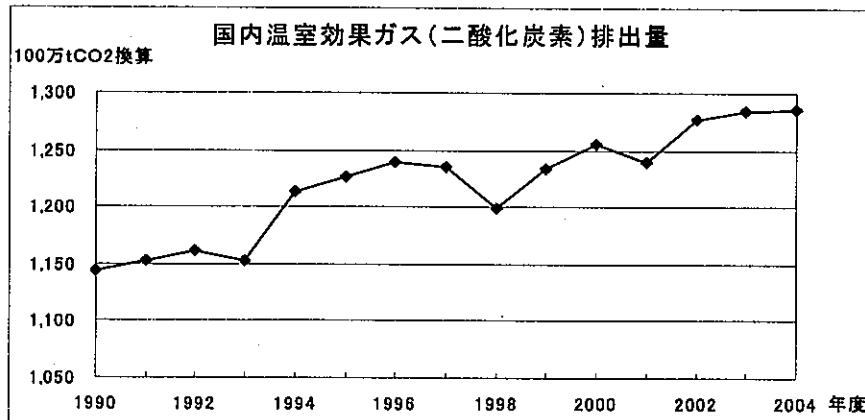


徳島県「統計でみる徳島（平成18年度版）」をもとに作成

④環境問題の深刻化

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、生活の豊かさと便利さをもたらす一方で、廃棄物問題などの地域における環境問題だけでなく、エネルギー消費の増大等に伴う地球温暖化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。環境問題はまさに人類存続のための共通課題であり、その解決に向けた主体的な取組が求められています。

県民一人ひとりが本県の豊かな自然環境を大切にする心をはぐくむとともに、身近な環境を守ることが地球環境を守ることにつながっていくという自覚を持って行動できるよう環境教育を進めることが必要となっています。



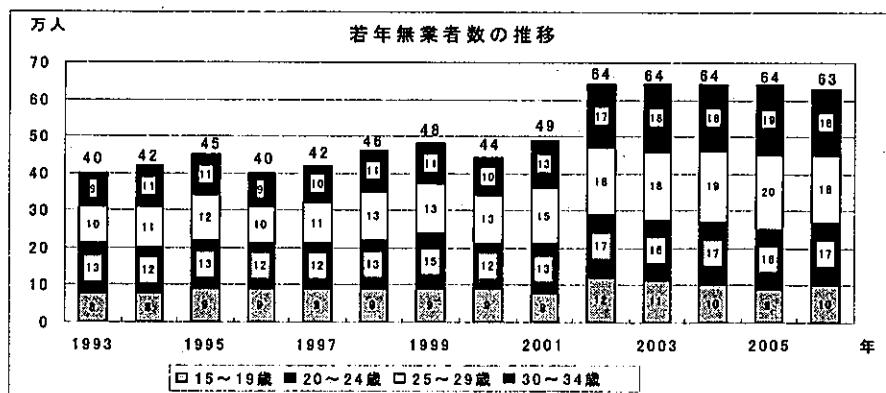
環境省「環境統計集（平成19年版）」をもとに作成

⑤雇用形態の変化

非正規雇用者の割合が上昇するなど、雇用形態の多様化が進行しています。「フリーター」や「ニート」と呼ばれる人たちが多くなり、将来に向けて経済的格差の拡大と社会の階層化を招く要因となることが懸念されています。

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、社会人・職業人として自立していくことができるキャリア教育の推進が強く求められています。

併せて、自分の将来の夢や進路に向かって着実に努力できる力を育成することも重要な要素となっています。



厚生労働省「労働経済白書（平成19年版）」

(注) 若年無業者について、年齢を15~34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。

⑥^{*}ライフスタイルや価値観の多様化

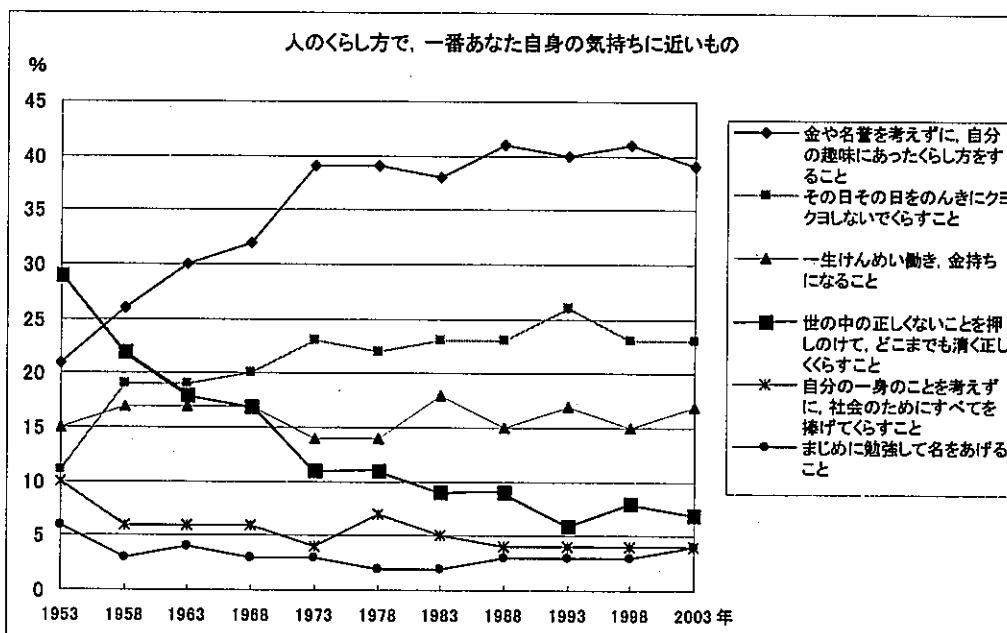
高度経済成長期までの画一的・集団主義的な傾向から、集団よりも個を重視する傾向が次第に強まり、価値観の多様化が進むとともに、個人のライフスタイルや個性を重視した選択の自由志向が高まっています。価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野に限らず、家族形態や就労形態など、ライフスタイル全般に及んでいます。

このような変化は、自らにふさわしい生き方を選択することを可能にする一方で、子どもたちの生活習慣の乱れや体力・運動能力の低下などへの影響も指摘されています。

こうしたことから、子どもたちの健やかな成長をはぐくむためには、基本的生活習慣の確立や体力等の向上に取り組む必要があります。

なお、「ワーク・ライフ・バランス」のとれたライフスタイルへの転換を促進するなど、家庭や地域の教育力の向上を図ることも求められています。

また、すべての人々が、自らのライフスタイルや価値観にあわせて多様な学習活動を継続していくよう、学習環境づくりを進めていく必要があります。



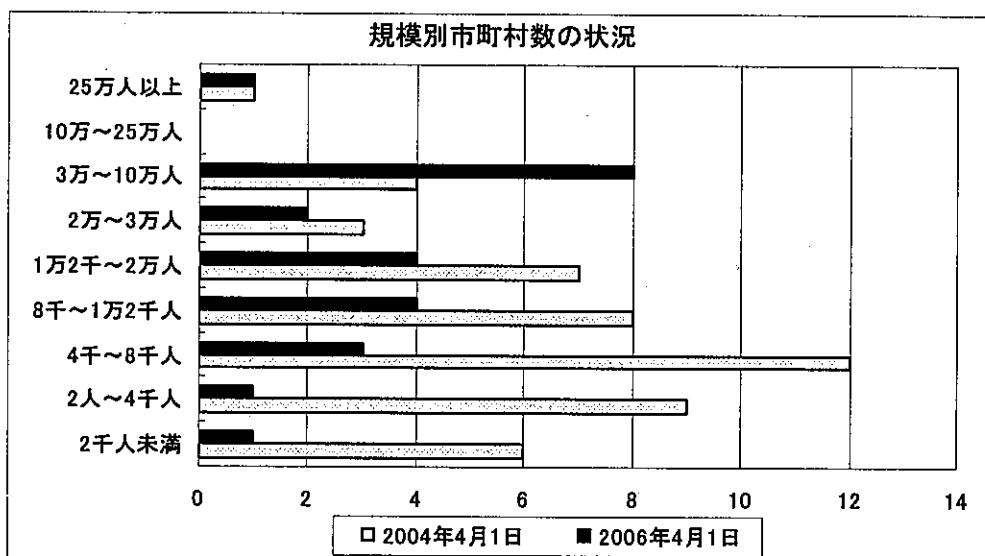
統計数理研究所「国民性の研究」

⑦分権型社会への移行

「中央集権型行政システム」は、高度経済成長期までは有効に機能してきましたが、過度の中央への集中は、地方の個性の尊重や多様化する住民ニーズへの対応が困難となるなど、弊害が目立ってきています。

このような中、基礎自治体である市町村の行政体制の整備・確立をめざした「平成の大合併」が進展するとともに、「地方分権改革推進法」に基づく「第二期地方分権改革」の検討や「道州制」の導入に向けた議論も進んでおり、地方が自らの権限と責任のもと、「地域のことは地域で決める」ことができる「真の地方分権社会」の実現が求められています。

「真の地方分権社会」において、地方が自立し、飛躍していくためには、文化、経済など、本県の特性や状況を理解し、地域社会の一員として郷土や社会の発展のために、積極的に行動できる人を育成することが求められています。



徳島県「徳島県人口移動調査」をもとに作成

(注) 県内市町村数は平成16(2004)年4月1日には50でしたが、市町村合併により、平成18(2006)年4月1日には24になっています。

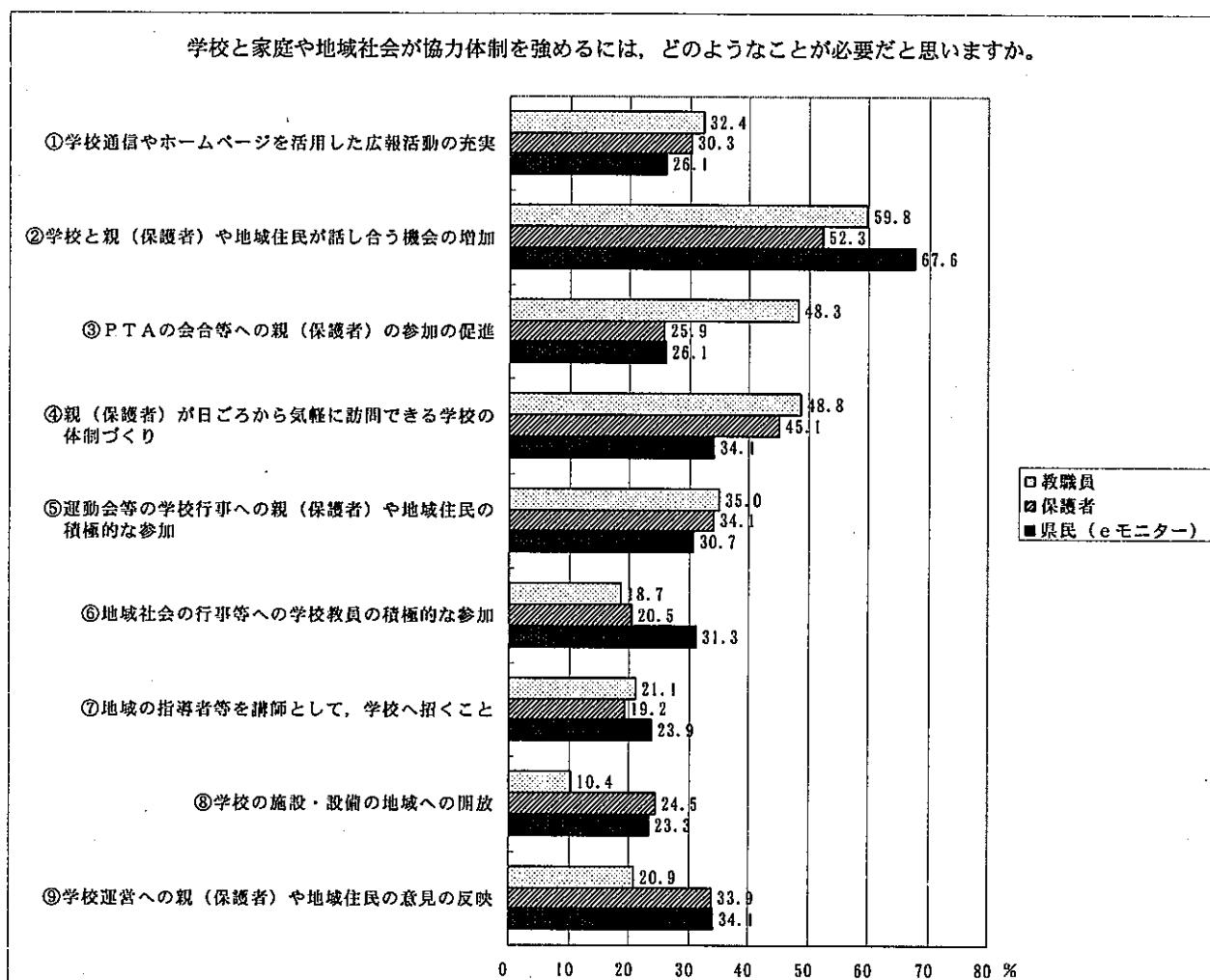
(2) 教育の課題

ここでは、本県教育の基礎的な課題の中から、統計調査や意識調査のデータにより、その特徴を示しやすいものについて記述しています。

なお、具体的な個別課題については第3章で記述しています。

①学校・家庭・地域の連携

「学校と親（保護者）や地域住民が話し合う機会の増加」や「親（保護者）が日ごろから気軽に訪問できる学校の体制づくり」などにより、学校・家庭・地域の協力体制を強める必要があります。



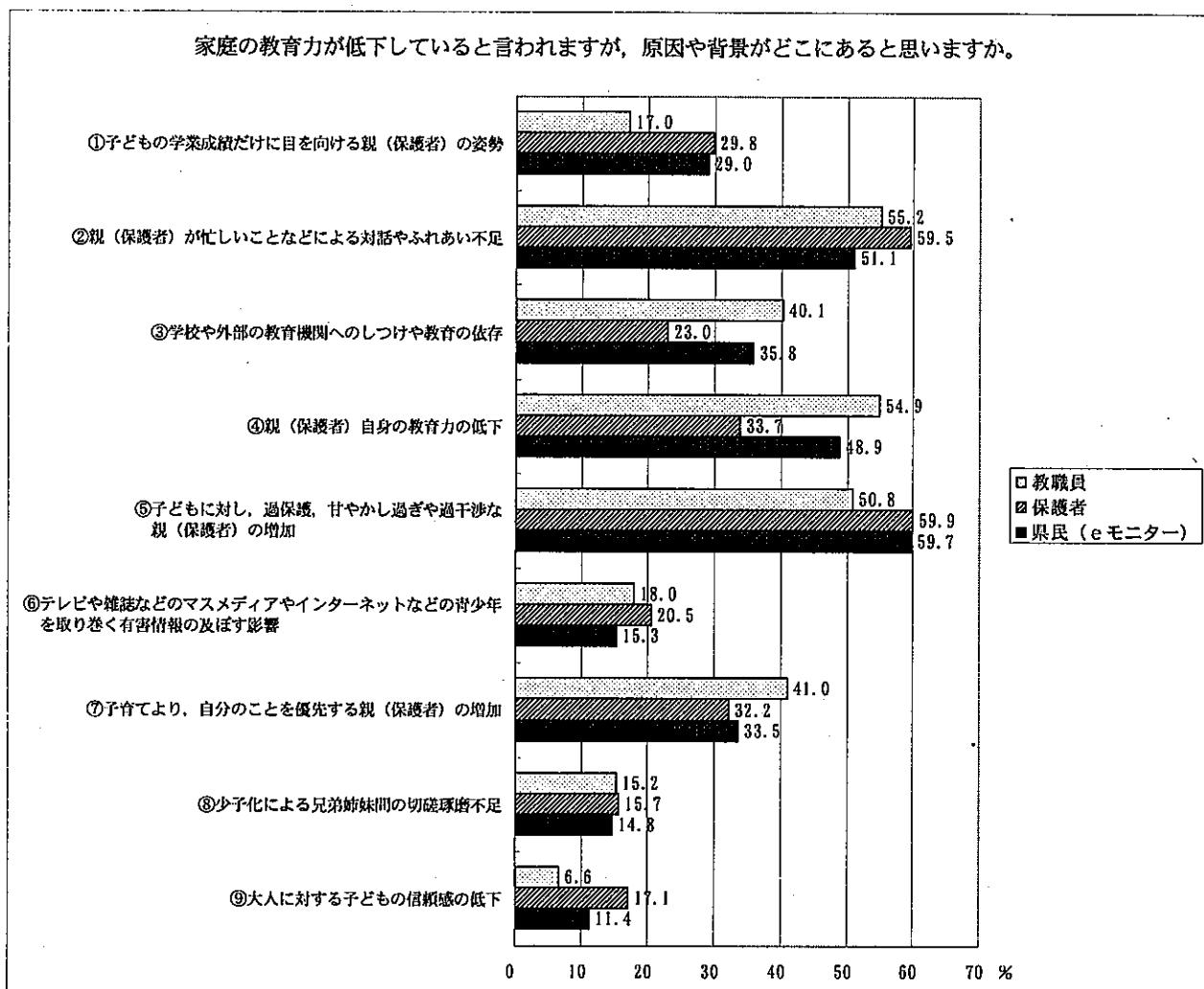
徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」

②家庭における教育

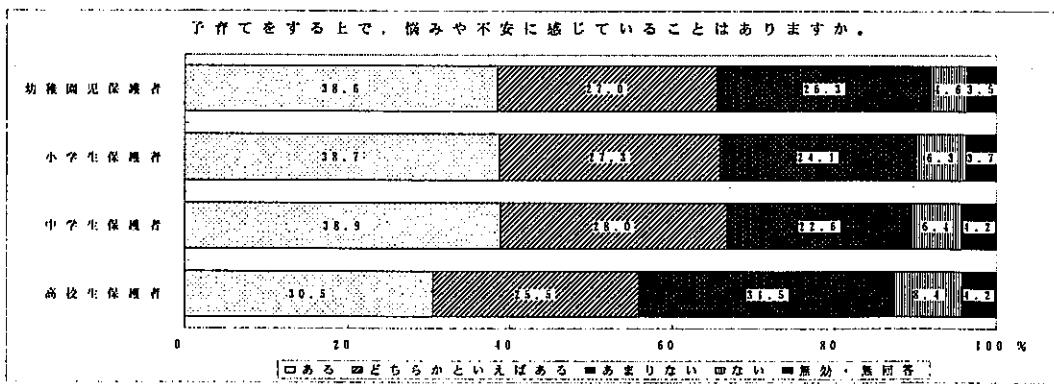
ア 家庭の教育力

「子どもに対し、過保護、甘やかし過ぎや過干渉な親（保護者）の増加」や「親（保護者）が忙しいことによる対話やふれあい不足」などが家庭の教育力の低下を招いていると考えられます。

6割以上の親（保護者）が子育てについて悩みや不安を感じていることから、家庭教育に対する啓発や支援などにより、家庭の教育力の向上を図る必要があります。



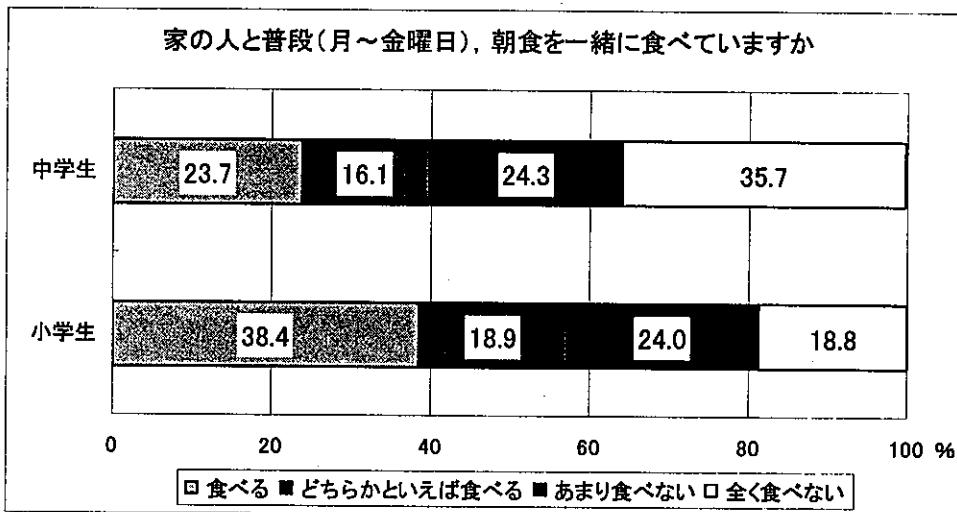
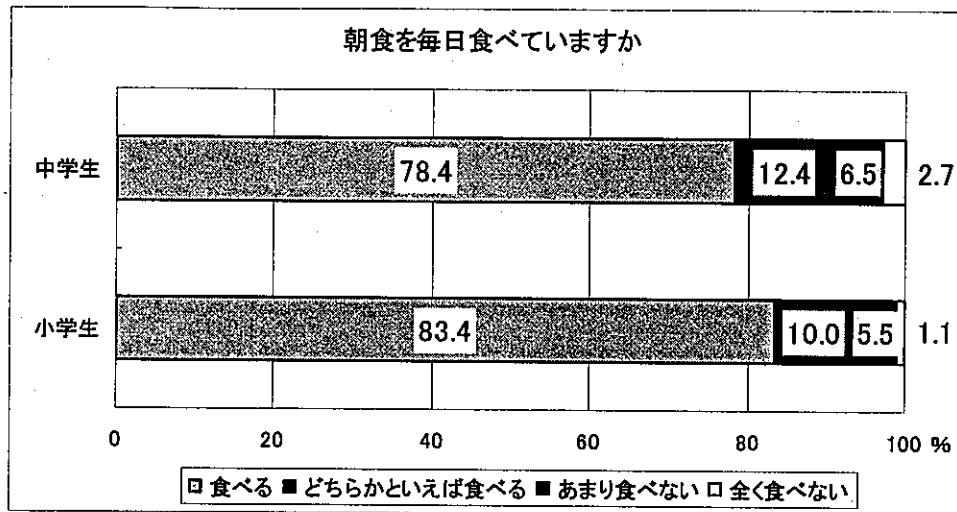
徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」



徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」

イ 基本的生活習慣

朝食を毎日食べている子どもは8割程度にとどまっており、家族と一緒に食べる子どもの割合も高くはないため、早起きして朝食を食べるなどの基本的生活習慣を定着させるための取組を進める必要があります。



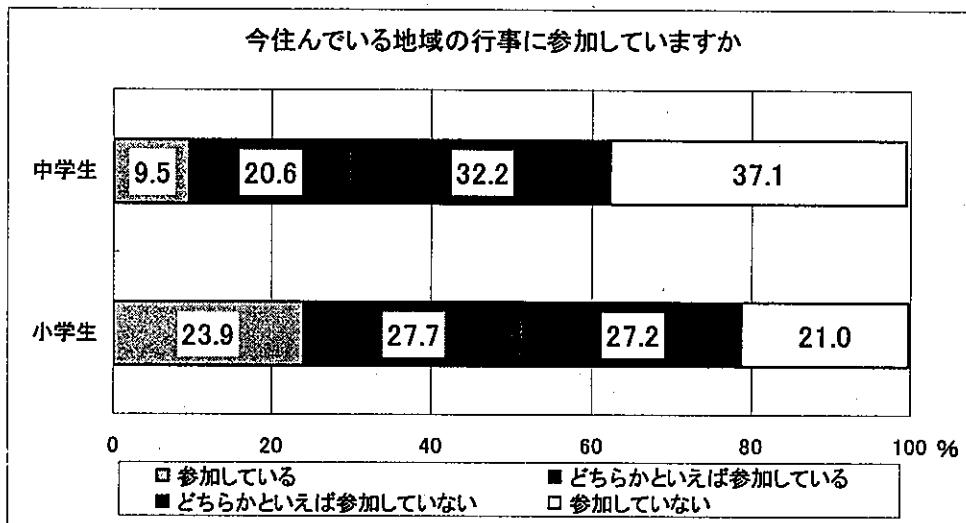
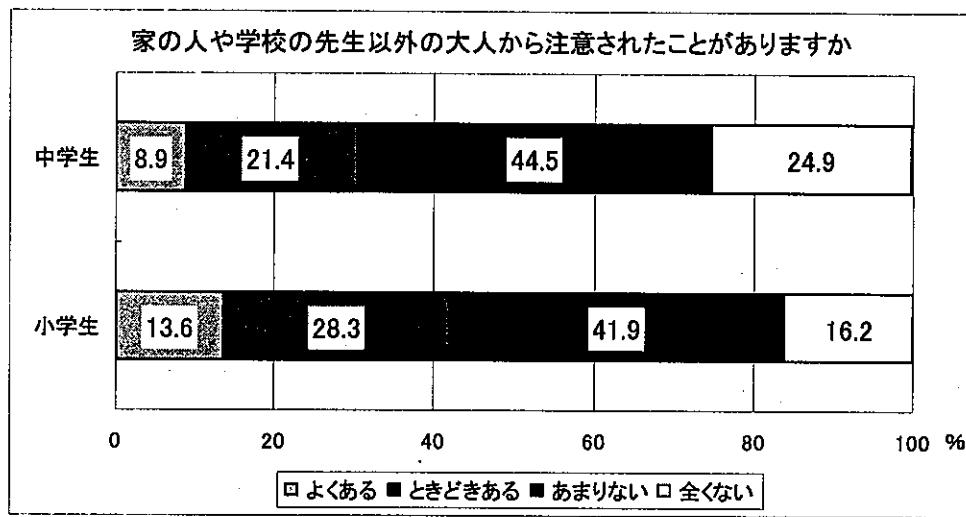
文部科学省「全国学力・学習状況調査（徳島県分）（平成19年度）」をもとに作成

（注） 数値の合計が100%未満の場合は、無回答等があるためです。

数値の合計が100%を超える場合は、端数を四捨五入しているためです。

③地域における教育

中学生の約7割、小学生の約6割が家人や学校の先生以外の大人から注意されたことがほとんどなく、地域の行事に参加している割合も中学生で3割、小学生で5割であることなどから、体験活動などを通じて地域全体で子どもをはぐくんでいく必要があります。



文部科学省「全国学力・学習状況調査（徳島県分）（平成19年度）」をもとに作成

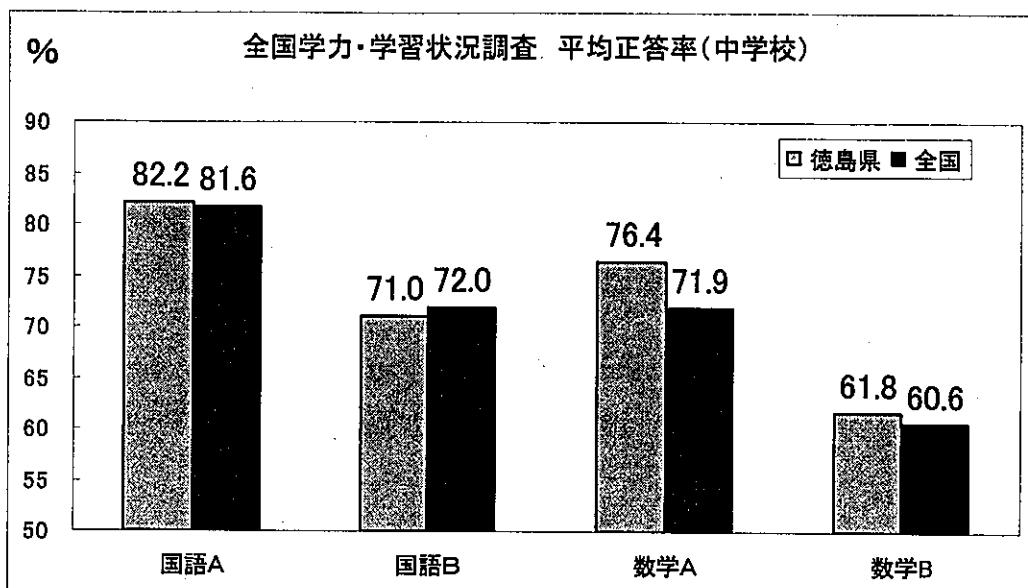
（注） 数値の合計が100%未満の場合は、無回答等があるためです。

④学校における教育

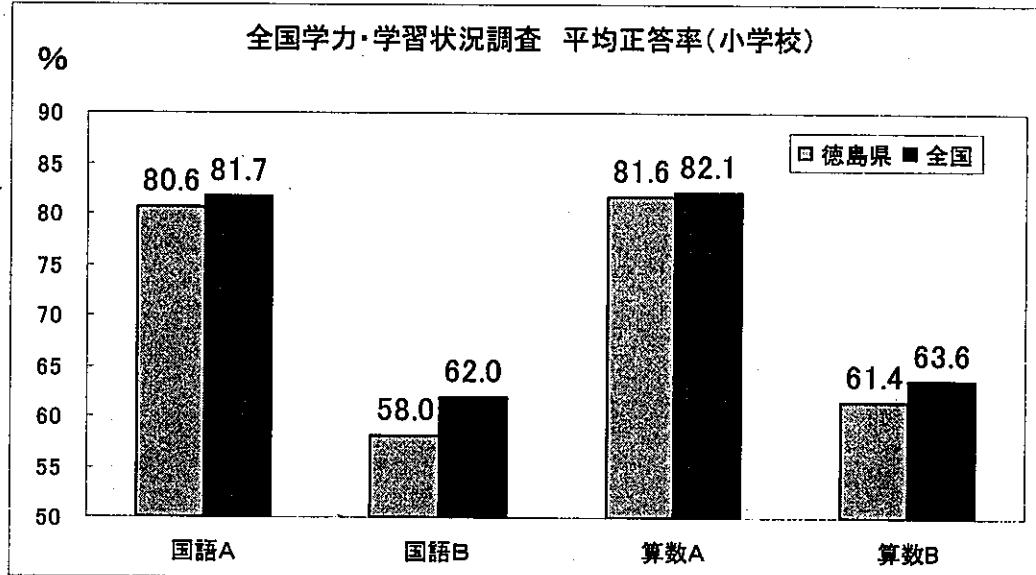
ア 学力の状況

知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力に課題が見られます。

基礎・基本を確実に身につけるとともに、それらを活用する力を育成する必要があります。



文部科学省「全国学力・学習状況調査（徳島県分）（平成19年度）」をもとに作成

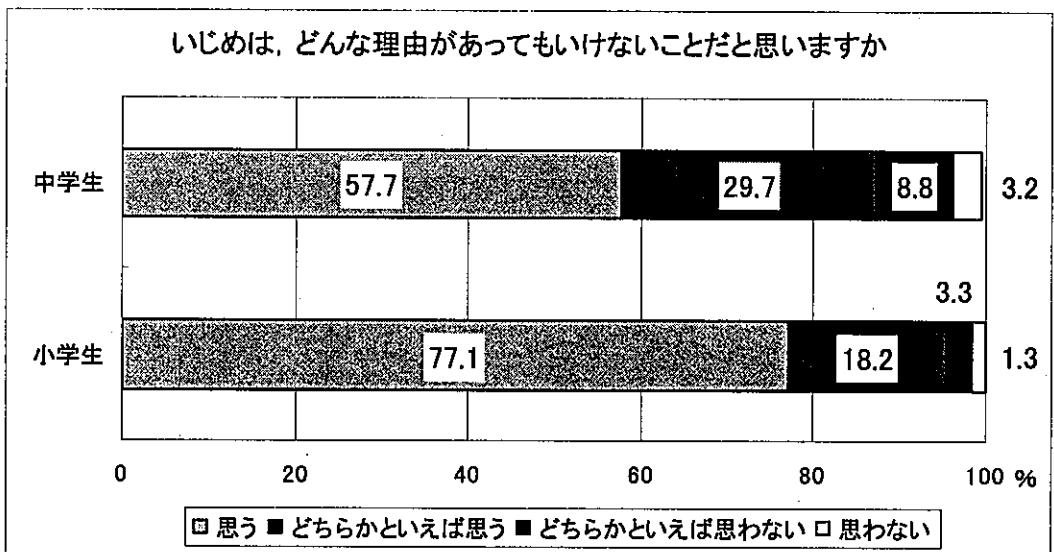


文部科学省「全国学力・学習状況調査（徳島県分）（平成19年度）」をもとに作成

(注) Aは主として「知識」に関する問題、Bは主として「活用」に関する問題となっています。

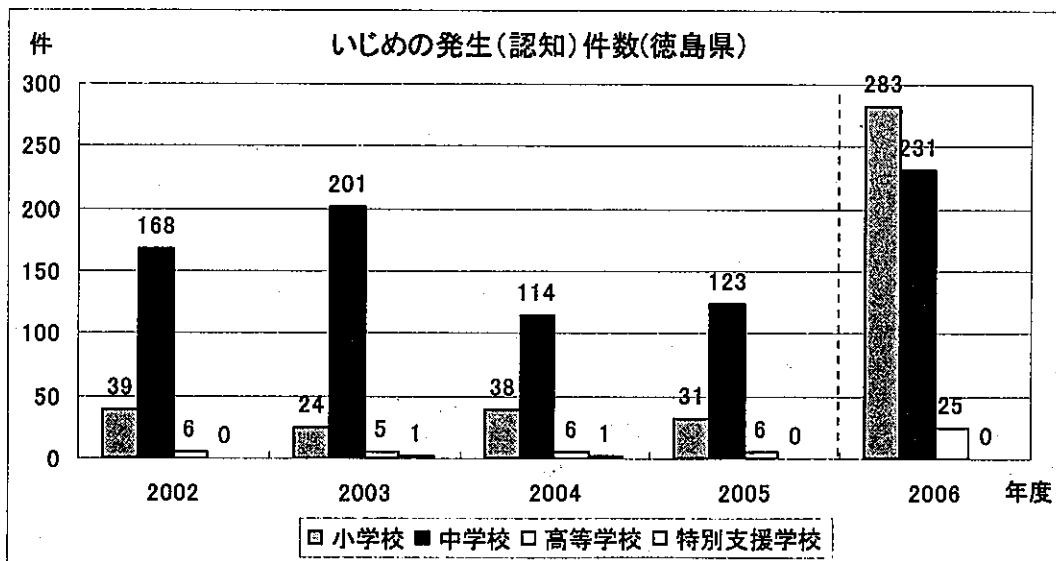
イ いじめの状況

中学生では87.4%，小学生では95.3%の児童生徒が「いじめはどんな理由があってもいけないこと」と思っていますが、平成18(2006)年度のいじめの認知件数は小学校では283件、中学校では231件となっており、引き続きいじめの根絶に向け取り組む必要があります。



文部科学省「全国学力・学習状況調査（徳島県分）（平成19年度）」をもとに作成

(注) 数値の合計が100%未満なのは、無回答等があるためです。



徳島県教育委員会「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をもとに作成

(注) いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるようにするために、平成18(2006)年度から、調査方法の見直しを行いました。

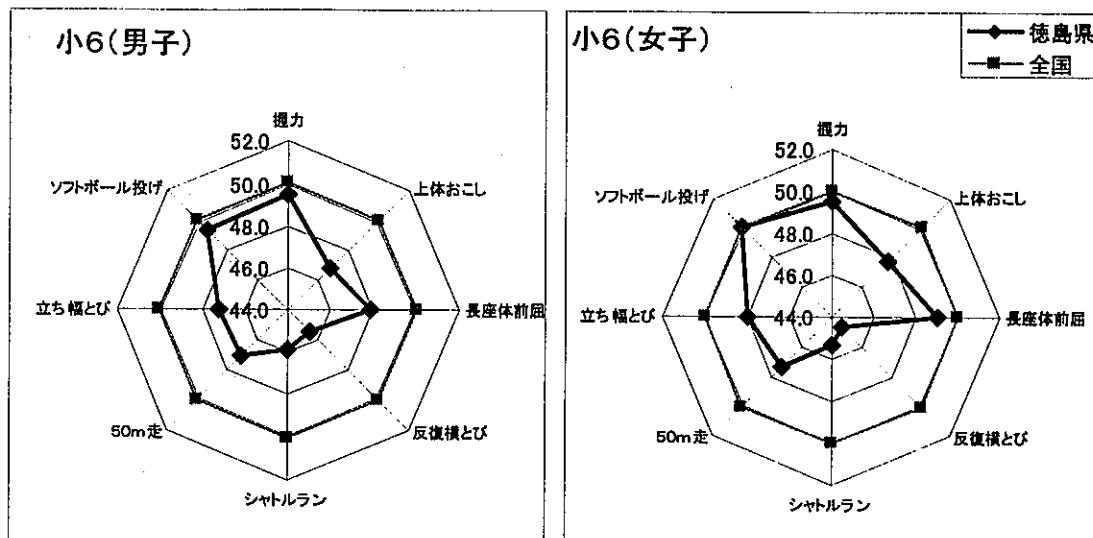
①いじめの「発生件数」を「認知件数」に変更しました。

②いじめの定義を「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」から「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に変更しました。

ウ 体力・運動能力の状況

すべての項目で全国平均を下回っており、体力や運動能力の向上を図る必要があります。

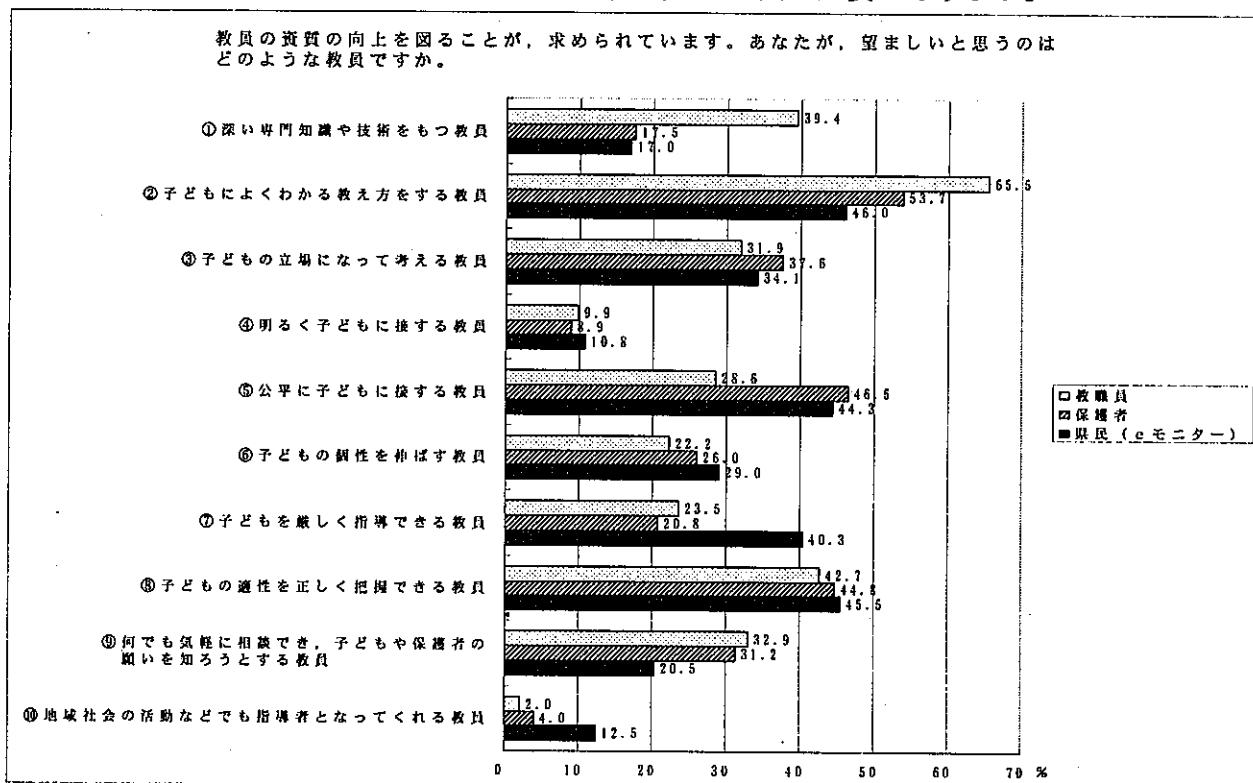
児童生徒の体力・運動能力調査（全国を50として計算）



徳島県教育委員会「徳島の体育・スポーツ（平成19年）」をもとに作成

⑤教員の資質

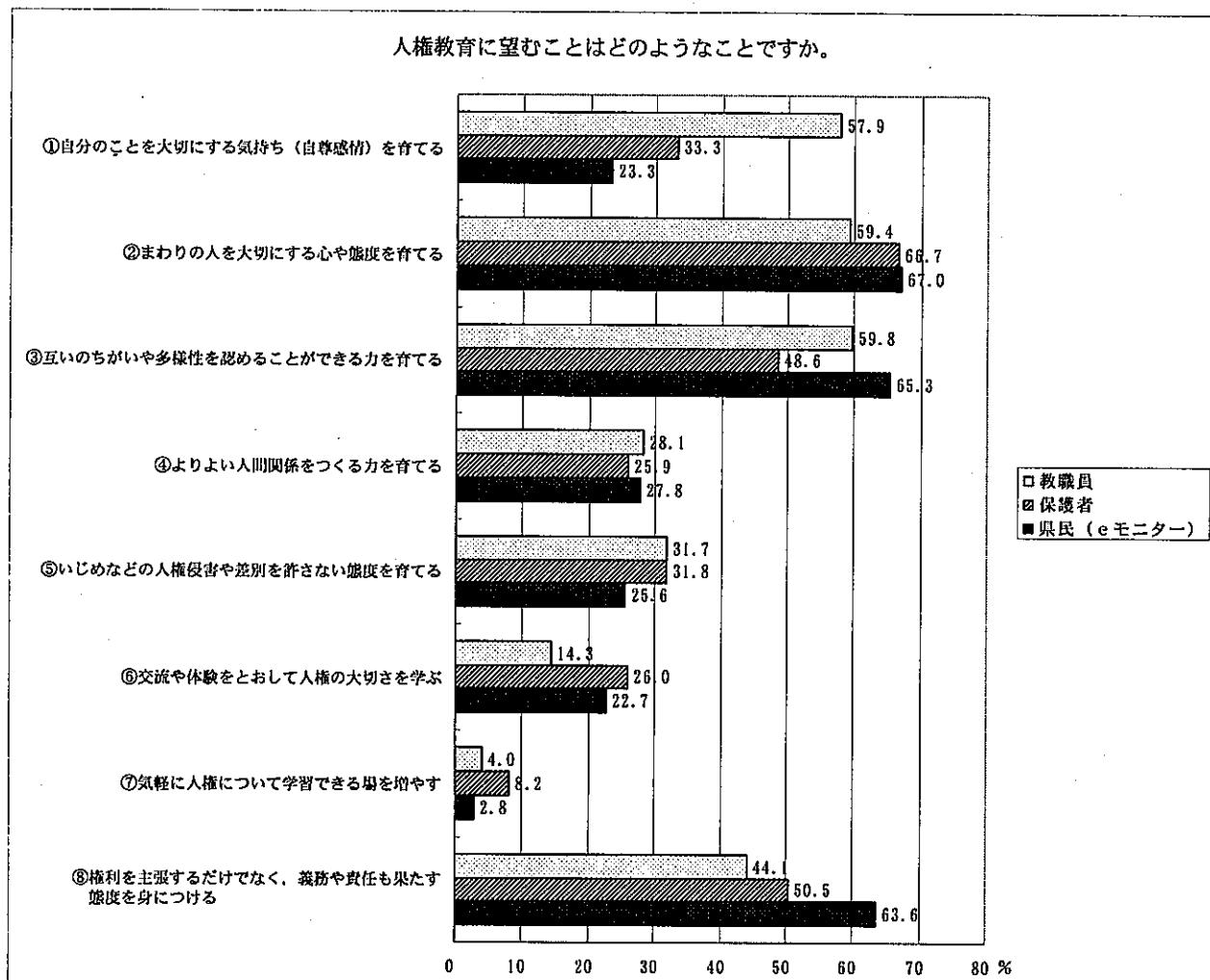
「子どもによくわかる教え方をする教員」や「子どもの適性を正しく把握できる教員」が望ましいと思われており、教員の更なる資質向上を図る必要があります。



徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」

⑥人権教育

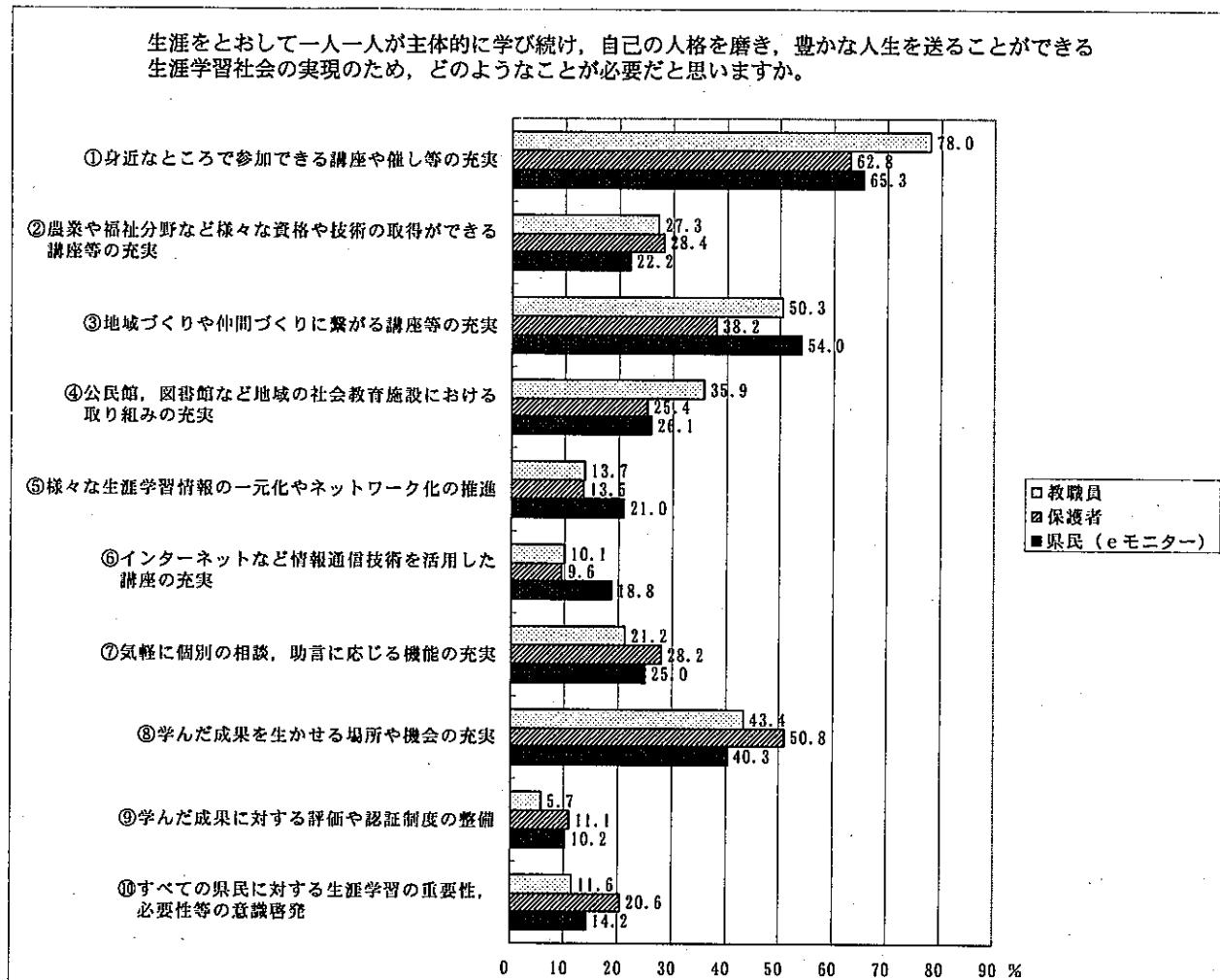
「まわりの人を大切にする心や態度を育てること」や「互いのちがいや多様性を認めることができる力を育てること」などにより、一層の人権教育の充実を図る必要があります。



徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」

⑦生涯学習

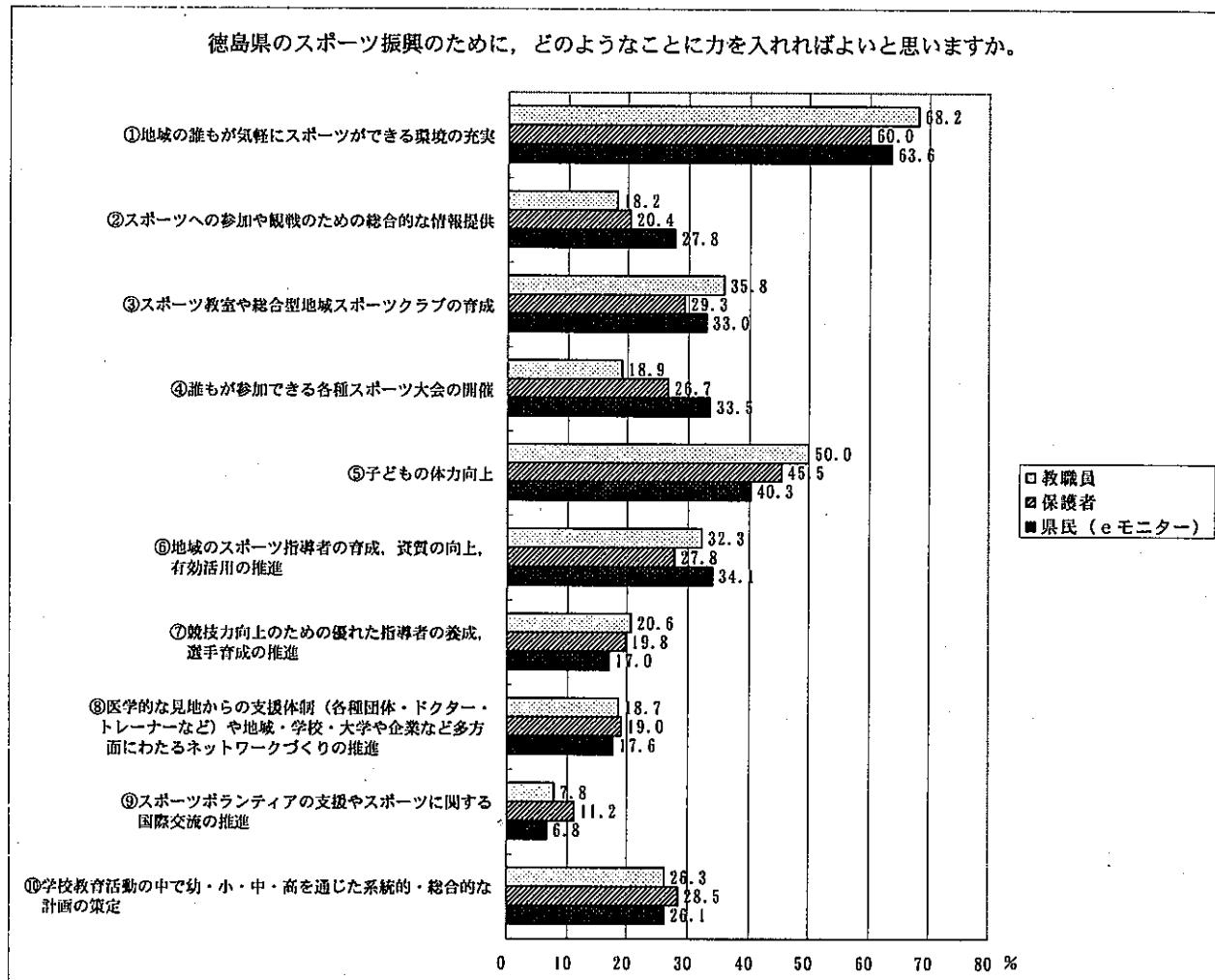
「身近なところで参加できる講座や催し等の充実」や「地域づくりや仲間づくりにつながる講座等の充実」などにより、生涯学習環境の充実を図る必要があります。



徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」

⑧スポーツ振興

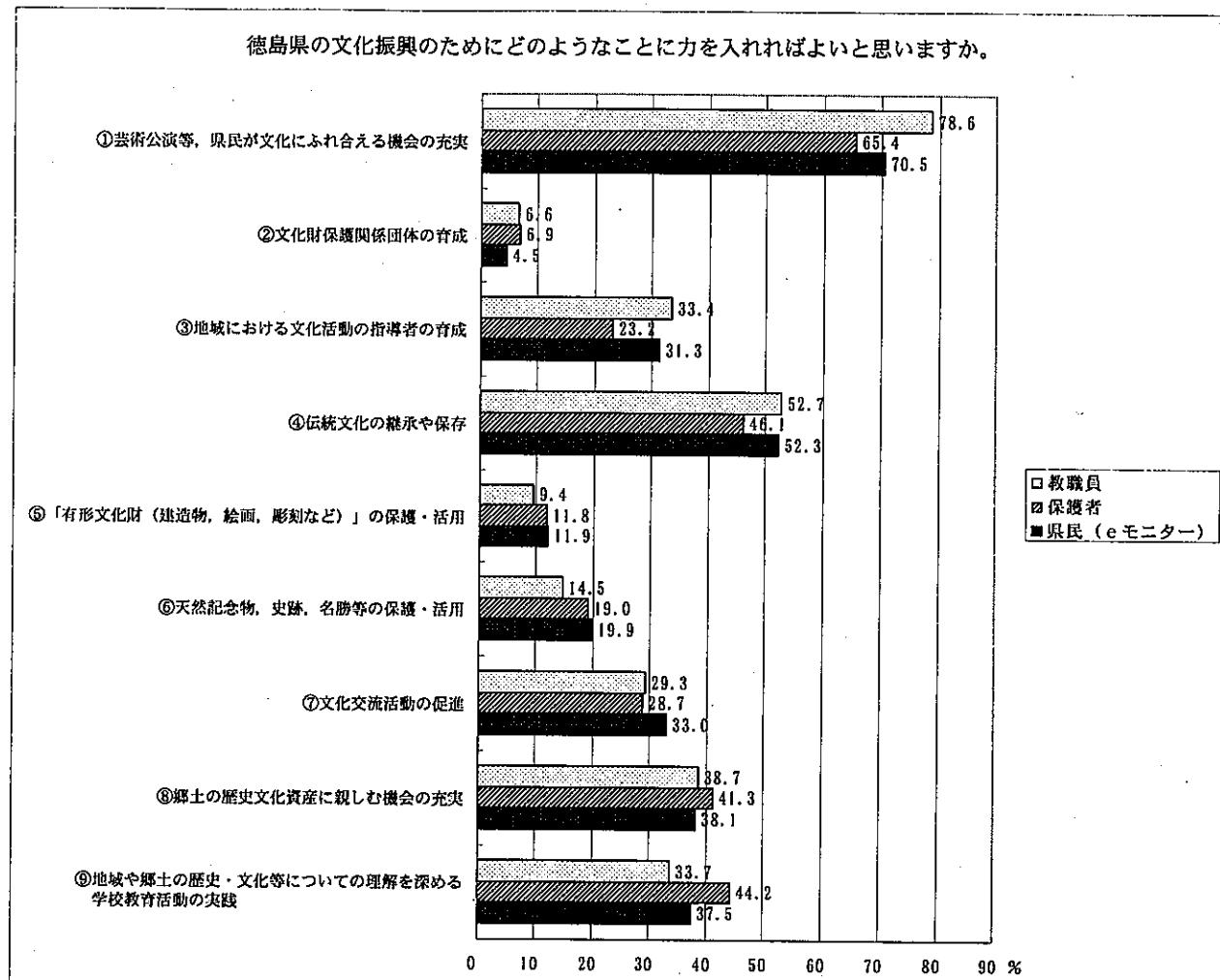
「地域の誰もが気軽にスポーツができる環境の充実」や学校体育、スポーツ教室や総合型地域スポーツクラブなどを通じた「子どもの体力の向上」を図ることなどにより、スポーツ振興を図る必要があります。



徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」

⑨文化振興

「芸術公演等、県民が文化にふれあえる機会の充実」や「伝統文化の継承や保存」などにより、文化振興を図る必要があります。



徳島県教育委員会「教育に関する県民意識調査（平成19年度）」

2 基本理念

教育は、^{*}人格の完成をめざして、一人ひとりが持っている個性や多様性を尊重し、能力を伸長させていくとともに、社会の形成者として必要な資質を備えた人をはぐくむことをその目的としており、これは、時代を超えて変わらない普遍的なものです。

一方、前述したように教育を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな課題にも適切に対応するため、今後10年間の本県教育の基本理念を次のとおり定めます。

生涯にわたる「学び」の中で、時代の変化に対応し、
^{*}自己実現をめざす人を育てます

「学び」は、それ自体が喜びや感動に結びつき、人生の充実や生きがいにつながるものであります。また、一人ひとりの意欲や実情に応じた「学び」は、自立や社会的貢献をめざす手段となるとともに、社会をたくましく生き抜いていく力となります。

あらゆる世代の人々が、生涯にわたって、「いつでも」「どこでも」学習できる環境を整え、「学び」の成果を生きがいや地域社会への貢献につなげることのできる社会の実現が求められています。

人が「学び」を継続していくためには、幼児期から青年期までの成長過程で、基礎・基本が確実に定着し、知識・技能を活用することができる「確かな学力」、美しいものや自然に感動し、他人を思いやり、生命を大切にする「豊かな心」、たくましく生きるための健康や体力を備えた「健やかな体」がはぐくまれ、「学び」の基盤が築かれていることが大切です。

こうしたことから、子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた発達を促し、生涯にわたる「学び」の基盤を築いた上で、それが個性に応じ、自己を磨き、高め、自己実現をめざす人を育てます。

**社会全体で教育力の向上に取り組み、
豊かな社会の創造に参画できる人を育てます**

価値観の多様化が進む中、「新しい豊かさのかたち」として、一人ひとりの個性や多様性を尊重しながら、社会全体として豊かで住みよい社会を築くことが求められています。

教育には、こうした社会の創造に主体的に参画できる人を育てることが求められていますが、教育は、学校・家庭・地域など社会全体の取組により成り立つものであり、それぞれの主体が、それぞれの立場で、協力し合い、責任を持って子どもたちとかかわり、育てていくことが大切です。

また、社会全体の規範意識の低下が指摘される中で、子どもたちの健全な成長をはぐくむためには、大人自らが、社会全体をより良くしていこうという意識を持ち、責任ある行動をとるとともに、社会全体で子どもたちを育てていくことが大切です。

こうしたことから、学校・家庭・地域の連携のもと、地域における多様な交流活動・体験活動を通じて、互いを尊ぶ心や思いやりの心、社会性や規範意識を身につけ、個性や多様性を認め合いながら、社会の一員としての使命感を持ち、豊かな社会の創造に参画できる人を育てます。

**郷土に誇りを持ち、
国際的視野に立って行動できる人を育てます**

21世紀は、人々が自らの価値観に基づき「幸福」を実現していく時代であり、一人ひとりが「幸福」を築いていくためには、その土台となる自らを取り巻く社会をしっかりと見つめ、その社会の一員としての自覚を持つことが必要です。

人には生活の基盤となる地域があり、その地域をより良く知ることによって、人は地域に愛着を持つことができます。それは、他の地域と異なるオンリーワンの価値や魅力を発見・創造していく力となります。

本県には、恵まれた自然や豊かな郷土の文化、歴史、産業、思いやりに満ちた人情など、全国に誇ることができるかけがえのない財産が多数あります。これらを学ぶことは、自国や外国を知ることにつながり、より広い視野を身につけることを可能とします。

こうしたことから、郷土のよさやすばらしさに気づき、よく知ること、さらに、そこから学ぶことによって、徳島を誇りに思い、郷土や社会の発展のために積極的に行動するとともに、国際的視野に立って行動できる人を育てます。

3 基本目標

前述した基本理念に基づき、今後10年間を通じて本県教育のめざすべき基本目標を次のとおり定めます。

郷土に誇りを持ち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり
～地域の個性に根ざし、未来を拓くオンリーワン教育の実現～

基本目標には、次のような思いを込めています。

「郷土に誇りを持ち」には、本県の恵まれた自然や豊かな郷土の文化、歴史、産業、思いやりに満ちた人情など、全国に誇ることができるかけがえのない財産についてよく知り、そこから学ぶことにより、徳島を誇りに思い、郷土や社会の発展のために積極的に行動するとともに、国際的視野に立って行動できる人をはぐくんでいくという思いを込めています。

「社会の一員として自立した」には、個性や多様性を認め合った上で、自己実現をめざしながら、社会の形成者としての自覚と責任を持って生きる人をはぐくんでいくという思いを込めています。

「たくましい人づくり」には、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を備えた人をはぐくんでいくという思いを込めています。

また、基本目標の実現をめざし、施策や事業を推進する際の基本的な考え方を副題としています。教育の普遍的な使命の実現をめざした施策の推進はもとより、本県の実情に根ざした特色ある教育施策を積極的に推進していくという思いを込めて、「～地域の個性に根ざし、未来を拓くオンリーワン教育の実現～」としています。

基本目標を達成するため、次の6つの基本方針を掲げます。

基本方針1 社会全体で取り組む教育の実現

基本方針2 未来にはばたく力をはぐくむ教育の実現

基本方針3 信頼される教育環境の実現

基本方針4 人権尊重社会をめざす教育の実現

基本方針5 みんなが学べる生涯学習社会の実現

基本方針6 豊かなスポーツライフと人・地域が輝く「あわ文化」の実現

第3章 施策の基本的方向

ここでは、今後10年間を通じて実現すべき本県教育の姿を見通した上で、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策のうち、重点的に取り組む事業を示すとともに、各基本方針に属する項目ごとに、「現状」・「課題」・「今後の取組」を記載しています。

事業の実施に際しては、学校・家庭・地域など、社会全体の連携による取組や個人の発達段階に応じた校種間の連携など、一体的な推進に努めます。

また、個々の事業を単に実施するのではなく、関連の深い事業への波及や相乗的な効果を意識することにより、その事業効果を一層高める取組を進めるなど、各事業を重層的に推進します。

重点的に取り組む事業

この計画の基本目標を実現するため、特に重点的に取り組む事業は次のとおりです。

基本方針1 社会全体で取り組む教育の実現

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>家庭教育に係る支援機能の充実</u>					
●家庭の求めに応じた相談や情報提供など、地域における支援活動を行う家庭教育支援者の養成を推進します。	推進				
○「家庭教育支援者養成講座」受講者数（累計） H19 1,268人 → H24 1,500人	1320	1360	1400	1450	1500
<u>子どもの読書活動の推進</u>					
●「徳島県子ども読書活動推進計画」の改定を行うとともに、読書ボランティアのネットワークを構築し、図書館や学校等との連携をさらに進めるなどにより、県民総ぐるみによる子どもの読書活動を推進します。	改定 推進				
○子どもの読書活動の推進に関するイベント 参加者数（累計） H19 2,156人 → H24 4,000人	2400	2650	3400	3700	4000

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>地域教育に貢献する人づくり</u>					
●子どもたちが安心して学べる安全な地域の学びの場をつくるための人材を養成します。	推進				
○地域教育力再生コーディネータ養成講座受講者数(累計) H19 123人 → H24 390人	173	230	282	330	390
<u>地域ぐるみで学校運営を支援する体制の構築</u>					
●中学校区を単位とする「学校支援地域本部」を核とし、「 <u>地域コーディネーター</u> 」や「 <u>学校支援ボランティア</u> 」を配置するなどにより、多様な学校支援活動を推進します。	設置 推進				
○「学校支援地域本部」の実施市町村数 H19 - → H24 全市町村					
<u>*放課後子どもプランの推進</u>					
●「 <u>放課後子ども教室</u> 」の開設を促進し、学習、スポーツ、文化活動や地域住民との交流活動を行うことのできる安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)づくりを推進します。	推進				
○「放課後子ども教室」実施数 H19 39教室 → H24 80教室					
<u>学校評価システムの構築の充実</u>					
●地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、 <u>自己評価</u> を実施し結果を公表するとともに、保護者等による <u>学校関係者評価</u> を実施するなど、学校評価システムの充実・改善を図ります。	推進				
○「学校関係者評価」実施率 (公立幼・小・中・高・ <u>特別支援学校</u>) H19 32% → H24 100%					
<u>*コミュニティ・スクールの推進</u>					
●学校に「 <u>コミュニティ・スクール</u> 」を導入し、地域に開かれた学校づくりを進めます。	推進				
○「 <u>コミュニティ・スクール</u> 」モデル校数 H19 2校 → H24 12校 (累計)	5	7	10	11	12

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>*幼稚園預かり保育の充実</u> ●幼稚園における預かり保育を充実し、園児の放課後の安全と健全育成を推進します。 ○預かり保育実施率（公私立） H19 67% → H24 80%					
<u>*キャリア教育の推進</u> ●小学校では職場見学、中学校では職場体験、高等学校では就業体験など体験活動を実践し、児童生徒の発達段階に応じて勤労観・職業観の育成を図ります。 ○中学校における職場体験の実施率 H19 77% → H24 90%	推進				

基本方針2 未来にはばたく力をはぐくむ教育の実現

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<p>*「徳島県学校改善支援プラン」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「全国学力・学習状況調査」及び「徳島県学力調査」結果等を活用しながら、学校の教育活動の改善を推進し、児童生徒の学力向上及び学習状況の改善を図ります。 ○ 各学校が作成する「学力・学習状況」改善プランにおける数値目標の達成状況 H19 — → H24 「十分できた・概ねできた」学校の割合 80% ○ 各学校が実施する「学力向上に関する自己評価」の達成状況 H19 — → H22 「十分できた・概ねできた」学校の割合 100% ○ 「全国学力・学習状況調査」における県平均正答率 H24 全国平均正答率を上回る ○ 授業以外での学習時間 授業以外で1日30分以上勉強する児童生徒の割合 H19 小5 81.8%, 中2 83.2% → H24 小5, 中2とも5ポイント増加 ○ 学校以外での読書時間 家や図書館で1日10分以上本を読む児童生徒の割合 H19 小5 70.2%, 中2 60.6% → H24 小5, 中2とも5ポイント増加 	推進				

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
*小中一貫教育の推進					
●小・中学校のよりスムーズな接続と学力向上を図るため、小中一貫教育についての研究を進め、成果を普及します。	推進				
○モデル地域（累計） H19 3地域 → H22 6地域	4	5	6		
少人数学級編制の実施					
●小・中学校において、各学年等の特性に応じ、少人数学級編制を実施します。	推進				
○少人数学級（35人を上限とする学級編制）の推進 H19 小学1・2年 → H20 中学1年に新規導入					
少人数指導の充実					
●少人数グループ指導や [*] ティームティーチング指導のための教員配置を行います。	推進				
○一定規模以上の学級を有するすべての小・中学校に少人数指導のための追加教員を配置 H19～H24 繼続実施					
郷土の伝統文化を尊重する教育の推進					
●児童生徒が郷土の伝統文化にふれる機会を充実することにより、それらを大切にしようとする心をはぐくみます。 ○伝統文化を尊重する教育実践研究指定校（累計） H19 7校 → H24 22校	推進				
保護者の有害環境対策フィルタリングの認知率					
●様々な機会を捉え、保護者に対してインターネットの危険性やフィルタリングの有効性についての理解を図ります。 ○保護者の有害環境対策フィルタリングの認知率 H19 － → H24 100%	推進				
*スクールカウンセラー全校配置の推進					
●いじめ・不登校をはじめとする児童生徒の多様な悩みに対応するため、スクールカウンセラーの全公立小・中学校への配置の充実を図ります。	推進				

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
* <u>スクールソーシャルワーカー活用の推進</u>					
●問題を抱えた児童生徒への支援のため、スクールソーシャルワーカーを設置することにより、医療・福祉分野の関係機関等との連携の強化を図ります。	推進				
○スクールソーシャルワーカー数 H19 4人 → H24 8人					
* <u>阿波っ子スクールサポートチーム（A S S T）活動の充実強化</u>					
●児童生徒の問題行動へ迅速に対応するため、関係機関等が連携し、児童生徒、学校及び保護者への支援を図ります。	推進				
<u>子どもの体力向上の推進</u>					
●学校体育を充実させることはもとより、学校教育活動全体を通して体力向上の推進を図るとともに学校・家庭・地域が連携して、子どもに運動習慣や規則正しい生活習慣の定着化を図ります。	推進				
<u>学校保健の充実</u>					
●退職養護教諭を <u>スクールヘルスリーダー</u> として委嘱し、養護教諭未配置校に定期的に派遣するとともに、各学校で家庭、地域と連携して学校保健委員会を開催し、学校保健の充実を図ります。	推進				
○スクールヘルスリーダー派遣回数 H19 - → H24 90回（累計）					
<u>学校食育の推進</u>					
●「 <u>徳島県学校食育指導プラン</u> 」に基づき、学校における食育の指導体制を整備し、学校食育の推進を図ります。	推進				
○食育全体計画の策定 H20 すべての小・中・高・特別支援学校において策定					

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>学校給食における地場産物の活用</u>					
●学校給食が生きた教材として活用されるよう、学校給食における地場産物の活用を推進します。	推進				
○学校給食における地場産物活用率 H19 50% → H24 60%					
<u>理解・啓発の推進</u>					
●特別支援学校と地域の学校、特別支援学級と通常の学級による交流及び共同学習等を一層促進します。	推進				
○特別支援学校と交流及び共同学習等を実施している学校及び団体数 H19 88校・団体 → H24 100校・団体					
<u>一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実</u>					
●特別な支援を必要とする幼児・児童生徒一人ひとりに対して「個別の指導計画」を作成することにより、きめ細かい支援を推進します。	推進				
○「個別の指導計画」を作成している学校の割合 H19 47% → H22 100%					
<u>特別支援学校における支援の充実</u>					
●障害のある生徒の社会的・職業的自立に向け、特別支援学校の教員が県内事業所等を訪問して進路開拓に努めます。	推進				
○事業所等訪問回数 H19 833回 → H23 1,000回					
<u>*通級指導教室による支援の拡大</u>					
●通級指導教室を計画的に設置することにより、通級による指導を受けることができる体制の整備に努めます。	推進				
○通級指導教室の設置数 H19 小学校・聾学校に23教室 → H24 中学校にも拡大					

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>盲学校・聾学校の改築</u>					
●時代の変化に対応し、それぞれの障害に応じた専門的な教育をより一層推進する「新しいかたち」の学校として、現盲学校の敷地において、盲学校と聾学校の改築を進めます。	基本 計画	設計		工事	
○盲学校・聾学校の改築					
H19 推進 → H23 工事					
<u>*高等養護学校の整備</u>					
●「ハナミズキプロジェクト」の一環として、病弱等を伴う発達障害等の生徒に対して教育的支援を行う、高等養護学校の整備に向けた取り組みを推進します。	設計		工事		開校
○高等養護学校の整備					
H19 推進 → H24 開校					
<u>特別支援学校の適正配置の推進</u>					
●障害のある幼児・児童生徒が、可能な限り地域の身近な場で専門的な教育を受けることができるよう、特別支援学校の全県的な適正配置を推進します。	推進				
<u>特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上</u>					
●特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図ります。	推進				
○特別支援学校に勤務する教諭の「当該学校が対象とする障害種に対応した免許状」の保有率					
H19 75% → H24 80%					
<u>*「学校版環境ISO」の認証取得の推進</u>					
●「学校版環境ISO」の認証取得の促進を通じ、児童生徒・教職員が一体となった体験的・実践的な環境学習を推進します。	推進				
○「学校版環境ISO」認証取得校数					
H19 96校 → H24 220校					

事業名・事業概要・數値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>国際理解教育の推進</u> ●諸外国の学校と姉妹校の提携などの交流を進めるとともに、体験的な学習や課題学習を通して、国際的な視野に立って行動できる児童生徒を育成します。					
<u>情報教育の推進</u> ●児童生徒の情報活用能力の育成や、各教科等の目標を達成するために、教職員研修の充実と啓発に努め、教員の [*] ICT 活用指導力の向上を図ります。 ○ ICT を活用して指導できる教員の割合 H18 60% → H24 100%	推進				

基本方針3 信頼される教育環境の実現

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>*「中高一貫教育」の全県展開</u>					
●中学校と高等学校の6年間を通して、生徒の個性や能力を伸ばす中高一貫教育を推進します。 ○「中高一貫教育」の全県展開 H19 2校 → H22 3校	推進				
<u>徳島科学技術高等学校の開校</u>					
●高度情報化などの様々な社会の変化や科学技術の高度化・複合化に対応できる人材を育成することをめざす新しいタイプの高等学校として「徳島科学技術高等学校」を設置します。 ○徳島科学技術高等学校の設置 H21 開校		開校			
<u>オンリーワンハイスクールの育成</u>					
●学校の新たな伝統ともいえる「スクールアイデンティティ」を創成することにより「地域の教育・文化の創造拠点」としてのオンリーワンハイスクールを育成します。	推進				
<u>高校再編の推進</u>					
●各高等学校が将来にわたり多様な教育や部活動を実施し、活力ある教育活動を展開していくため、地域の知恵を活かしながら県下7地域で高校再編を進めます。 ○再編の計画策定 H19 2地域 → H21 7地域					
○上記の計画に基づく新しい学校の設置 H24 鴨島商業高等学校・阿波農業高等学校を統合した新しい高等学校の開校		策定 推進			開校

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>私立学校の振興</u>					
●私立学校運営費補助金及び高等学校等授業料軽減事業補助金の交付により、私立学校の健全な発達、低所得世帯の私立学校での修学を支援します。	支援				
●私立学校の特色づくり、魅力アップ、子育て支援とともに、地域貢献を促進し、情報発信力の強化を支援します。	支援				
●教育施策や取組が最大の効果を發揮するよう、公私立学校間での意思疎通を活性化し、連携・機能分担を強化します。	促進				
<u>教職員の資質の向上</u>					
●教員に必要な資質能力を育成するための基本研修となる初任者研修、教職3年経験者を対象とした授業力向上研修、教職5年次研修、10年経験者研修と各学校の中核となる教員を養成するリーダーシップ養成研修を実施し、教育力の向上を図ります。	推進				
●心に悩みを持つ教職員に対する精神科医等による相談事業や、学校全体でサポートするための※メンタルヘルスマネジメントセミナー等を実施します。	推進				
●平成20年度から制度化される特定健康診査・特定保健指導に積極的に対応し、教職員の健康の保持増進を図ります。	推進				

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>安全・安心な学校づくり</u>					
●災害に強く、使いやすい、安全で安心な学校施設を整備するために小・中・高等学校の耐震化を推進します。					
○県立高等学校施設耐震化率 H19 42% → H22 75% (H27 100%)	推進				→
○小・中学校施設耐震化率 H19 41% → H22 75%	推進				→
<u>学校安全ボランティア(スクールガード)活動の充実</u>					
●スクールガードリーダーによる巡回指導と評価を推進し、すべての小学校区における、スクールガードによる巡回活動等の充実を図ります。	推進				→
○スクールガードリーダー委嘱人数 H19 24人 → H22 44人					
<u>防災教育の充実</u>					
●防災教育推進モデル校を指定し、各学校で、児童生徒一人ひとりの実践的防災対応能力の向上を図るとともに、県内すべての小・中・高・特別支援学校における防災教育の充実を図ります。	推進				→
○防災教育推進モデル校数 H19 18校 → H21 24校					
○学校における防災教育の充実 H24 すべての小・中・高・特別支援学校で 推進					
<u>教育の組織運営体制等の充実</u>					
●新たに副校長、主幹教諭及び指導教諭を学校に置くことにより、学校の抱える課題に対して、迅速かつ的確に対応する組織運営体制や指導体制の改善・充実を図ります。	設置				→
○副校長等の新たな職の設置 H20 設置					

基本方針4 人権尊重社会をめざす教育の実現

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
「“あわ”人権学習ハンドブック」の活用促進					
● 「“あわ”人権学習ハンドブック」の活用促進を図り、指導内容・指導方法の改善・充実を進めます。	推進				
人権教育研究校の指定					
● 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を人権教育研究校に指定し、実践的な研究を進めるとともに、研究成果の普及を図ります。 ○研究指定校 県指定 幼・高・特別支援学校 毎年度各2校 文部科学省指定 小・中学校 每年度各2校	推進				
児童生徒の自主的な活動の推進					
● 人権に関する作品等を募集するなどして、児童生徒の人権問題の解決に向けた自主的な活動を推進します。 ○ふれあい人権劇発表会への応募作品数 H19 - → H24 100（累計） ○中・高生による人権交流集会への参加者数 H19 500人 → H24 3,000人（累計）	推進				
生涯にわたる学習機会の充実					
● 人権に関する交流会、研究会の開催や人権に関する作品募集等を行い、生涯にわたる人権教育の学習機会の充実を図ります。	推進				
指導者の養成と資質の向上					
● 学校や地域社会における指導者の養成と資質の向上を図ります。 ○人権教育指導員の派遣回数 H19 300回 → H24 1,800回（累計） 年間300回 ○社会教育における人権教育推進者の養成数 H19 40人 → H24 220人（累計）	推進				

基本方針5 みんなが学べる生涯学習社会の実現

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
「徳島県立総合大学校」の学習支援機能の充実					
●県が実施する様々な講座や各種施設の情報提供をワンストップで行うとともに、学習機会のさらなる充実を図るなど、県民のニーズに応じた学習を総合的に支援します。	開校 推進				
○生涯学習情報システムへのアクセス件数 H19 約50万件 → H24 約80万件					
人材の育成と有効活用					
●県立総合大学校の開校に伴い、「とくしま学博士」の認定や人材登録の制度を創設し、地域における生涯学習のリーダーの育成や、地域に貢献できる人材の有効活用を図ります。	創設 推進				
文化の森総合公園文化施設の機能充実					
●常に新鮮で、より多くの県民に親しまれる魅力ある事業の実施等に努めます。	実施				
○各文化施設入館者総数（累計） H19 1,390万人 → H24 1,800万人	1470万	1550万	1630万	1710万	1800万
とくしまネットワーク図書館の構築					
●県立図書館を核とした県下図書館の連携により、県民が「いつでも・どこでも」必要な図書館サービスを受けられるよう、「とくしまネットワーク図書館」を構築します。	検討	構築			
○とくしまネットワーク図書館 H22 構築					
県立鳥居記念博物館の移転・整備					
●鳥居龍藏博士の功績を広く紹介するため、県立鳥居記念博物館を文化の森総合公園へ移転整備します。	開設 準備	開館			
○県立鳥居龍藏記念博物館（仮称） H22 開館					

基本方針 6 豊かなスポーツライフと人・地域が輝く「あわ文化」の実現

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<u>生涯スポーツの推進</u>					
●「徳島県スポーツ振興基本計画」の着実な推進を図ります。また、県民をはじめ、各市町村、各スポーツ関係団体等の理解と協力のもと、「生涯スポーツ」、「競技スポーツ」を振興し、「学校における体育・スポーツ」の充実を図ります。 ○「徳島県スポーツ振興基本計画」の見直し H22 見直し	推進		見直制定	推進	
● [*] 「とくしまスポーツ憲章」を制定し、県民挙げてスポーツに親しむ気運を醸成し、「とくしまスポーツ王国づくり」の実現をめざします。	推進				
●地域住民が主体となって設立する [*] 「総合型地域スポーツクラブ」の育成を支援し、みんなが楽しめる生涯スポーツの普及を推進します。 ○総合型地域スポーツクラブの設立数 H19 21クラブ → H22 26クラブ	推進				
●「する」「見る」「支える」など多様なスポーツへの取り組みを推進するため、「とくしまスポーツSHOWデー」実行委員会による、だれもが楽しめるスポーツイベントなどへの助成や情報発信を行います。 ○イベント等助成数 H19 10件 → H22 20件（累計）	推進				
<u>競技力向上対策の推進</u>					
●競技スポーツの重点強化による成果志向型の選手強化を図り、競技力の向上を進めます。 ○国民体育大会天皇杯順位 H19 47位 → H22 30位台	推進				

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
<p>●「競技力向上スポーツ指定校制度」により、有力選手を特定の公立高等学校へ集め、指導者の体制を整備するとともに、中学校と高等学校の連携を進めるなど、競技力の基盤強化を図ります。</p> <p>○中学校と高等学校の連携による競技力向上連携ゾーン数 H19 1 → H22 16</p>	推進				
<p>●全国・国際大会において優秀な成績を挙げた選手や指導者を称えることで、スポーツ人口の増加や新たなスポーツ文化の形成を進めます。</p> <p>○徳島県スポーツ賞(仮称)の推進 H20 創設</p>	推進				
*文化財の保護・保存と活用					
<p>●文化財保護に携わる人材の育成を推進します。</p> <p>○文化財マイスター修了生数 H19 18人 → H21 60人(累計)</p>	推進				
<p>●国指定文化財を保全し、活用する取り組みを推進するなかで、地域の活性化を図ります。</p> <p>○国指定文化財(史跡含む)[*]の指定選定数 H19 9地区(うち史跡7地区) → H24 13地区(うち史跡10地区)</p>	推進				
<p>●徳島を代表する歴史文化遺産である「勝瑞城館跡」の整備事業を、国・県・町の役割分担に基づき支援します。</p> <p>○勝瑞城館跡整備面積 H19 0m² → H24 約20,000m²</p>	推進				

事業名・事業概要・数値目標	年度別実施計画				
	H20	H21	H22	H23	H24
「いにしえ夢街道」の構築					
●国指定史跡や周辺の文化財をつなぎ合わせて、各地の博物館・資料館と連携しながら、文化財を活かした地域づくりを進めます。	推進				
○文化財ボランティア養成人数（累計） H19 63人 → H22 200人					
○アワコウコ楽マイスター参加者数（累計） H19 82人 → H22 160人					
学校への芸術家等派遣の推進					
●小・中・高等学校等に、芸術家や伝統芸能の保持者などを派遣し、講話や実技披露などを行うことによって、豊かな心と感性をはぐくみます。	推進				
○学校への芸術家等派遣回数（累計） H19 132回 → H24 220回					
高等学校総合文化祭の開催・参加					
●全国高等学校総合文化祭や、近畿高等学校総合文化祭、徳島県高等学校総合文化祭に積極的に取り組み、充実を図ります。	開催 推進				
○近畿高等学校総合文化祭の開催 H19 準備 → H20 開催・参加者6,000人					

基本方針1 社会全体で取り組む教育の実現

生涯を通じた「学び」や成長をはぐくむ場は、学校や家庭、地域の中にはあります。社会の変化等も踏まえた新たな連携・協力の仕組みを構築するとともに、学校・家庭・地域はそれぞれに求められる役割を十分に果たすことが必要です。

このため、地域の方々の参画を得て、放課後・休日等において子どもたちが地域の中で、安全に安心して様々な体験・交流活動や学習活動を行う場づくりを推進するとともに、多様化・深刻化する教育課題に適切に対応するため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを進めます。

また、幼児期における教育は、生涯にわたる学習活動を継続していく基礎となるものであり、幼稚園と家庭が連携して道徳性をはぐくむとともに、基本的生活習慣を身につけさせるための取組を進めます。

さらに、小・中・高等学校と大学等の連携の推進、^{*}専門高校と地域や産業界のパートナーシップによる教育の展開などにより、社会で活躍する人材を育成します。

1 学校・家庭・地域の連携の推進

県民の教育に対する理解を深め、学校・家庭・地域が連携して学校教育及び社会教育の活性化を図るとともに、家庭や地域がそれぞれに求められる役割を十分に果たせるよう、教育力の向上をめざした取組を推進します。

(1) とくしま教育の日（教育週間）の推進

●現状

○平成16(2004)年3月、「とくしま教育の日を定める条例」を制定し、11月1日を「とくしま教育の日」、11月1日から7日までを「とくしま教育週間」として、県民の教育に対する理解を深めるとともに、学校教育及び社会教育の振興の気運を醸成する取組を進めています。

●課題

- 多くの県民が参加しやすい事業となるよう工夫する必要があります。
- 社会全体で取り組むために、教育関係者だけでなく、広く県民に普及啓発する必要があります。

●今後の取組

○とくしま教育の日（教育週間）の推進

教育に対する県民意識の向上を図ることを目的として、とくしま教育の日（教育週間）を中心に、10月から11月にかけ、県民の関心の高い教育問題をテーマにした講演会、シンポジウム等の開催や、学校における授業や部活動を一般公開するオープンスクールなど、地域住民や保護者など広く県民が参加できる事業を実施します。

また、公民館をはじめ、地域に根付いた活動を行っている事業所や団体に対して、より幅広く事業実施への協力を求めていきます。

○とくしま教育の日の広報・啓発

とくしま教育の日について、県ホームページをはじめ、新聞・テレビ等を活用して、児童生徒・保護者はもとより、広く県民に対して、周知を図るとともに、各事業について県民への広報を図ります。

(2) 家庭の教育力の向上

●現状

○少子化・核家族化やライフスタイルの変化等が進み、過干渉・過保護、放任などが問題となっています。

また、社会全体の規範意識の低下の中で、保護者が規範を示すことや、子どもたちの基本的生活習慣を確立させるという家庭教育の基本が忘れられつつあるなど、家庭の教

育力が低下しています。

○幼児期における保護者のかかわりは、子どもの健やかな成長を促す上で大きな役割を果たすため、保護者に対して家庭教育に関する学習の機会を提供するとともに、身近なところで悩みを抱える保護者との相談や家庭教育にかかるグループの支援などを行う家庭教育支援者を、延べ1,268名（平成11(1999)～19(2007)年度）養成しました。

●課題

- 家庭の教育力の向上を地域全体の課題として捉え、地域ぐるみで家庭教育を支援する体制づくりが求められています。
- 家庭教育に関する様々なニーズに応えた学習機会や情報提供を充実させる必要があります。
- 基本的生活習慣の乱れによる子どもたちの気力・体力の低下が指摘されており、基本的生活習慣定着の重要性を社会全体で再認識する気運を醸成する必要があります。
- 子どもたちの読書活動を推進するため、幼児期から本に親しむことができる環境づくりや、家庭での読書活動を支えるネットワークづくりが求められています。

●今後の取組

○家庭教育に係る支援機能の充実

保護者に対して子育てに関する知識や考え方を学ぶ機会を提供し、あわせて家庭教育支援者の養成を推進するとともに、成長過程に応じたきめ細かな情報提供や相談活動を行う「家庭教育支援チーム」の設置など、関係機関や団体との連携のもと、地域ぐるみで家庭教育を支援する体制づくりを進めます。

○P T Aとの連携・協働の推進

P T A活動の活性化を図り、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携しながら、保護者が積極的に子どもや学校にかかわっていく気運の醸成に努めます。

○「早寝 早起き 朝ごはん運動」の推進

子どもの生活リズムの向上をめざす「早寝 早起き 朝ごはん運動」を推進します。

また、子どもの基本的生活習慣を含めた家庭教育の実態の把握に努め、家庭教育の重要性についての啓発等を図ります。

○子どもの読書活動の推進

「徳島県子どもの読書活動推進計画」の改定を行うとともに、家庭における絵本の読み聞かせや家族一緒に読書を楽しむ読書運動を展開します。

また、各地域で読み聞かせ等を行う読書ボランティアのネットワークを構築し、図書館や学校等との連携をさらに進めるなどにより、子どもたちがいつでも、どこでも読書に親しむことができる環境づくりに努めます。

(3) 地域の教育力の向上

●現状

- 少子化、核家族化の進展、また、情報化による子どもの「遊び」の変質に伴い、子ども同士で遊び、^{かよとう}葛藤しながら成長する体験機会の減少や近隣の大人の無関心、地縁的な人のつながりの希薄化などにより、「地域の子どもは地域が育てる」といった地域の教育力の低下が指摘されています。
- 学校教育においては、いじめ・不登校など、児童生徒をめぐる様々な問題の発生とともに、教育活動以外の業務など教員の業務量が増加しています。

●課題

- 地域の人的・物的資源を最大限に活用し、学校、家庭、地域がそれぞれに求められる役割と責任を果たし、相互に連携して教育に取り組める体制づくりが求められています。
- 学校と地域との連携体制を構築し、地域全体で学校教育を支援することによって、教員の子どもと向き合う時間の拡充を図る必要があります。
- 地域ぐるみで、子どもたちが安全に安心して放課後等を過ごすことのできる居場所を確保する必要があります。
- 家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら学校の安全管理に関する取組の充実を図る必要があります。
- 人権教育をより実効あるものとするため、学校・家庭・地域の緊密な協力体制により、地域全体の人権意識を高揚していく取組が求められています。

●今後の取組

○地域教育に貢献する人づくり

自然体験活動や社会体験活動などの子どもたちが安心して学べる安全な地域の学びの場をつくるための人材を養成し、地域教育力の再生を図ります。

○地域のきずなづくり

ボランティア活動や家族参加の体験活動、地域の様々な課題等を解決する学習や活動などの取組を通じて、地域住民同士が「学び合い、支え合う」地域のきずなづくりを推進します。

○地域ぐるみで学校運営を支援する体制の構築

^{*}中学校区を単位とする「学校支援地域本部」を設置し、学校と地域の現状をよく理解している「地域コーディネーター」や、学習支援活動や部活動指導等を行う「学校支援ボランティア」を配置するなど、多様な学校支援活動を推進します。

○社会教育関連団体等との連携

P T A・女性団体・青少年団体・ボランティア団体などの社会教育関連団体等との連携や各種活動への支援を通じ、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ体制を整備します。

○「放課後子どもプラン」の推進

放課後等において、子どもたちが地域住民の参画のもと、学習やスポーツ、文化活動を行うことのできる安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを推進します。

○子どもの安全確保に関する取組の充実

すべての小学校区において、^{*}スクールガードによる巡回活動等を実施するとともに、安全マップの活用や不審者情報の連絡体制の整備等について指導し、学校安全体制の整備を図ります。

また、県内の不審者情報や子どもを犯罪から守る対策等について、警察や関係機関との連携を深め、子どもの安全確保の一層の充実を図ります。

○学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進

学校・家庭・地域が一体となって、人権に関する学習活動や交流・体験活動を進める取組を推進し、その成果の普及を図ります。

2 地域の教育力の活用

地域の人材や教育力を活用して、地域で子どもをはぐくむ活動を推進するとともに、学校評価システムやコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の普及を図り、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めます。

（1）開かれた学校づくりの推進

●現状

○地域住民等から学校運営に関する意見を求める^{*}学校評議員制度や、学校を評価し、その結果を保護者や地域住民等に向けて発信する学校評価制度の取組が各学校において進められています。

○保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画していくことが求められており、豊富な知識や経験を持つ地域の人材を生かして、開かれた学校づくりに向けた取組を進めています。

●課題

○学校評価制度を確立し、^{*}自己評価はもちろん^{*}学校関係者評価についても積極的に推進し、その結果について広く公表するなど適切に説明責任を果たしていく必要があります。

○学校運営に関する保護者や地域住民との連携を図り、地域の人材や教育力を幅広く活用し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営のあり方を確立する必要があります。

●今後の取組

○学校評価システムの充実

文部科学省策定の「学校評価ガイドライン」を踏まえ、自己評価の実施及び結果の公表並びに設置者への報告については、すべての学校で行うとともに、保護者や学校評議員等による学校関係者評価についても積極的に推進し、学校評価システムの一層の充実を図ります。

○コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの推進のために、モデル校における成果等の普及を図るとともに、学校運営協議会設置に向けた取組への支援に努めます。

3 幼児期における教育の充実

発達や学びの連続性を確保するために、幼稚園と保育所・認定こども園・小学校との連携を推進するとともに、生活の連続性を確保するために、家庭・地域との連携を推進するなど、幼児教育の充実を図ります。

(1) 幼児教育の充実

●現状

- 幼児期の教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、規範意識、思考力、豊かな感性と表現力等の芽生えを養うなど、義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で重要な役割を担っています。
- 子どもの育ちが変化してきており、食生活など基本的生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、集団生活にうまく適応できないなどの問題が指摘されています。
- 幼稚園では、地域の実態や保護者の要請に応じ、幼稚園の教育活動の一環として、教育課程に係る教育時間の終了後等に、希望する者を対象に行う「預かり保育」を実施する幼稚園が増えてきています。

●課題

- 幼稚園教育要領が改訂され、新しい教育課程の円滑な実施が求められています。
- 適切な教育環境を計画的に構成し、幼児一人ひとりの発達課題に応じた指導を通して、健やかな成長を促していくことが幼稚園教育に求められています。
- 保護者が子育ての喜びを感じたり、その重要性に気付いたりできるよう、子どもによりよい育ちを実現する子育ての支援が求められています。また、「預かり保育」については、地域の実態や保護者の要請に応じて、一層の充実が求められています。

●今後の取組

○新しい教育要領実施への支援

平成21(2009)年度からの実施に向け、研修会の開催や学校訪問などにより、改訂の趣旨や内容の周知の徹底を図ります。

また、「徳島県幼稚園教育振興プラン」の成果を踏まえながら、新たな課題に対応するため、「徳島県幼児教育振興アクションプラン」を策定し、さらなる幼児教育の振興を図ります。

○発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

発達や学びの連続性を確保するため、幼稚園と保育所・認定こども園・小学校との連携・交流の機会を充実し、相互理解の推進に努めます。

○生活の連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼稚園での生活と家庭や地域での生活の連続性を踏まえて、家庭や地域との連携を強化し、その教育力を活用して、幼児の健やかな成長を促します。

○子育ての支援と「預かり保育」の充実

県立総合教育センターにおいて、幼児教育の目的や内容に関する共通理解を図り、充実した保育を実施するための研修を実施します。

また、幼稚園においては、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児教育のセンターとしての役割を果たせるよう、施設の開放、子育てに係る相談、情報の提供など、子育ての支援や、地域の実態や保護者の要請に応じた「預かり保育」の充実を支援します。

4 産業界や大学等との連携の推進

地域の事業所や企業など産業界と連携して、子どもたちの勤労観や社会性を養います。

また、大学等との連携により教職員の資質向上のための研修やＩＣＴを活用した遠隔指導などの取組の充実を図ります。

(1) 産業界との連携の推進

●現状

○児童生徒の望ましい勤労観、職業観の育成のために、小・中・高等学校では、キャリア教育を推進しています。

○職業教育を主とする専門高校においては、社会の変化や産業界の要望に対応できる技術者の育成、地域産業を担う後継者の育成などに努めています。

●課題

○学校の教育活動全体を通じ、「働く」ことへの関心・意欲を高めるとともに、産業界と連携し、体験的な学習を促進するなど、キャリア教育を推進する必要があります。

○技術革新が急速に進む中、職業教育の拠点である専門高校には、産業界の実践的技術の進歩に対応した教育内容の一層の充実が求められています。

○これまで地域産業界を支えてきた熟練技術者の大量退職の時期にさしかかり、その技術の継承が懸念されており、ものづくりを支える若手の専門的職業人を育成する必要があります。

●今後の取組

○キャリア発達に応じた指導の充実

小・中・高等学校における組織的、系統的なキャリア教育の実施に向けて、教育課程の充実・改善を支援します。

また、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校での就業体験など、働くことの意義を実感できる体験活動の充実に努めます。

○専門高校における職業教育の充実

地域社会のニーズに応じた専門的職業人や地域産業の担い手を育成するため、学校と産業界との連携体制の構築などにおいて、専門高校に対する支援を充実し、その成果の普及・啓発を進めることにより専門高校の活性化を促進します。

(2) 大学等との連携の推進

●現状

○教員の資質向上には、養成・採用・研修の各段階における施策をより一層有機的に関連させて実施することが求められていることから、大学等と連携した教員研修を実施しています。

○各学校における教育内容を充実させるため、大学教員の出前授業の実施や遠隔授業の研究を行っています。

○高等学校と大学等との接続の円滑化を図るため、連携のあり方を研究しています。

●課題

○教員免許更新制など教育を取り巻く状況の変化に対応するために、新たな連携のあり方の検討を行う必要があります。

○大学等の教育力を積極的に活用し、幼・小・中・高等学校における教育内容の充実を図る必要があります。

●今後の取組

○研修における連携の推進

大学における教員研修の実施や教員を志望する大学生対象の研修会の開催など、教員の資質向上のために連携を推進します。

○授業における連携の推進

県教育情報ネットワーク・テレビ会議システムを用いた大学教員等による学校への遠隔指導や、大学教員が学校に出向き授業を行う取組を促進します。

○高大連携の推進

高校生の大学公開講座の受講や、^{*}S S Hに指定された学校と大学との連携による研究活動等を推進します。

基本方針2 未来にはばたく力をはぐくむ教育の実現

急激に社会が変化し、価値観が多様化する時代にあっては、それぞれの個性を生かしながら、生涯にわたって学習する意欲や態度をはぐくみ、資質や能力を伸ばすことが、学校教育に求められています。

こうした視点に立ち、生きる基盤となる「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の調和を図り、子どもたちが自己実現をめざしながら、社会の一員として自らの人生を豊かに創造していく力をはぐくみます。

また、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

さらに、若者の勤労観・職業観の変化、地球規模での環境問題の重要性の高まり、国際化や情報化の進展など、社会状況の変化に適切に対応し、次代を切り拓いていく知識や能力を育成する教育を推進します。

1 「確かな学力」の育成

基礎・基本の確実な定着はもとより、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、少人数学級や少人数グループ指導、^{*}ティームティーチングなどきめ細かな指導を進めるなど、「確かな学力」を育成します。

(1) 学力向上策の推進

●現状

○平成18(2006)年度から県内すべての幼・小・中・高等学校に「学力向上検討委員会」を設置するとともに、「学力向上推進員」を指名し、各学校が実態に応じた「重点目標」を掲げて、学力向上に取り組んでいます。

○平成18(2006)年度から、児童生徒の学習活動を支える基礎的・基本的な知識・技能に加え、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の定着状況を把握するために「徳島県学力調査」(対象学年：小学校5年生と中学校2年生)を実施しています。

○平成19(2007)年度から「全国学力・学習状況調査」(対象学年：小学校6年と中学校3年)が実施され、その結果等を踏まえ、「^{*}徳島県学校改善支援プラン」を策定しました。

●課題

- 学習指導要領が改訂され、確かな学力のより一層の育成が求められています。
- 基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図る必要があります。
- 生活習慣や学習習慣等の改善について、家庭や地域と連携して取り組む必要があります。
- 学力向上に関する先進的取組の成果をすべての学校に普及する必要があります。

●今後の取組

○新しい学習指導要領への円滑な移行

研修会の開催や学校訪問などにより、改訂の趣旨や内容の周知・徹底を図り、平成21(2009)年度からの移行措置を経て、小学校では平成23(2011)年度から、中学校では平成24(2012)年度からそれぞれ完全実施、高等学校では平成25(2013)年度から年次進行で実施できるよう支援します。

○学力調査の実施と活用

引き続き「全国学力・学習状況調査」へ参加し、「徳島県学力調査」を実施するとともに、「徳島県学校改善支援プラン」に基づいた学力向上に向けた取組を推進し、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の一層の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。

○学力の基盤となる生活習慣や学習習慣等の改善

家庭や地域社会との連携を促進し、児童生徒の生活習慣や学習習慣等の改善を図ります。

○幼児・児童生徒の読書活動の充実

朝の読書活動等の一斉読書活動、読み聞かせ、幼児・児童生徒のための「ブックリスト」の作成、学校図書館等の活性化等を推進し、幼児・児童生徒の読書活動の充実を図ります。

○全県を挙げた学力向上への取組の充実

学力向上に関する研究指定校やSSHやSELHiに指定された学校等における研究の一層の充実を図り、その成果を県立総合教育センターのホームページから情報提供するなどにより、すべての幼・小・中・高等学校へ普及し、各学校の特色を生かした学力向上を推進します。

(2) きめ細かな指導体制の整備

●現状

○子どもの育ちの変化や、入学・進学時の環境の変化、学習システムなどの違いによる戸惑いや不安から起こる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」が問題となっています。

○子どもたちが生き生きとした学校生活を送り、心豊かに成長していくためには、一人ひとりに行き届いたきめ細かな指導を推進していくことが必要であり、小学校1・2年の学級編制において、35人を上限とする少人数学級編制を実施しています。

さらに、小学校の中・高学年や中学校の授業において少人数グループ指導や複数の教員が指導するチームティーチング等を行っています。

●課題

○「小1プロブレム」の解消については、各教科等の内容や指導における配慮を行うとともに、生活面での指導や家庭との十分な連携・協力が必要です。

また、「中1ギャップ」の解消については、小・中学校を見通し、学習と生活の両面にわたる継続的・効果的な指導が求められています。

○教育水準維持のために、教員等の配置について、一層工夫していくことが求められています。

●今後の取組

○保・幼・小・中学校の連携の推進

教員が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導のあり方について理解を深めるとともに、幼児と児童が交流するなど、保育所・幼稚園と小学校との連携や交流を図ります。

また、小・中学校教員による相互交流授業や合同学習、合同行事などに取り組みつつ、学校種間の接続と連携のあり方についての理解を深めるため、研修等の充実を図ります。

○小中一貫教育の推進

小・中学校のよりスムーズな接続と学力向上を図るために、小中一貫教育についての研究を進め、成果を普及します。

○中学校での少人数学級編制の実施

平成20(2008)年度から、中学校1年生の学級編制において、35人を上限とする少人数学級編制を実施します。

○少人数指導の充実

小・中学校において、各学年等の特性に応じ、少人数グループ指導やチームティーチング指導のための教員配置を行います。

○教員等の配置の充実

一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、教員配置に関して、多様な方策を検討していくとともに、複式学級解消等、学校の実態に応じた教員配置については、できるだけ配慮していきます。

また、教員が子どもと向き合う時間を拡充し、児童生徒の実態や学校の実情に応じた教育を開拓するため、退職教員の人材登録制度の導入をはじめ外部人材を活用し、学力向上等を支援する非常勤講師として小・中学校に配置します。

2 「豊かな心」の育成

道徳教育の充実を図るとともに、自然体験や社会奉仕活動など様々な体験活動や郷土を学ぶ機会を通じて、命を大切にする心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化を大切にする心などの「豊かな心」を育成します。

(1) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

●現状

○現在の児童生徒は、物質面では恵まれていますが、その反面、社会体験や生活経験が不足しています。

また、インターネットや携帯電話など情報化社会が進展する一方、直接対面してコミュニケーションを図る機会が減少していることが指摘されています。

●課題

○学校教育において、人とのふれあいや、地域や自然の中での様々な体験活動を充実させる必要があります。

○児童生徒の芸術文化活動を奨励し、発表や交流の場を継続的に提供することによって、豊かな感性や情操を養う必要があります。

●今後の取組

○豊かな体験活動の推進

世代間交流や動植物の育成を通じて感性をはぐくみ、命の大切さを学ぶ体験活動を推進します。

また、地域社会の一員としての意識を育て、心の絆や人間関係を広げる社会奉仕活動を推進します。

○学校における芸術文化活動の推進

学校の教科、総合的な学習の時間及び特別活動等において、児童生徒が主体的に芸術文化活動に取り組むことのできる環境を整備するとともに、発表や交流の機会を提供し、芸術文化活動の活性化や、地域の伝統文化を継承する人材育成などに努めます。

○郷土の伝統文化を尊重する教育の推進

児童生徒が郷土の伝統文化にふれる機会を充実することにより、郷土の伝統文化への関心や理解を深めるとともに、それらを大切にしようとする心をはぐくむ教育を推進します。

(2) いじめ・不登校等対策の推進

●現状

○平成18(2006)年度における本県のいじめの認知件数は539件、不登校児童生徒数は1,113人であり児童生徒のいじめ、不登校や問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあります。その解決を図るため、教職員をはじめ教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、緊急かつ重要な課題として受け止め、早急に対応することが求められています。

●課題

○関係部局間の連携を図り、学校を積極的に支援し、児童生徒のいじめ問題等を未然防止するとともに、早期発見や早期解決を図る必要があります。

○インターネットの掲示板やメールを利用してのいじめなどが増えているため、情報モラルの育成が求められています。

○不登校の原因は複雑で、問題解決に時間がかかり長期の不登校になるケースも見られるため、児童生徒一人ひとりに応じた適切な支援を適切な時期に行う必要があります。

○問題行動等は、学校や家庭において、個別に対応するだけでは解決が図れない事案が増え、警察、児童相談所等の関係機関との連携をより密にした取組が求められています。

●今後の取組

○心の居場所となる学校づくり

児童生徒一人ひとりが生き生きと活動でき、「心の居場所」となる魅力のある楽しい学校づくりを推進します。

○情報モラルの向上

個人情報の流出、出会い系サイトに関わるトラブルや携帯電話等を利用した犯罪による児童生徒の被害を防ぐため、携帯電話会社、県警察本部の専門家の協力を得て、携帯電話の安全教室を実施したり、PTAの研修会など様々な機会を活用したりすることにより、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性、有害環境対策フィルタリングの活用についての理解を深め、児童生徒や学校・家庭・地域を含めた情報モラルの向上に努めます。

○教育相談体制の充実

県立総合教育センターにおける教員研修事業を通じ、いじめを許さない学級経営・学校運営の徹底や教職員のカウンセリング能力の向上を図り、適切に対応できる体制づくりに努めます。

*また、スクールカウンセラーの全公立小・中学校への配置を継続するとともに、教育相談の充実のためのスクールアドバイザーや、スクールソーシャルワーカーの派遣など、外部の専門家等を活用した取組や24時間対応の電話相談について、学校、家庭、地域に周知し、積極的な運用を推進します。

○児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアルの活用

「初期対応マニュアル」を県内すべての公立学校に配付し、校内研修等の場で活用し、全教職員の共通理解のもと、児童生徒一人ひとりの健全な発達と生徒指導体制の適切な構築に努めます。

○阿波っ子スクールサポートチーム（A S S T）の充実

県警察少年サポートセンターと県教育委員会を中心に、関係機関が連携し組織する阿波っ子スクールサポートチーム（A S S T）により、問題行動への対応や非行防止に関して、児童生徒、学校及び保護者への支援活動を推進します。

○警察・学校相互連絡制度の活用

県警察本部と県教育委員会の間の「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」を積極的に活用し、警察と学校とが連携を密にすることにより、児童生徒の安全確保や問題行動等の未然防止を図ります。

（3）ボランティア教育の推進

●現状

○ボランティア活動などを通じた社会貢献への意識が高まっています。

学校においては、児童生徒一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、社会貢献はもとより、自分自身の成長にもつながるボランティアの意義を踏まえた体験的・実践的活動などの取組を進めています。

●課題

○学校におけるボランティア教育の推進や家庭・地域・ボランティア団体等との連携に努め、学校や地域におけるボランティア活動を継続的に推進し、その意欲を醸成していく必要があります。

○教員の研修や各種情報の提供等の充実を図る必要があります。

●今後の取組

○学校におけるボランティア教育の推進

学校においては、福祉施設の訪問、地域の清掃活動や資源ゴミ回収活動を行うなど、地域や児童生徒の実態に応じて様々な取組を進めます。

また、リーフレット等により、ボランティア活動の紹介を行うとともに、先進校の取組について情報提供します。

○教員の指導力の向上

教員のボランティア体験、ボランティアに関する指導力向上のための研修等を充実させ、子どもの社会貢献への意識の育成に資する活動を一層推進します。

○家庭・地域・ボランティア団体等との連携

学校と家庭・地域がともに取り組む体制やボランティア活動を行う団体等との協力体制を確立し、外部の人材を活用するなど、地域に根ざした活動の充実を図ります。

(4) 郷土を誇りに思う心の育成

●現状

○郷土や地域の文化についての理解を深めることは、地域に愛着を持つこと異なる文化・歴史を理解するなど、広い視野を身につけることにもつながります。

学校においては、社会や道徳、総合的な学習の時間を中心に、それぞれの地域や学校の実態に応じて、地域の人材を活用するなどして、郷土や地域について学ぶ取組を進めています。

●課題

○郷土や地域の伝統や文化を学ぶ際に、共感や感動を与えることに焦点を当てた教材の開発・活用や体験活動を通じた取組を進める必要があります。

○地域の人々から郷土や地域について学ぶ取組を進めるとともに、地域の団体等との連携を進める必要があります。

●今後の取組

○郷土や地域の伝統や文化を学ぶ活動の推進

各学校では、総合的な学習の時間をはじめ、各教科等において阿波おどり、大谷焼、藍染め、人形浄瑠璃など、郷土や地域の伝統や文化への理解を深めたり、地域の発展に尽くした先人の生き方などを学習したりすることに積極的に取り組むことにより、郷土を誇りに思い、大切にする心の育成に努めます。

また、郷土や地域に固有の自然や文化などの魅力や特色について学ぶため、農山漁村における生活体験活動を推進します。

○地域の人材の活用と地域の団体等との連携

地域の人材の活用や地域の団体等との連携を進め、郷土や地域の文化などについて身近に感じることができる学習を進めます。

○教材開発・指導方法等の研究

教育課程への位置づけ、指導内容・方法、教材開発について、また地域の人材や団体等との効果的な連携の実践研究を行い、その成果の普及に努めます。

(5) 道徳教育の充実

●現状

○社会の規範意識の低下、家庭や地域の教育力の低下、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や体験活動の減少などを背景として、子どもたちの生命尊重の心や自尊感情^{*}の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会性の育成の不十分さが指摘されています。

○道徳教育は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通じて、主体性のある日本人を育成するため、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標とし、学校の教育活動全体を通じて行われています。

●課題

○道徳性の涵養^{かんよう}については、家庭の果たす役割が大きいことを前提にしつつ、学校教育においては、発達段階に応じた指導や体験活動などを通じた生活習慣や規範意識の確立など、より一層充実した道徳教育が求められています。

○指導方法・指導体制等に関する研究や教材の作成を行うなど、道徳教育の充実に向けて総合的に取り組む必要があります。

●今後の取組

○道徳教育の推進

文部科学省作成の「心のノート」などの多様な読み物資料や視聴覚教材等の活用により、児童生徒の道徳性の発達段階に応じた指導を行うとともに、成果を生活の中に生かすことができるよう学校教育活動全体での取組を進めます。

○実践研究の推進と普及

子どもたちの規範意識や公共の精神など道徳性をはぐくむ観点から、指導方法・指導体制等に関する研究や教材の開発などに努め、道徳教育の充実を図ります。

○先進事例の情報提供

道徳教育に関する研究指定校の発表会の開催やリーフレット等によって研究の成果を紹介するなど、先進校の情報を積極的に提供し、その成果の普及に努めます。

○教員研修の充実

教員研修の一層の充実を図り、道徳教育への理解を深め、個々の指導力の向上を図ります。

3 「健やかな体」の育成

子どもが生き生きとした生活を送り、心身共に健やかに成長していくため、学校体育、保健の充実を図るとともに、学校における食育^{*}を推進し、子どもたちの「健やかな体」を育成します。

(1) 学校体育の充実

●現状

○昭和61(1986)年度から、小・中・高等学校の児童生徒を対象に、文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」を実施しています。

全国の調査結果と同様に、本県においてもほとんどの年齢段階で長期的な低下傾向にあります。

また、積極的に運動する子どもとしない子どもの二極化が見られます。

○運動部活動では、生徒数の減少や顧問の高齢化、専門的指導者の不足により、生徒や保護者のニーズに対応できない場合が見受けられます。

●課題

○児童生徒の自ら運動する意欲を培い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに基礎的な体力を高める必要があります。

○運動部活動における専門的指導者の配置や指導力の向上が求められています。

●今後の取組

○体育・保健体育科の授業等の充実

「体育・保健体育科」の授業の充実を図るとともに、子どもの体力向上や運動嫌いを防止するための指導方法について研修を実施し、教員の資質や能力の向上を図ります。

○体力・運動能力の向上

小学校低学年のうちに運動の習慣化や早寝・早起き・朝食をとるなどの望ましい生活習慣の育成を図ります。

始業前や総合的な学習の時間等を活用し、外遊び等を実施するなど、学校教育活動全体を通して、体力向上に取り組みます。

「体力・運動能力調査」を実施することにより、現状を把握するとともに、その結果や分析、今後の取組等を県のホームページに掲載し、体力向上の啓発に努めます。

○運動部活動の充実

運動部活動指導者の育成を図るとともに、中・高等学校の運動部活動に外部指導者を活用し、部活動の活性化や学校と地域の連携を推進します。

(2) 学校保健の充実

●現状

○アレルギー疾患や各種感染症の増加、飲酒・喫煙・薬物乱用の問題、いじめや虐待等に対する^{*}メンタルヘルスの問題など、児童生徒の健康課題が多様化しています。

○本県の肥満傾向（^{*}肥満度20%以上）の児童生徒の割合は、全国平均と比較して高い傾向にあります。

○性情報が氾濫する社会環境の中、児童生徒の性の逸脱行動や性感染症の増加等が問題となっています。

●課題

- 様々な健康課題に対応するため、教職員の専門性の向上を図る必要があります。
- 専門機関と一層の連携を図りながら、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の充実を図る必要があります。
- 家庭や地域の関係機関と連携し、生活習慣に関する健康教育や小児肥満対策の充実に取り組む必要があります。
- 児童生徒の発達段階に応じた適正な性教育を推進する必要があります。

●今後の取組

○学校保健の充実

養護教諭の専門的知識、技能についての研修を行い、養護教諭の総合的な資質の向上を図ります。

また、各診療科の専門医を学校に派遣し、児童生徒の多様化する健康課題への対応についての指導助言、健康管理の充実や保護者への啓発活動等を行います。

さらに、^{*}退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして養護教諭未配置校へ派遣し、校内での研修や児童生徒への対応方法などについて指導を行うなど、学校保健の充実を図ります。

○薬物乱用防止教育の推進

飲酒・喫煙・薬物乱用に関する正しい知識理解を深め、望ましい行動選択ができる子どもの育成をめざし、警察等と連携して、薬物乱用防止教室の開催を推進します。

○小児肥満・生活習慣病の予防

徳島県医師会生活習慣病予防対策委員会との連携による「小児肥満の健康管理システム」において、肥満度50%以上の小・中学生に対し、医療機関での二次検診を勧め、生活習慣病予防に取り組んできましたが、今後は高校生についても適用できるよう、データ調査等を行い、システムの充実に取り組みます。

また、肥満や生活習慣病予防のため、医師会や家庭と更に連携し、学校における健康教育の推進を図ります。

○効果的な性教育の普及

学校において児童生徒の発達段階に応じた効果的な性教育が実施されるよう、教員等を指導する指導者を養成するため、指導者講習会を実施します。

また、性教育研修会で指導者を活用し、効果的な性に関する教育の普及を図ります。

(3) 食育の推進

●現状

- 朝食の欠食、孤食、脂質の摂取過剰や野菜の摂取不足等、子どもたちの食習慣の乱れや栄養の偏りが指摘されています。
- 外食などの食の外部化が進み、自然の恵みや生産活動に対し、学び、感謝する機会が減ってきており、地域で伝えられてきた食文化も失われつつあります。
- 国においては、平成17(2005)年に「食育基本法」が施行され、本県では、平成19(2007)年に^{*}「徳島県食育推進計画」を策定しました。これに基づき、「徳島県学校食育指導プラン」を策定し、学校における食育を推進しています。

●課題

- 市町村及び各学校における食育推進体制の整備を図る必要があります。
- 子どもたちが食について系統的・計画的に学ぶことができるよう、指導計画を作成し、指導の充実を図る必要があります。
- 学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の活用を図る必要があります。

●今後の取組

○学校食育推進体制の整備

県内すべての市町村に学校食育推進委員会を組織し、^{*}栄養教諭がコーディネーターとなり、市町村内の学校における食育を推進するための企画・調整・連絡を行います。

○「徳島県学校食育指導プラン」による食育の推進

子どもたちが系統的・計画的に学ぶことができるよう、食育推進のための基本方針を示し、各学校における実態に応じた食育全体計画の作成を支援します。

○学校給食の充実

学校給食が生きた教材として活用されるよう、地場産物を活用し、^{*}学校給食における地産地消を推進していくとともに、定期的に、「地場産物の活用状況調査」を実施し、学校給食における地場産物の活用率の向上を図ります。

また、地域の郷土食や行事食を提供することにより、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるよう努めます。

4 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な支援を行う、特別支援教育の充実に向けた取組を推進します。

(1) 理解の推進と相談支援体制の充実

●現状

○小・中学校の特別支援学級では在籍する児童生徒数が増加し、^{*}特別支援学校では幼児・児童生徒の障害の重度・重複化が進んでいます。

一方、幼・小・中・高等学校の通常の学級にも特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が在籍しています。

○障害のある幼児・児童生徒の就学にあたっては、市町村及び県の就学指導委員会が障害の種類や程度を的確に把握し、適切な就学指導ができるよう努めています。

○県立総合教育センターにおける教育相談や専門家による相談事業、特別支援学校による相談事業、さらに、^{*}特別支援教育巡回相談員による相談等を実施し、適切な指導に努めています。

○各市町村において、保健、福祉、医療等の関係機関が連携して障害のある子どもを支援するため、地域特別支援連携協議会を設置するとともに、市町村を支援するため、地域特別支援連携協議会連絡会を開催しています。

●課題

- 障害のある幼児・児童生徒が地域の中で共に生活することについての、理解・啓発に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 市町村における就学指導担当者の一層の資質向上を図る必要があります。
- 特別支援学校が地域の中核となり、センター的機能を發揮して相談支援を充実することが求められています。
- 市町村における地域特別支援連携協議会の取組を充実することが求められています。

●今後の取組

○理解・啓発の推進

特別支援学校及び特別支援学級の学習活動の成果等を地域において積極的に紹介することにより、障害のある幼児・児童生徒及び特別支援教育に対する理解・啓発を推進します。

障害のある幼児・児童生徒と障害のない幼児・児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進します。

○就学指導・相談の充実

市町村就学指導担当者を対象とした研修会等の充実を図ります。

県立総合教育センターにおける教育相談、大学教員・医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家による相談の充実に努めます。

特別支援学校の教員による相談を充実するとともに、特別支援学校に外部の専門家を招いて相談会を開催します。

○関係機関との連携・協働体制の構築

地域特別支援連携協議会連絡会の開催により、市町村における関係機関の連携・協働体制のより一層の充実を図ります。

(2) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援

●現状

- すべての幼・小・中・高等学校・特別支援学校で、^{*}特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、学校全体で特別な支援を必要とする幼児・児童生徒を支援しています。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を進めるための「個別の指導計画」は、平成19(2007)年度、47%の学校で作成されています。
- 平成19(2007)年度に特別支援学校に在籍する幼児・児童生徒数は、808人となっています。全体としては増加傾向にあり、幼稚部及び小・中学部においては、障害が重度・重複化の傾向にあります。
- 職業教育のための就業体験が可能な職域や事業所が減少しています。

●課題

- 幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進するために、校内委員会の機能の充実を図るとともに、関係機関との効果的な連携が求められています。
- 職業教育の充実や、計画的・組織的な進路指導を推進するとともに、職業的自立を推進するための新たな職域・職種の開拓が求められています。

●今後の取組

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実

特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒への支援の充実を図るとともに、すべての学校において、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒一人ひとりに対して「個別の指導計画」を作成することにより、適切な指導及び必要な支援を行います。

また、必要に応じて特別支援教育巡回相談員や特別支援教育支援員等を活用して学校全体で支援する体制の充実を図ります。

さらに、学校卒業後までも見通した「個別の教育支援計画」を策定して、福祉、医療、労働等の関係機関による連携した支援を推進します。

- 特別支援学校における支援の充実

障害の重度・重複化、多様化に対応するため、教育課程や指導内容・方法等の改善と充実を図ります。

社会状況の変化に対応した教育を推進し、生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、職業教育を充実するとともにきめ細かい進路指導の推進に努めます。

(3) 教育環境の整備

●現状

- 通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導を行う通級指導教室の対象とする障害種別が、平成18(2006)年度から拡大され、学習障害等も対象となりました。平成19(2007)年度は、23教室が設置されています。

- 特別支援学校は、県内に7校2分校が設置されています。

●課題

- 小学校における通級指導教室の適正な配置と、中学校における通級指導教室の設置が求められています。
- 特別支援学校が設置されていない地域が見られるため、全県的な視野に立って適正配置を進めることができます。

●今後の取組

- 通級指導教室による支援の拡大

発達障害に対応した通級指導教室を計画的に設置するとともに、中学校へも新しく設置するなど、通級指導教室の適正配置に努め、地域の身近な場所で、通級による指導を受けることができる体制の整備に努めます。

○盲学校・聾学校の改築

時代の変化に対応した新しい学校づくりを進めるため、現盲学校の敷地において、盲学校と聾学校の改築をします。平成23(2011)年度の着工をめざした取組を推進します。

○高等養護学校の整備

発達障害者の自立と社会参加を目的とした「ハナミズキプロジェクト」の一環として、高等学校段階の病弱等を伴う発達障害等の生徒に対して教育的支援を行う、高等養護学校の平成24(2012)年度の開校をめざした取組を推進します。

○特別支援学校の適正配置の推進

障害のある幼児・児童生徒が、可能な限り地域の身近な場で専門的な教育を受けることができるよう、特別支援学校の全県的な適正配置を推進します。

(4) 教職員の専門性の向上

●現状

○平成18(2006)年、「学校教育法」が改正され、幼・小・中・高等学校の通常の学級において、特別支援教育を推進すること、障害区分ごとに設置されていた盲・聾・養護学校を、複数の障害に対応できる特別支援学校とすることが新たに規定されました。

●課題

○すべての教職員が、発達障害を含めて、障害に関する幅広く基礎的な知識を獲得する必要があります。

○特別支援学校の教職員、特別支援学級担任等が担当する幼児・児童生徒の障害に応じた専門性を向上させる必要があります。

●今後の取組

○すべての教職員に求められる専門性の向上

管理職研修においては、管理職がリーダーシップを發揮して、学校全体で特別支援教育を推進できるよう、研修の充実を図ります。

特別支援教育コーディネーター研修については、経験年数や習熟度に応じて、より高度な専門性を身につけることのできる研修体制の整備に努めます。

さらに、研修内容については、幼児・児童生徒及び教職員等のニーズに応じて、隨時、見直すとともに、各学校における特別支援教育に関する研修の計画的な実施を支援します。

○特別支援学校等の教職員に求められる専門性の向上

特別支援学校においては、外部から講師を招へいするなど、多様な障害に応じた実践的な研修を推進します。

特別支援学級担任及び通級指導教室担当者を対象とした研修においては、障害種別に応じた効果的な研修となるよう研修内容、方法等を見直し、その充実を図ります。

また、教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨し、特別支援学校に勤務する教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図ります。

5 社会の変化に対応する教育の推進

急速な社会の変化に、子どもたち一人ひとりが主体的に対応できる能力・態度を育成するため、小・中・高等学校における系統的なキャリア教育、環境教育、国際理解教育、情報教育を推進します。

(1) キャリア教育の充実

●現状

- 社会労働環境の変化などに伴い、勤労観・職業観の希薄化、フリーター志向の広まりや、いわゆるニートと呼ばれる若者の存在が社会問題となっています。
- 自分の将来に希望を持つことができない、進路を考えることができないなど、子どもたちの意識の変容が見受けられます。
- 就職しても、短期間で離職したり、再就職や転職したりする若者が数多くいます。
- 技術革新、国際化、情報化等に伴う産業社会の変化により、専門高校に対する期待や生徒に求める資質・能力が変化しています。

●課題

- 学校の教育活動全体を通じ、「働く」ことへの関心・意欲を高めるとともに、家庭や地域と連携し、体験的な学習を促進するなど、キャリア教育を推進する必要があります。
- 职业教育の拠点としての専門高校を活性化する必要があります。

●今後の取組

- キャリア発達に応じた指導の充実
 - 小・中・高等学校における組織的、系統的なキャリア教育の実施に向けて、教育課程の充実・改善を支援します。
 - また、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校での就業体験など、働くことの意義を実感できる体験活動の充実に努めます。
- 専門高校における职业教育の充実
 - 地域社会のニーズに応じた専門的職業人や地域産業の担い手を育成するため、学校と産業界との連携体制の構築などにおいて、専門高校に対する支援を充実し、その成果の普及・啓発を進めることにより専門高校の活性化を促進します。

(2) 環境教育の充実

●現状

- 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応は、喫緊の課題となっているにもかかわらず、京都議定書で定められた我が国のCO₂排出量の削減目標達成は容易でないなど、非常に厳しい状況にあります。
- 「環境首都とくしま」をめざす本県においても、環境問題解決に向け「とくしま環境学習プログラム」を作成するなど積極的な取組を推進しています。
- 各学校において、環境教育を教育目標や重点目標に位置づけて取り組んでいます。

●課題

- 環境問題について関心を持ち、課題解決に向けた実践力を身につけた児童生徒を育成する必要があります。
- 学校における環境学習で学んだことを、家庭や地域にも波及させていく必要があります。

●今後の取組

○「学校版環境ISO」の認証取得の一層の促進

子どもたちが自ら目標を立て、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む「学校版環境ISO」の認証取得を促進し、児童生徒・教職員が一体となった体験的・実践的な環境学習を推進します。

○環境教育の指導者の養成

児童生徒が環境について豊かな感受性を持つとともに、理解を深め、自ら考え、主体的に判断し実践する力を育成するために、環境教育の指導者を養成することに努めます。

○地域や関係機関との連携と外部人材の活用

地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に地球規模の視野で捉えるために、幼児・児童生徒の発達段階に応じた環境教育を進めます。

また、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を促進します。

○情報の提供

「学校版環境ISO」認証取得校の取組や環境教育に関する資料について、ホームページ等から情報提供します。

(3) 国際理解教育の充実

●現状

- 国際化の進展に伴い、国際交流や国際協調の必要性がますます高まっています。
- 多様な文化的背景を持つ人々との相互理解を深めるとともに、国際社会において主体的に考え方行動できる人間が求められています。
- 国際的には、小学校段階における英語教育を実施する国が増加しています。

●課題

- 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育を推進する必要があります。
- 国際社会で活躍する人間の育成を図るために、我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を育てることが必要です。
- 外国語教育の充実に向けて、小学校段階で外国語にふれたり、体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校におけるコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要となっています。

●今後の取組

○国際理解教育の推進

体験的な学習や課題学習を通して自国と外国の文化の違いを認め合い、多元的な価値観を理解し、互いを尊重し合う共生の心や態度を身につけ、国際的な視野に立って行動できる児童生徒を育成します。

○姉妹校提携等による交流の推進

本県が友好提携を結んでいるドイツ連邦共和国ニーダーザクセン州の高等学校をはじめ、諸外国の高等学校と姉妹校の提携を結ぶなど、交流を進めます。

○小学校における外国語活動の充実

小学校ではALTや地域の人材等を活用しながら、外国の言語や文化にふれるなどして、コミュニケーション能力の育成を図ります。また、教員研修を充実させ指導力向上の取組を推進します。

(4) 情報教育の推進

●現状

○情報化の急速な進展に伴い、児童生徒の情報活用能力の育成や各教科等において効果的に情報機器を活用することが重要となっています。

○インターネットや携帯電話の普及により、児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件が増加しています。

○全国的に、学校をはじめとする教育機関においても、個人情報等の重要な情報の紛失や漏えいなど、情報セキュリティに関する多くのトラブルが発生しています。

○学校においては、保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することが求められており、その手段としてホームページは欠かすことのできないものとなっています。

●課題

○児童生徒の情報活用能力の育成やICTを活用した効果的な授業を実施するため、教員のICT活用指導力の向上が求められています。

○児童生徒が情報社会において適正な活動を行えるよう、情報モラル教育を推進することが重要です。

○個人情報の漏えいなど、様々なトラブルを未然に防止するため、学校情報セキュリティの確保が必要とされています。

○学校ホームページによる積極的な情報発信が求められています。

○情報機器やネットワークの計画的な整備が必要です。

●今後の取組

○教員のICT活用指導力向上のための研修の充実と啓発

児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、授業等において効果的にICTを活用するため、教職員研修の充実や啓発に努めます。

○情報モラル教育の推進

教職員研修等において情報モラルの啓発を図るとともに、各学校での研修等を積極的に支援し、児童生徒に対する情報モラル教育を推進します。

○情報セキュリティの確保

個人情報等の重要な情報の紛失や漏えいなど、様々なトラブルを防ぐため、*情報セキュリティポリシーの策定を推進するとともに、教職員研修等において啓発を図ります。

○学校ホームページによる情報発信

県内すべての学校がホームページを開設し、情報発信できるよう支援します。

○情報機器等の整備

パソコン等の情報機器やネットワークを計画的に整備し、授業での効果的な活用や校務の情報化を推進します。

基本方針3 信頼される教育環境の実現

「未来にはばたく力をはぐくむ教育の実現」を図るために、信頼される教育環境の実現を図る必要があります。

すべての子どもたちが夢と希望と誇りを持って生き生きとした学校生活を送ることができ、多様な学びを可能にする活力と魅力ある学校づくりを進めます。

教育の選択肢を広げるための私立学校の振興や、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える教職員の資質の向上を図るための教職員研修の充実に努めるとともに、不審者対策などの学校安全・防犯体制の充実や学校施設の耐震化の推進など、安全・安心な学校づくりを進めます。

また、教育委員会の活性化や学校の組織改善を進め、教育の組織運営体制の充実を図ります。

1 活力と魅力ある学校づくり

各高等学校が将来にわたり多様な教育や部活動を実施し、活力ある教育活動を展開していくため、全県的な高校再編を進めるとともに、「地域の教育・文化の創造拠点」としてのオンリーワンハイスクールの育成、時代の進展や生徒の興味・関心に応じた学科の配置など、活力と魅力ある学校づくりを進めます。

(1) 特色ある学校づくり

●現状

- 本県では、義務教育修了者の98%以上が高等学校に進学しており、児童生徒の多様な興味・関心などに対応するため、^{*}中高一貫教育の導入や複合型の専門高校の設置のほか、多様なライフスタイルやワークスタイルにあわせた学習を支援する教育機関としての定時制・通信制高校の整備など、中等教育の多様性を確保する取組を進めています。
- 各高等学校が地域の教育・文化の創造拠点として、地域社会と連携協力して生徒の主体的な活動を引き出し、こうした活動が個性や魅力となっていく、地域に根ざした学校づくりに取り組んでいます。
- 学校選択の機会を拡充し、主体的な進路選択を促進するため、公立高等学校においては前期選抜・後期選抜による入学者選抜を、平成16(2004)年度から実施しています。

●課題

- 中高一貫教育の教育活動の一層の充実を図り、選択の機会を拡充するため、全県的な展開が求められています。
- 変化する産業界において即戦力となる人材を育成するとともに、さらに専門性を高めたい生徒の進学希望にも対応できる専門高校が求められています。
- 全日制課程以外にも、多様な教育機会の選択を可能とする学校の整備が求められています。
- 生徒が魅力を感じ、学びたいと思い、地域社会に貢献できるような特色と魅力ある学校づくりが求められています。

●今後の取組

○「中高一貫教育」の全県展開

6年間を通して計画的・継続的に生徒の個性や創造性を伸ばす中高一貫教育の教育活動をさらに充実し、県南部に併設型中高一貫教育校を設置します。

○徳島科学技術高等学校の開校

高度情報化などの様々な社会状況の変化や科学技術の高度化に対応できる人材を育成することをめざす総合型専門高校として、工業系と水産系のコースを有する「徳島科学技術高等学校」を平成21(2009)年度に開校します。

○昼夜間定通独立校の整備

学ぶ意欲のある生徒の多様なニーズやライフスタイル・ワークスタイルに対応した学

習機会を提供するため、インターネットを活用した学習支援のあり方、キャリア教育の充実など教育システムの改善や教育内容の充実を図るとともに、校舎の改修などの教育環境の整備を進めます。

○オンリーワンハイスクールの育成

学校の新たな伝統ともいえる「スクールアイデンティティ」を創成することにより、「地域の教育・文化の創造拠点」となる地域に根ざしたオンリーワンハイスクールづくりを育成します。

○入学者選抜制度の改善

「入学者選抜制度改善検討委員会」の審議を通じて、選抜制度の改善に努めます。

(2) 高校再編による魅力ある学校づくり

●現状

○県下の中学生徒数は、平成19(2007)年度は約7,600名でしたが、7年後には約7,000名となるなど、今後も減少が続くものと予想されています。

○各高等学校が多様な教育や部活動を実施し、活力ある教育活動を展開していくためには一定の学校規模を確保する必要があり、全県的な高校再編は避けて通れない状況となっています。

○平成18(2006)年に策定した「高校再編方針」に基づき、鳴門市、阿南市、吉野川市・阿波市、美馬市・つるぎ町、三好市・東みよし町、勝浦郡、那賀町の7地域において、段階的に再編を推進しています。

●課題

○社会状況の変化や価値観の多様化などとともに生徒の学習ニーズの多様化に対応した教育が求められています。

○今までの分野を超えた複合的な産業が発展してきており、学科の枠を越えた幅広い教育が求められています。

○教育内容の充実、教育環境の整備、地域の実情に応じた再編整備など、活力と魅力ある学校づくりを進める必要があります。

●今後の取組

○高校再編の推進

地域協議会から提出された報告書を踏まえ、再編計画を策定し、円滑な再編を行うための学校間連携を進めながら、平成30(2018)年度までに段階的に再編統合を進めます。

○魅力ある学校づくりの推進

各高等学校が培ってきた特色ある教育や良き伝統を継承し、発展させるとともに、学科再編などによる教育内容の充実や教育環境の整備を図り、新たな魅力づくりを進めます。

また、時代の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応するため、複数学科を併設するメリットを生かし、学科の枠を越えて科目選択できる総合選択制を積極的に導入します。

2 私立学校の振興

多様な教育サービスの選択肢を提供するため、私立学校の健全な運営や特色づくりを支援し、公立学校との適切な連携・機能分担を進めます。

(1) 私立学校の健全運営と特色づくり

●現状

- 公教育の一翼を担う私立学校は、それぞれ「建学の精神」に基づく独自の教育を通じ、県民に多様な教育サービスの選択肢を提供するとともに、私立学校の存在そのものが、地域の活力に繋がっています。
- 世界的に評価の高い^{*}モンテッソーリ教育法などに基づく幼児教育、コミュニケーションを重視した幼児期からの英語教育、難関大学への進学に重点をおいた指導、優れた指導者の採用と有望な県外生徒の獲得によるスポーツ競技力の向上等、私立学校独自の取組を行っています。
- 本県の私立学校在籍生徒等の割合は、高等学校では、全国平均29.7%に対し4.6%（平成19(2007)年5月時点）であるなど、全国平均を下回っています。
- 少子化の進行により、学校の経営環境は一層厳しくなっています。

●課題

- 県民が安心して私立学校を選択できるよう、私立学校の経営を安定させ、保護者負担の軽減を図る的確な支援が求められています。
- 私立学校ならではの教育サービスを確立するため、難関大学合格者の増加、全国レベルのアスリートの育成等、これまで以上の成果に向けた私立学校の努力が必要です。
- 質の高い教育を行うためには、児童生徒等の確保により、互いに切磋琢磨できる環境の維持も必要です。
- 進学に伴う若者の県外流出の抑止、流入促進のためには、私立学校の魅力アップが必要です。
- 県内私立学校の特色、校風等についての情報を積極的に発信し、各学校はもとより、本県私立学校教育の認知度を高めていく必要があります。

●今後の取組

○私立学校の健全な発達支援

私立学校運営費補助金の交付により、私立学校の教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性の向上を支援します。

○経済的負担の軽減

高等学校等授業料軽減事業補助金の交付を行い、経済的理由により就学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を確保します。

○特色づくりの支援

私立学校ならではの一層の特色づくり、魅力アップ、延長保育などの子育て支援の充

実について、積極的に努力する学校を支援し、進学に伴う県外流出の抑止等を図ります。

○地域貢献の促進

様々なノウハウを持つ私立幼稚園が連携して行う子育て支援など、私立学校の地域貢献活動の充実を促進し、本県の家庭及び地域教育力の向上と私立学校の魅力アップを図ります。

○情報発信力の強化

私立学校及び私立学校団体のホームページの充実などについて、県の広報で紹介するなど、情報発信力の強化を支援します。

(2) 公立学校との連携・機能分担

●現状

○私立学校は、「建学の精神」に基づき、独自の教育を行っており、公私立学校全体で教育の多様な選択肢を提供しています。

○近年は、県内トップクラスの大学進学実績を残すなど、本県学校教育における私立学校の役割とともに、県民からの期待も高まっています。

○スポーツ競技力の向上、文化振興など、全県的な取組が必要な分野について、公私立学校間の連携が十分とは言えない状況もあります。

●課題

○県教育全体の向上に向けた施策や取組が最大の効果を発揮するためには、公私立学校の現状や将来方針について相互認識を深めることにより、公私立学校間の機能分担や連携を強化していく必要があります。

○公立学校教員向け研修への私立学校教員の参加、希少なスポーツ練習施設の共同利用などを進めていく必要があります。

●今後の取組

○公私立学校間の意思疎通の促進

公私立高等学校連絡協議会等において、公私立学校間での情報共有や意見交換を活性化するとともに、私立学校側から施策提案を積極的に行う中で、連携強化の基盤整備を進めます。

○教職員研修等人材育成面の連携

公立学校教職員を対象とする研修への私立学校教職員の参加により、教育水準の向上を図ります。

○施設設備等の有効活用

投げき練習場のような数少ない施設設備や優秀な指導者などの物的・人的資源を有効に活用できるよう、学校間の連携を促進し、県全体のスポーツ競技力の向上等を図ります。

3 教職員の資質の向上

優秀な人材を確保するとともに、様々な研修の充実・支援に努めます。また、教員評価のあり方について調査研究を進めるほか、メンタルヘルス対策や健康管理対策等を行い、教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を存分に発揮できるよう支援します。

(1) 優秀な教職員の確保

●現状

- 教員採用審査において、優秀な人材を確保するという観点から、筆記審査にとどまらず実技審査や面接等を通して、使命感や意欲、豊かな人間性や実践的な指導力等、教員としての適性に重点を置き、多面的・総合的な評価を行っています。
- 個人面接においては、民間人面接官や集団面接を導入し、多面的に幅広く人物評価を行っています。

また、高度な専門的知識や技能を有する社会人を教員に採用するために、特別選考を導入するとともに、学校体育・スポーツの充実や競技力向上を図るために、スポーツ特別選考を導入しています。

●課題

- 学校教育が抱える課題に対応するため、高い資質や能力だけでなく優れた人間性を備えた教員の確保が必要となっています。

●今後の取組

○採用審査改善の推進

教員採用選考審査の結果を検証し、他県における取組等を勘案しつつ、よりよい人材を確保できるよう、採用審査の改善を図ります。

また、教員養成系大学等において積極的な広報活動に努め、優秀な人材の確保を図ります。

(2) 教職員の教育活動への支援

●現状

- 教職員の資質向上に向けて、自己研修を奨励するとともに、校内研修を充実するため、指導主事等による学校訪問を行っています。
- 教員のライフステージに合わせた研修の体系化を図り、県立総合教育センターを中心に初任者研修等の基本研修、管理職研修等の職務研修、教育課題や各教科、情報教育に関する希望研修等、多くの研修を実施しています。
- 各学校では、校内研修を実施し、所属教職員の資質向上を図っています。
- 市町村や各種の研究団体が実施している研修にも、多くの教職員が参加しています。

○平成18(2006)年度に病気で休職した全国公立学校の教職員数は、7,655人で、このうちうつ病など精神性疾患による休職は61%を占めています。本県においては、52人が病気で休職し、そのうち75%が精神性疾患によるものです。

また、全教職員に占める精神性疾患による休職者の割合は、本県においては、0.53%と、全国平均(0.51%)とほぼ同じになっております。

全国の教職員総数が減少しているにもかかわらず、病気休職者数は増加傾向にあり、本県においても同様の傾向にあります。

○本県は糖尿病による死亡率が平成5(1993)年以降、14年連続全国1位であり、直近の平成19(2007)年は6位と改善がみられたものの、なお厳しい状況にあり、本県教職員の健康診断結果をみても生活習慣病にかかる項目の有所見率が高くなっています。

●課題

○教職員が落ち着いて継続的に自己研修に励むことができるよう、効率的な研修方法の工夫・改善が必要となっています。

○社会の変化に伴い、新たな教育課題に対応するため、多様な研修が必要となっています。

○県立総合教育センターで実施している研修について、効果の検証・改善が求められています。

○教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を存分に發揮できるようサポートするため、きめ細やかなメンタルヘルス対策等が必要となっています。

●今後の取組

○教職員の自己研修の奨励

自己研修の重要性を徹底し、日常の教育活動の中で進めていく研修を奨励します。

○校内研修の充実

校内研修の実践に向けた組織づくりや体制づくりを支援します。

各学校の教育課題を明確にし、教職員の資質・能力の向上に向けて実効性のある研修を支援します。

○体系的な教職員研修の充実

教職員の経験年数や職務等に応じ、基本研修をはじめとする様々な研修を計画的に実施します。

県立総合教育センターで実施している研修が、各学校の教育活動に反映され、子どもたちの学びや育ちに役立つよう、効果の検証・改善を行います。

教職員の校務の実態を考慮して、ホームページを活用した研修や地域やブロックごとの研修等、研修の形態を工夫します。

改正教育公務員特例法に基づき、指導が不適切な教員に対する指導改善研修を適正に実施していきます。

平成20(2008)年度、鳴門教育大学における「教職大学院」の開設に伴い、意欲のある教員を派遣し、学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダーの養成を推進します。

○教職員相談事業等の推進

心に悩みを持つ教職員に対する精神科医や臨床心理士による相談事業を実施するとともに、学校全体でサポートし、適切に対応するため、管理職を対象としたメンタルヘルスマネジメントセミナー等を実施します。

○生活習慣病対策を中心とした教職員の健康管理

平成20(2008)年度から法制化される特定健診・^{*}特定保健指導への積極的対応と、衛生委員会等を活用した教職員の健康の保持増進を図ります。

(3) 教員評価・表彰制度の充実

●現状

○子どもや子どもを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下も指摘される中、子どもの教育に直接携わる教員には、今まで以上に高度な資質・能力が求められるようになっています。

○各学校が、地域の特性や児童生徒の実態に応じて特色ある教育の充実を図っていくことがより一層求められており、校長及びこれを補佐する副校長・教頭には、リーダーシップを発揮し、教職員の意欲を引き出しながら、組織的・機動的な学校経営を行う経営手腕や指導力、調整能力等がこれまで以上に求められています。

●課題

○個々の教員の資質・能力の向上や管理職としての学校経営能力の向上による学校全体の活性化をめざし、教員評価の改善・充実を図っていくことが求められています。

●今後の取組

○教員評価の調査研究の推進

学校の組織運営の活性化につなげ、学校目標達成に向けた教員の士気高揚と教員一人ひとりの資質向上を図り、信頼される魅力ある学校づくりに取り組むために、平成18(2006)年に策定した「新しい教員の評価について」(最終まとめ)に基づき、教員評価の調査研究を進めます。

また、平成20(2008)年度より、一部の学校において、これまでの校長・教頭等に加え、教諭等の一般教員も対象に教員評価を試行します。

○表彰制度の充実

学校組織の中で欠くことのできない役割を果たしつつ、だれからも信頼され尊敬を集めている多くの教員を表彰することによって、地道な努力を重ねているすべての教員の活動に意欲を与え、個々の資質・能力の向上を図っていくとともに、教育に対する社会の理解をより深めることに努めます。

4 安全・安心な学校づくり

県立学校施設の耐震化を推進するなど、施設・設備の整備を図るとともに、幼稚園や小・中学校の耐震化を促進するため、市町村に対して適切な助言や技術的支援等を行います。

児童生徒の安全を確保するため、地域住民の参加による学校安全ボランティア活動等の取組を推進するとともに、子どもの防災対応能力の向上を図ります。

(1) 学校施設・設備の整備推進

●現状

- 今後30年間に50%の確率で発生すると言われている^{*}南海地震対策に取り組むことが必要となっています。
- 県内の公立小・中・高等学校における耐震化率は、平成19(2007)年4月現在、約4割となっています。
- 県立高等学校施設や盲学校及び聾学校は老朽化が進むとともに、教育内容の変化に施設・設備が対応しきれていない状況にあります。

●課題

- 安全・安心な学校づくりを実現するために、老朽化した施設の改築や耐震補強による積極的な震災対策が求められています。
- 教育内容の変化に対応するとともに、だれもが安心して学ぶことができるよう、^{*}ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備が求められています。
- コンピュータ教室や多目的教室など、高機能かつ多機能な学習環境の整備や、多様な学習と生活をサポートするための運営、管理組織に対応した施設の整備が求められています。

●今後の取組

○安全・安心な学校づくりの推進

災害等に強く、安全・安心な学校施設を整備するために高校再編の動向等を見極めながら県立高等学校や寄宿舎の耐震化の推進に努めます。

また、幼稚園や小・中学校の耐震化を促進するために、市町村に対して、改正された国庫補助制度の周知や、研修会の開催や出前相談などの技術的支援を行うとともに、引き続き国に対して財政措置の拡充を働きかけます。

さらに改正された国庫補助制度の対象とならない小・中学校の耐震化を進めるために、県独自の緊急支援制度を創設し、市町村に対して積極的な財政支援を行います。

県立高等学校の耐震化率の目標を、平成22(2010)年度75%、平成27(2015)年度100%として、耐震化を進めるとともに、小・中学校についても平成22(2010)年度75%を目標に耐震化を進めます。

県立学校の新築・改築に際しては、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行います。

○教育内容の変化等への施設面での対応

高校再編の一環として、新しいタイプの総合型専門高校である徳島科学技術高等学校を新築し、平成21(2009)年度の開校とともに、施設整備について平成22(2010)年度の完成をめざします。

また、特別支援学校の整備充実のため、平成24(2012)年度開校をめざし、高等養護学校を新築するとともに、平成23(2011)年度着工をめざして、盲学校・聾学校の改築に取り組みます。

また、教育内容の変化や施設の老朽化に対応するため、学校施設の改築や改修等の整備を進めます。

(2) 学校の安全の確保

●現状

○学校や通学路において、子どもの安全が脅かされる事件・事故が続発しており、本県においても、平成18(2006)年度は406件の不審者情報が寄せられています。

○児童生徒一人ひとりの実践的防災対応能力の向上を図るとともに、地域と連携した防災ボランティア活動の実践力の育成に努めるため、防災教育推進モデル校を指定し、防災教育を推進しています。

○児童生徒の交通事故は、平成18(2006)年には477件発生しており、平成17(2005)年より、5件増加しています。

●課題

○子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭、地域、関係機関等と連携しながら学校の安全管理に関する取組の充実を図る必要があります。

○南海地震の被害予測に対応させた学校防災管理や、地域と連携した防災教育の推進を図るとともに、すべての学校において防災教育の一層の充実を図る必要があります。

○家庭、地域、関係機関等と連携を図りながら、児童生徒への交通安全指導を徹底する必要があります。

●今後の取組

○子どもの安全確保に関する取組の充実

すべての小学校区において、スクールガードによる巡回活動等を実施するとともに、安全マップの活用や不審者情報の連絡体制の整備等について指導し、学校安全体制の整備を図ります。

また、県内の不審者情報や子どもを犯罪から守る対策等について、警察や関係機関との連携を深め、子どもの安全確保の一層の充実を図ります。

○防災体制・教育の充実

学校防災管理マニュアルに基づき、校内防災体制を整備し、防災計画を作成するとともに、防災教育指導資料等に基づき、教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおける

る防災に関する授業の実施、地震・津波・火災を想定した避難訓練の実施など、防災体制・教育の充実を図ります。

○交通安全教育の充実

家庭、地域、関係機関等と連携を図りながら、自他の生命の尊重や基本的生活習慣の確立をめざす指導を行うとともに、学校の教育活動全体を通じた交通安全教育の推進を図ります。

5 教育の組織運営体制等の充実

信頼される教育を実現するために、教育委員会の活動状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、新しい職を設置するなど、学校の組織運営体制の充実を図ります。

(1) 教育委員会の活動状況の点検・評価

●現状

○教育に関する諸課題を解決し、県民の信頼に応える教育を実現していくためには、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たすことが教育委員会に求められており、学校をはじめとした教育機関の活動のみならず、教育委員会の事務の管理・執行状況について見直しを図っていく必要があります。

○「教育基本法」の改正等を受けて、教育委員会の責任体制の明確化等を目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されました。改正内容の一つとして、合議制の教育委員会は、「基本的な方針の策定」「活動の点検・評価」などについて、その事務を教育長には委任せず、教育委員会自らが管理執行するとともに、学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととされました。

●課題

○教育委員会の活動を教育委員会自らが点検・評価することにより、事務事業の効果的・効率的推進や組織運営体制の充実を図る必要があります。

●今後の取組

○学識経験者の知見を活用した点検・評価の実施

教育委員会自らが、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表します。

また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

(2) 学校の組織運営体制等の充実

●現状

- 近年の学校を取り巻く環境の変化の中で、学力向上や安全確保の取組、不登校やいじめなどに対する対応等、学校の抱える課題の多様化・複雑化が進んでいます。
- 学校の管理運営や外部対応にかかる業務が増大し、教員が子どもたちに接する時間が少なくなっているとともに、自己研修の時間を十分に取れない状況にあります。
- 平成19(2007)年、「学校教育法」が一部改正され、学校における組織運営体制や指導体制の充実を図るために副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職を置くことができるようになりました。
- 地域に開かれ信頼される学校を実現するために、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画するとともに、意見や要望を的確に反映し、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めています。

●課題

- 学校の抱える課題を迅速かつ的確に解決するためには、教員の個別的な対応では限界があり、学校を挙げての組織的な対応が求められています。
- 教員の子どもと向き合う時間を十分確保するためには、学校組織マネジメントを充実させ、各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理することが必要です。
- 教育の質の向上のためには、校外における研修の充実だけでなく、日々の実践の中で、個々の教員の資質向上を図ることが重要です。
- また、子どもたちの人格形成に直接かかわるという重大な職務を担っている教員には、強い使命感と高い倫理性が求められています。
- 学校評価制度を確立し、自己評価はもちろん学校関係者評価についても積極的に推進し、その結果について広く公表するなど適切に説明責任を果たしていく必要があります。
- 学校運営に関する保護者や地域住民との連携等を整備し、地域の人材や教育力を幅広く活用し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営のあり方を確立する必要があります。
- 意欲のある高校生等が家庭の経済的状況によって修学の機会を奪われないよう支援する必要があります。

●今後の取組

○組織的、機動的体制の整備

平成20(2008)年度から副校長や主幹教諭を設置し、校長のリーダーシップのもとに、学校の抱える課題に対して組織的、機動的に対応する体制を整備します。

また、マネジメント機能を高め、各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理し、教員の子どもたちに対する指導時間を十分に確保できるようにします。

○校内における研修の充実

指導教諭の設置により、校内におけるOJT^{*}を推進するとともに各学校の児童生徒の実態や課題を的確に捉えた校内研修の充実を図ります。

また、各校の指導教諭が窓口となることによって、県立総合教育センター等による地域別・ブロック別研修の実施にも対応しながら、研修における地域連携を深めます。

○高い倫理意識の保持

平成20(2008)年8月に設置した「教職員不祥事再発防止対策会議」における議論の結果を踏まえて、教職員の服務規律の一層の確保に努めていきます。

○学校評価システムの構築の推進

文部科学省策定の「学校評価ガイドライン」を踏まえ、自己評価の実施及び結果の公表並びに設置者への報告については、すべての学校で行うとともに、保護者や学校評議員等による学校関係者評価についても積極的に推進し、学校評価システムの一層の充実を図ります。

○コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの推進のために、モデル校における成果等の普及を図るとともに、学校運営協議会設置に向けた取組への支援に努めます。

○奨学金事業の推進

勉学に意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な高校生等に対する奨学金事業等を推進します。

また、市町村における適切な就学援助が実施されるよう促します。

基本方針4 人権尊重社会をめざす教育の実現

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人は、人間としてみな同じように大切な人権を有しています。すべての個人が自律した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、県民相互の人権がともに尊重されてこそはじめて実現されるものです。

このような、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、学校教育、社会教育の両面において人権教育を推進することにより、人権尊重の精神の涵養を図ります。

学校教育では、家庭や地域と連携し、教育活動全体を通じて、子どもたちの発達段階に応じた計画的な人権教育を進めます。また、一人ひとりが大切にされていると実感できる環境づくりに努めます。

社会教育においては、青少年のみならず、生涯にわたり多様な学習活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を進めます。

併せて、人権教育の推進力となる教員の指導力の向上を図るとともに、地域社会における人権教育推進者の育成とその資質向上を図ります。

1 学校教育における人権教育の充実

発達段階に応じた人権教育の指導内容や指導方法等の研究・実践を進めるとともに、幼児・児童生徒が自主的に活動できる機会を設けることにより人権問題の解決に向けた実践力を養い、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

(1) 計画的な人権教育の推進

●現状

- すべての人の基本的人権が尊重される社会づくりをめざし、総合的視野に立った人権教育を推進するために策定した「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進しています。
- 推進方針に基づく人権教育の具体実践を進めるため、人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」を作成し、その活用促進を図っています。
- 各学校では、幼児・児童生徒の発達段階や学校・地域の実情等を踏まえて、人権教育年間計画に基づく人権教育を推進しています。

●課題

- 人権尊重の理念や人権の意義・重要性が正しく理解され、学んだことが生活に生かされるための実践力を養うことが求められています。
- 各学校の人権教育年間計画の点検・評価を行い、教育活動全体を通じて組織的・計画的な人権教育の充実を図ることが求められています。

●今後の取組

○指導内容・指導方法の改善・充実

交流学習やフィールドワーク、ワークショップなどの体験的参加型学習や社会人講師を活用した学習など、多様な学習方法を取り入れた指導内容や指導方法の改善・充実が図られるよう努めます。

併せて、各種研修会等様々な機会を捉えて「“あわ”人権学習ハンドブック」の内容の周知を図り、幼児・児童生徒が学んだことを態度化・行動化につなげていけるよう、積極的な活用を促進します。

○人権教育年間計画に基づく指導の充実

幼児・児童生徒の実態や学校・地域の実情を踏まえた年間計画に沿い、系統的な人権教育が推進できるよう、学校計画訪問等の機会を捉え、指導の充実に努めます。

(2) 人権教育指定研究の充実

●現状

- 各学校において、人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的な研究を進めるために人権教育研究校を指定し、人権教育に関する指導方法等の改善を図っています。

●課題

- 各学校において、効果的な人権教育を推進していくために、指導内容及び指導方法等の改善・充実が求められています。
- 研究指定校における先駆的な取組を、すべての学校の人権教育に生かす必要があります。

●今後の取組

○人権教育指定研究の充実

各学校が人権教育を推進していく上での効果的な実践事例や学習教材等に関する情報を取り集め、時代やニーズにあった研究テーマのもとで効果的な教育実践が積み重ねられ、指導内容や指導方法等の改善・充実が図られるよう、人権教育指定研究の充実を図ります。

○研究成果の普及

研究指定校における研究成果を踏まえた人権教育の取組が、すべての学校において推進されるよう、各種研修会等様々な機会を捉えて研究成果の普及を図ります。

また、各学校において実践された優れた取組を集積するとともに、それらの実践事例の周知に努めます。

(3) 幼児・児童生徒の自主的な活動の推進

●現状

- 各学校では、人権や人権問題に関する意識を高めるため、意見発表会や人権集会等の開催を通して、話し合い活動が進められています。
- 幼児・児童生徒の人権意識の高揚を図るため、人権に関する作品の制作や展示を行う取組が進められています。
- 学校の枠にとらわれず、学校・校種を越えた交流が、少しずつ行われるようになってきています。

●課題

- 幼児・児童生徒の一層の人権意識の高揚を図り、人権についての知識理解にとどまらず態度化・行動化を図る必要があります。
- 幼児・児童生徒の人権に関する活動を今後さらに活発にしていくため、学校・校種の枠を越えた交流や自主的な活動を推進していく必要があります。

●今後の取組

○人権作品の制作・発表の機会の充実

人権をテーマとした自主的な活動を推進するため、幼児・児童生徒が制作した人権作品や人権劇、人権映画などを発表する機会を設けるとともに、その作品を人権教育に活用します。

○人権に関する自主的な活動の推進

学校・校種の枠を越えて、人権をテーマに、主体性・自主性を持って交流する場を設けることにより、人権問題の解決に向けた実践力や行動力を身につけた幼児・児童生徒の育成を図ります。

2 社会教育における人権教育の充実

生涯学習の視点に立ち、交流会、研究会などの多様な学習機会を開催していくことで人権尊重の意識を高め、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進します。

(1) 学校・家庭・地域の連携による人権教育の推進

●現状

- 社会教育における人権教育を推進するために、県及びモデル事業実施市町村が人権に関する学習機会の充実方策等についての調査研究を進めています。
- 地域全体で人権意識を育むために、学校・家庭・地域が連携した人権教育の取組を行っています。
- 社会教育における人権教育の学習活動を支援するために学習資料を作成しています。

●課題

- 人権に関する多様な学習機会を、生涯にわたって提供していく必要があります。
- 人権教育をより実効あるものとするため、学校・家庭・地域の緊密な協力体制の構築が求められています。
- 社会教育における人権教育を推進していく上で、地域の実情に応じた適切な学習資料を作成する必要があります。

●今後の取組

○人権教育推進のための調査研究の推進

人権に関する学習機会の充実方策や指導者の養成等をテーマとしたモデル事業を実施し、人権教育推進のための調査研究を行い、その成果の普及を図ります。

○学校・家庭・地域が一体となった総合的な取組の推進

学校・家庭・地域が一体となって、人権に関する学習活動や交流・体験活動を進める取組を推進し、その成果の普及を図ります。

○人権教育資料等の作成

人権尊重の理念の浸透を図るために、保護者や地域住民を対象として人権教育資料等を作成し、その効果的な活用を図ります。

(2) 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

●現状

- 生涯にわたる人権に関する学習機会の充実をめざし、様々な年齢層における研修や交流等の活動を進めています。
- 識字問題の解決に向けて、平成19(2007)年度は県内で17の識字学級が開設され、277名が学んでいます。文字の習得のみにとどまらず、生活や文化を豊かにするための学習内容を盛り込むなど、生涯学習的な広がりが見られるとともに、外国人等の参加による新たな展開も見られます。

●課題

- 幼児期から高齢期までの幅広い年齢層における人権教育を推進するために、生涯にわたる学習機会の一層の充実を図る必要があります。
- 識字問題の解決を図るために、識字学級の相互交流や、識字学級に学ぶ交流学習の充実を図る必要があります。

●今後の取組

- 生涯にわたる人権教育の学習機会の充実

生涯にわたる学習機会の確保のため、人権教育の研究大会を開催するとともに、青年と子どもたちとの交流や子育て世代による研修会を実施することにより、各ライフケース^{*}における学習機会の充実を図ります。

- 識字学級の交流推進による活動の充実

識字学級生の読み書き能力の向上をはじめ、生涯学習の視点に立った識字学級の取組の充実を図るために、識字学級が相互に交流する中で学習の成果を交換し合う活動や、識字学級生と児童生徒やP T A等とが交流する中で識字問題について共に学ぶ交流学習の推進を図ります。

3 教員の指導力の向上

各種の研修機会を通じ、人権教育の推進者である教員自身の人権意識を高め、資質の向上を図るとともに、指導力の向上を図ります。

(1) 教員自身の人権意識の向上

●現状

- 初任者・10年経験者などを対象とした基本研修、管理職や人権教育主事などを対象とした職務研修及び教員が自主的に受講する希望研修等において、人権意識の向上をめざした研修を実施しています。
- 社会の変化に伴い人権問題が多様化・複雑化しており、各学校では計画性を持って教職員研修に取り組み、人権問題に対する見識を高める校内研修を進めています。

●課題

- 幼児・児童生徒を教育する教員は、人権意識の向上に努める必要があり、教員研修の充実が求められています。
- 人権をめぐる社会状況を勘案しつつ、学校や地域の実情に応じた人権教育を推進するため、校内研修の充実を図る必要があります。

●今後の取組

○人権意識の向上をめざす教員研修の充実

県立総合教育センターで実施している基本研修・職務研修・希望研修等の充実を図りながら、人権意識の向上をめざすための教員研修を継続的に推進します。

○社会人講師による研修の推進

人権問題の多様化・複雑化に対応した人権教育を推進するための教職員研修の充実に向け、幅広い見識や豊かな経験を有する社会人講師を校内研修等の講師として派遣し、教職員の人権意識の向上を図ります。

(2) 人権学習における指導力の向上

●現状

○人権及び人権問題に関する理解と認識を深め、幼児・児童生徒への指導力の向上を図る教員研修を実施しています。

○県立総合教育センターが実施している学校計画訪問等において、指導主事、^{*}学校訪問指導員及び^{*}学校教育指導員等による人権教育の充実をめざした授業実践への支援を行っています。

○「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育の具体実践を促進するため「“あわ”人権学習ハンドブック」を全教員に配布し、人権教育の推進に努めています。

●課題

○多くの人権課題に視野を広げ、課題相互の関連性に着目しながら課題解決につなげていくための教員研修を充実する必要があります。

○学んだことが態度化・行動化につながる人権教育を推進するため、教員の指導力の向上と教材の工夫・改善が求められています。

●今後の取組

○指導内容・指導方法の向上をめざす教員研修の充実

教員が意欲的、主体的に人権教育に取り組めるよう、指導内容・指導方法の向上をめざした教員研修の充実を図ります。

○「“あわ”人権学習ハンドブック」の活用の推進

様々な研修機会を捉えて「“あわ”人権学習ハンドブック」を活用した人権教育の実践例を紹介するとともに、参考となる指導案をホームページなどで公開することにより、「“あわ”人権学習ハンドブック」の活用の促進を図ります。

4 社会教育における人権教育推進者の資質の向上

地域社会における人権教育を推進するため、県内全域にわたる人権教育推進者の養成と資質の向上を図ります。

(1) 社会教育における人権教育推進者の養成と資質の向上

●現状

- 社会教育における人権教育の推進を担う市町村教育委員会人権教育担当者・^{*}社会教育指導員等の人権教育推進者を対象として、人権についての研修会を実施しています。
- 社会教育における人権教育推進者を養成し、資質の向上を図る必要性が高まっています。

●課題

- 人権教育推進者の人権意識の高揚と資質の向上のため、研修会の内容や方法の改善・充実を図る必要があります。
- 社会教育において多様な人権学習の機会が提供されるよう、人権教育推進者を養成する必要があります。
- 地域社会における人権教育が県全体に広がるよう、人権教育推進者相互の連携を図る必要があります。

●今後の取組

○人権教育推進者研修会の充実

人権教育推進者の人権意識の高揚と資質の向上を図るため、研修を内容別・目的別に実施することや対象者に焦点を当てて実施することなどにより、研修内容・方法の充実を図ります。

○人権教育推進者の養成

地域社会における人権教育の充実が図られ、一人ひとりの人権が尊重される町づくりが促進されるよう、研修会の受講対象者を拡大し、より多くの人権教育推進者を養成します。

○人権教育推進者ネットワークの醸成

人権教育推進者の連携を促進し、互いの情報交換を進め、推進者が地域を越えて活動できる推進者ネットワークの醸成に努めます。

基本方針5 みんなが学べる生涯学習社会の実現

あらゆる世代の人々が「いつでも」「どこでも」学習できる環境を整え、「学び」を生きがいとし、その成果を地域社会への貢献につなげることのできる生涯学習社会の実現をめざします。

地方公共団体、高等教育機関、専修学校・各種学校、NPO法人及び民間企業等が保有する人材や施設設備を最大限活用し、質の高い多様な学習機会を広く地域社会に提供するとともに、県民の多様化・高度化する学習ニーズに対して的確な情報提供、相談支援が行える体制づくりを推進します。

また、これから地域社会を支える人材の育成につながる、郷土を知り・学ぶ機会の提供の充実に努めるとともに、住民にとって身近な学習支援拠点である公民館・図書館・博物館等の社会教育施設の機能充実を図ります。

1 多様な学習機会の提供

「徳島県立総合大学校」の開校や関係機関・団体等との連携により多様化・専門化している県民の学習ニーズや社会的要請に的確に応え、だれもが利用しやすい学習情報提供体制を構築するとともに、適切な助言や資料提供などの学習支援を行う相談支援体制の充実を図るなど、生きがいと社会参加につながる総合的な学習支援体制づくりに努めます。

(1) 学習支援体制の充実

●現状

○県立総合教育センターの生涯学習情報システムにより、生涯学習情報をデータベースとして集積し、インターネットを通じて良質な情報を提供しています。

システムへのアクセス数は、年間40万件を超える（平成19(2007)年度）など、県民の生涯学習に対する期待や熱意が高まっています。

○県民が「いつでも」「どこでも」自由に選択して学ぶことができる環境を整備するため、県立総合教育センターのマナビィセンター内に図書や視聴覚教材の視聴・閲覧コーナーを設け、貸出等のサービスを行うとともに、学習相談コーナーを設置し、県民からの生涯学習・家庭教育に関する各種質問・相談に対応しています。

●課題

○多様化・専門化している県民の学習ニーズに対応した総合的・一元的な学習支援体制が求められております。

●今後の取組

○「徳島県立総合大学校」の学習支援機能の充実

21世紀を担う人材創造に向けた「県民“まなび”拠点」となる「徳島県立総合大学校」の開校に伴い、新たに大学校のホームページ等により、講座等の学習情報をはじめ、県内の施設情報・指導者情報・団体やサークル情報などをワンストップ^{*}で提供するなど、すべての利用者の利便性の向上を図るために学習支援機能を充実します。

○ＩＣＴの活用の推進

インターネット放送局の整備により、県立総合大学校の主催講座を録画し、アーカイブス^{*}として県内に提供します。

○視聴覚教育の充実

県立総合教育センター及び県内各地域8箇所で有する「視聴覚ライブラリー」の充実を図り、多様化するメディアに対応した教材・機器の整備・充実に努めます。

また、「徳島県自作視聴覚教材コンテスト」や「視聴覚教育指導者研修講座」を開催します。

(2) 人材活用機能の充実

●現状

- 県民の生涯学習活動の振興を図るため、生涯学習活動の指導者の養成及び研修を行っています。
- 平成11(1999)年に開講した「^{*}オンリーワンとくしま県民カレッジ」は、平成19(2007)年度における入学者数が8千人を超え、奨励証受賞者数も517名に上るなど、県民に親しまれてきました。

●課題

- 県民の多様化・専門化する生涯学習ニーズに対応した学習機会の提供が求められています。
- 県民の生涯学習に対するニーズが高まる中、学習成果が生きがいと社会参加につながる仕組みづくりが求められています。

●今後の取組

○県立総合大学校主催講座の充実

県立総合大学校の開校に伴い、「地域未来学」、「オンリーワンとくしま学」などに加え、新たな大学校本部主催講座を開催し、数多くの県民から親しまれ、愛される学舎づくりを進めます。

○人材の育成と有効活用

県立総合大学校で学んだ方を一定の条件により「とくしま学博士」として認定する制度を設け、地域における生涯学習のリーダーの育成を図るとともに、総合大学校の講師やスタッフとしての活用を推進します。

また、各界で活躍中の方々などを対象にした人材登録制度を創設し、各種講座や教育機関等へ講師として派遣するなど、地域に貢献できる人材の有効活用を図ります。

2 学びの環境の充実

県民の学習意欲を高め、時代のニーズに対応した効果的・効率的な学びを実現できるよう、生涯学習関連施設の機能の充実を図ります。

(1) 生涯学習関連施設の機能充実

●現状

- 文化の森総合公園各文化施設（図書館、博物館、近代美術館、文書館、二十一世紀館）は、様々な機能を有する5館が一体的に整備された全国に例を見ない文化複合施設として、平成2(1990)年の開設以来、県民の幅広い学習・文化的ニーズに応えてきました。
- 県立牟岐少年自然の家では、休日に親子で楽しめる自然体験活動など、主催事業の充実を図っています。

○地域住民の身近な学習支援拠点である公民館等では、各種講座等を通じた学習機会の提供を行っています。

●課題

○文化の森総合公園各文化施設は、多様化・増加する県民のニーズに応えられるよう、より一層の創意工夫が求められています。

○各文化施設ともに、開館後17年が経過し、展示施設の更新や建物・設備の改修・修繕が必要な時期を迎えています。

○県立図書館では、本県中核図書館として、すべての県民がいつでも、どこでも、より利便性の高い図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館等との連携協力した体制整備が求められています。

○県立牟岐少年自然の家では、利便性の向上と利用の拡大等が求められています。

○公民館においては、地域住民の身近な学習拠点として、より一層の生涯学習活動の展開が求められています。

●今後の取組

○文化の森総合公園各文化施設の機能充実

各施設が相互に連携することはもとより、県内外の関係施設との連携やボランティアスタッフの活用推進等を図りながら、県民の目線に立った企画立案や、幅広い層の県民に親しまれる魅力ある事業の実施に努め、多様な学習機会の提供を図ります。

また、積極的に学校教育機関との連携を強化し、地域教育の一拠点として、学校教育に貢献できるよう機能充実を図ります。

なお、文化の森開設20周年となる平成22(2010)年11月3日を目途に、文化の森総合公園6番目の施設となる鳥居龍藏記念博物館（仮称）の移転整備を図ることとしており、さらなる魅力の創出に努めます。

○とくしまネットワーク図書館の構築

県民が「いつでも・どこでも」必要な図書館サービスを受けられるよう、ＩＣＴを活用し、県内の主要図書館の蔵書検索や最寄りの市町村立図書館における貸出、予約などが行える「とくしまネットワーク図書館」を構築します。

○県立牟岐少年自然の家の機能充実

民間活力を導入し、利用日の拡大による利便性の向上を図るとともに講習会型イベントや子どもスポーツ教室などの地域交流型イベント、さらには地産地消の食育型イベント等の自主事業の展開などにより利用の拡大に努めます。

○公民館活動の機能充実

県公民館連絡協議会研修会や県公民館研究集会の開催などにより関係職員の資質向上に努めるとともに、「とくしま教育の日」関連事業の実施や住民参加による地域のきずなを深める活動への取組を強化すること等により、地域における生涯学習推進活動の拠点である公民館のより一層の機能充実を図ります。

3郷土に根ざした学びの推進

郷土について多方面から学ぶことは、郷土を誇りに思う心をはぐくむとともに、自分自身の生き方を考えるきっかけともなります。

本県の自然、歴史、文化、人物など、郷土や地域の特性に根ざした学びの場を創出し、郷土への親しみや関心を深めるとともに、学習成果を本県教育の振興と特色ある地域づくりにつなげることのできる生涯学習を推進します。

(1)郷土を学ぶ取組の推進

●現状

○「オンリーワンとくしま県民カレッジ」では、本県の文化・自然・人物等に関する地域に密着した学習を通して「ふるさと徳島」の素晴らしさを再発見する「ふるさと再発見講座 - オンリーワンとくしま学」を開講してきました。平成19(2007)年度は18講座を開催し、1,975人が受講しました。

○県立鳥居記念博物館を設置し、本県が生んだ人類学等の偉大な先駆者である鳥居龍蔵博士の顕彰を図っています。

●課題

○県民一人ひとりが自らの地域についての学習・研究活動を行うことによって、地域を知り、地域を見直し、さらには学びの成果を生かした地域づくりにつなげていくとともに、子どもたちが地域ぐるみの行事や活動にふれる機会を通じて、郷土や地域を誇りに思う心を育成することが求められています。

○オンリーワン県民カレッジを発展的に改組し、再構築する県立総合大学校においても、郷土を学ぶ機会等の創出が求められています。

○県立鳥居記念博物館は、施設の老朽化が著しく、収蔵資料などの劣化が危惧されており、より県民が利用しやすい施設とする必要があります。

●今後の取組

○地域に根ざした学習活動の推進

各種ボランティア活動や家族参加の体験活動、地域の様々な課題に取り組みながら解決する活動などを通じて、地域の自然、歴史、文化などの様々な事象を学ぶことにより、自らの地域を学び誇りを持って語ることができる人を育成します。

○県立総合大学校の活動充実

県立総合大学校においても、郷土を学ぶ機会の創出を図るとともに、地域における生涯学習のリーダーとして活躍できる人材の育成をめざし、「とくしま学博士」として認定する制度を設け、その活用を推進します。

○県立鳥居記念博物館の移転・整備

平成19(2007)年12月に「鳥居龍蔵博士の顕彰等に関する検討委員会」から出された報告結果を踏まえ、本県が生んだ偉大な人類学、考古学、民俗学の先駆者である鳥居龍蔵

博士の功績を顕彰するため、貴重な資料を適切に保存・展示し、より多くの県民や次代を担う子どもたちにその歴史的偉業を知ってもらえるよう、文化の森開設20周年となる平成22(2010)年11月3日のリニューアルオープンをめざし、県立鳥居記念博物館の文化の森総合公園への移転整備を推進します。

4 生涯学習推進体制の充実

県、市町村における生涯学習推進体制の充実を図るとともに、社会教育関係団体やボランティア等との連携や生涯学習関連事業の企画、実施にかかる人材の育成に努め、県全体における生涯学習活動の積極的な展開を図ります。

(1) 県・市町村・民間団体等の体制整備

●現状

- 社会教育主事は、地域の社会教育行政の企画・実施等を行うなど、県及び市町村の社会教育行政推進の中心的な役割を果たしています。
- 「社会教育法」に基づき、県及び市町村では「社会教育委員」を任命し、有識者から社会教育全般に対する意見等を聴取しています。
- 青少年団体や女性団体の活動の促進・充実を図るために、各指導者を対象として、活動に必要な知識・技能を培う研修機会を提供しています。

●課題

- 社会教育主事の養成及び資質の向上が求められています。
- 生涯学習の推進及び青少年の健全育成を図るという観点からも、社会教育と学校教育が相互に協力・連携していくこと（学社融合）が重要です。
- 社会教育委員会議等での審議内容を本県における社会教育・生涯学習の施策に反映させるなど、県民のニーズにあった社会教育の充実が求められています。
- 青年団体、婦人団体等の会員数が減少しており、今後の生涯学習の推進を図る上でも、21世紀を担う後継者の養成が求められています。

●今後の取組

○社会教育主事の資質の向上

生涯学習に関する教職員の意識と資質の向上を図るために、文部科学省主催の社会教育主事講習に計画的に派遣するなど、各市町村教育委員会等における社会教育主事有資格者の養成を促進します。

○「学社融合」の促進

各市町村教育委員会の学社融合の取組状況を調査するとともに、具体的活動事例を示して、積極的に学社融合の取組を促進します。

○社会教育委員会議等の活性化

生涯学習の中核を担う社会教育の充実を図るため、引き続き公募による委員の人選や県民のニーズに応じた検討テーマの設定を行うなど、「徳島県社会教育委員会議」や「徳島県社会教育委員連絡協議会」などの活性化を図ります。

○生涯学習関連団体の活動の活性化

青少年団体指導者合同研修会や女性地域教育推進者養成講座等により、地域の指導者としての資質の向上を図るとともに、その成果を地域や団体に還元することで、各団体活動の活性化を図ります。

基本方針 6 豊かなスポーツライフと人・地域が輝く「あわ文化」の実現

住民自らが主体となり、地域のスポーツ活動の将来像を描くとともに、^{*}地域コミュニティの再生や創造につながるスポーツ振興を図り、より多くの県民が日常的にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

また、競技団体や企業、学校体育団体と連携しながら競技力の向上を図り、競技スポーツ全体を活性化させるとともに、有力選手の集中や指導者の適正配置による高等学校の運動部の基盤強化、指導者の育成などにより、競技スポーツを振興します。

^{*}文化財は、歴史や伝統、文化等を理解する上で欠くことのできないものであり、現代文化形成の基礎をなすものです。文化財を県民の貴重な財産として、後世に守り伝えていくことが大切です。

また、地域の個性と自立が求められている今、身近にある文化財を見つめ直し、文化財を通しての小さな発見を積み重ねることが、より豊かな徳島らしい文化を築くことにつながっていきます。

そのため、文化財についての基礎調査や埋蔵文化財調査を行い、伝統芸能の保存・継承への支援、文化財の保存修理等の推進により、指定文化財の保護・保存と活用を図るとともに、^{*}指定史跡や埋蔵文化財の総合活用を推進し、各地から「夢探しの旅」に訪れるような、文化財を核とした魅力ある地域づくりを支援します。

また、一人ひとりが生き生きとしたうるおいのある生活を送るために、様々な芸術文化にふれたり自ら取り組んだりすることが重要です。学校教育においても芸術文化活動に親しむ態度を養うとともに、児童生徒の芸術文化活動を奨励し、豊かな心と多様な個性の伸長を図ります。

1 生涯スポーツの振興

県民一人ひとりの豊かなスポーツライフを実現するため、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

(1) 生涯スポーツ社会実現に向けたスポーツ環境の充実

●現状

○本県では、糖尿病での死亡率全国1位など生活習慣病予防の必要性が指摘されているとともに、スポーツの重要性に対する意識が低いことや基本的生活習慣の乱れによる子どもの体力低下傾向が続いている。

また、社会の活力を維持・向上させていくために、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりが求められています。

そのため、「とくしまスポーツ王国」づくりの指針として、平成19(2007)年度に、*とくしまスポーツ憲章を制定し、県民挙げてスポーツに親しむ気運の醸成を図っています。

●課題

○住民同士の交流や相互理解を促進し、新しい地域コミュニティを創造するためにも、まちづくりの視点から総合的なスポーツ施策を実施する必要があります。

○学校体育施設や公共スポーツ施設を有効活用することで多様なスポーツ環境を提供し、県民が日常的にスポーツを行う場を育成する必要があります。

○スポーツの動機づけとなる情報・イベント等、スポーツに親しむ機会を提供することにより、県民がスポーツに親しむ環境づくりが求められています。

○外部指導者の活用や、民間スポーツ産業や企業との連携など、地域の力を活用したスポーツ振興が求められています。

●今後の取組

○「総合型地域スポーツクラブ」の育成

県民が日常的にスポーツを行う場として総合型地域スポーツクラブを平成22(2010)年度までに、各市町村において育成します。

また、学校体育施設や公共スポーツ施設が、地域スポーツクラブの活動の場として有効活用できるよう、施設の整備について管理者に働きかけます。

学校運動部活動と連携することにより、多様な地域スポーツ環境を提供します。特に競技力指定校を核としたゾーン形成の仕組みを研究し、その充実を図ります。

○スポーツに関する情報や親しむ機会の提供

民間を含むスポーツ施設やイベント等の情報をインターネット等を通じて提供するとともに、これまでの「する」スポーツだけでなく、「見る」「支える」といった観点からもスポーツをより身近に感じられるような情報サービスの向上に努めます。

Jリーグ「徳島ヴォルティス」や四国・九州アイランドリーグ「徳島インディゴソックス」といった“地域密着型プロスポーツ”的応援等を通じてスポーツ文化の振興を推進します。

また、スポーツ大会など各種のスポーツイベントや親子がふれあうファミリースポーツデー等の開催を支援し、だれもが気軽にスポーツに参加できる環境を提供します。

○地域の力を活用したスポーツ振興の推進

民間スポーツ産業や企業の活力を生かしたスポーツ振興策を進めるため、連携・協力体制の強化を図ります。

また、スポーツボランティアなどの研修機会の提供を通じて、量的・質的向上を図るとともに、様々な情報の収集・提供に努め、ネットワーク化を推進します。

2 競技スポーツの振興

オリンピックや国内外の大会で活躍するアスリートや指導者が育つ環境づくりを進め、本県競技力の向上を図るとともに、競技人口の拡大と地域の活性化につなげていきます。

(1) 競技スポーツの重点強化

●現状

○国体等の全国レベルの競技大会において本県の競技成績は伸び悩み、競技力の低迷傾向が続いている。

近年の少子化に伴う生徒数の減少による高等学校の運動部の部員不足や優秀選手の分散などにより、全国大会で優秀な成績が認められなくなっています。

○国体選手強化対策としては、過去3年間の国体入賞実績や各競技団体からのプレゼンテーションを審査して強化対象団体を決定するなど成果志向型の重点強化を行うとともに、新たに、ブロック予選を突破したチームに本大会までの直前強化の経費の助成を行っています。

○ジュニアの強化対策としては、平成18(2006)年度から、優秀選手の集中、指導者の適正配置、遠征・合宿等の強化活動費の助成を柱とした「競技力向上スポーツ指定校事業」を高等学校で開始しています。

●課題

○「お家芸競技」の育成とともに、国体で競技得点の大きい団体競技や、近年、競技得点獲得が少年の競技力向上が必要です。

○本県の競技スポーツの基盤となる高等学校の運動部の競技力向上が必要であり、そのために、中学校と高等学校の緊密な連携の推進を図ることが重要です。

○選手の発育・発達段階に応じたトレーニングを行うために、スポーツ医科学的なサポートや指導者の資質向上が必要です。

●今後の取組

○お家芸競技の育成

直近の実績を重視して強化対象団体を決定し、国体での「お家芸競技」の着実な入賞をめざし、競技特性に対応した支援を行うことにより、安定した得点獲得をめざします。

○ジュニア強化体制の充実

「競技力向上スポーツ指定校事業」評価委員会を毎年開催し、指定された各校の取組や成果を検証して評価を行い、課題のある部に対しては取組の改善についての指導を行うなど、学校との十分な連携を図ります。

また、指定校を核として、中学校との緊密な連携を図り、強化合宿や合同練習会等の実施、指導者の交流やネットワークゾーン形成等を通して、一貫した競技力の向上を図ります。

○スポーツ医科学に基づくサポートの推進

優秀なジュニア選手と指導者を国内最先端のスポーツ医科学施設に毎年派遣し、身体能力測定を行い、発育・発達に応じたトレーニング指導を継続的に実施します。

○表彰・褒賞制度の制定

全国・国際スポーツ大会において優秀な成績を挙げ、本県スポーツの競技力向上と発展に貢献した選手・指導者の功績を称えるため、表彰・褒賞制度を制定します。

3 文化遺産の発掘と継承

県内所在の文化財についての基礎調査や埋蔵文化財調査を行い、その保護に努めるとともに、文化財を活かした地域づくり・人づくりを推進します。

文化財を単体ではなく、夢のあるストーリーを持つ「群」として捉え、県民の参加・参画と協働を得ながら総合的に活用することにより、文化財を活かした地域づくりをめざす「いにしえ夢街道」の実現に向け、各地域の取組を支援します。

(1) 文化財の保護・保存と活用

●現状

○郷土の歴史・文化への理解を深め、郷土を愛し、郷土の文化に誇りを持つ人づくりのためにも、郷土の歴史・文化の結晶ともいえる文化財を、社会全体で保存・継承していくことが求められています。

○指定文化財の多くは保存修理や整備を要します。

また、埋蔵文化財の適切な保護施策も強く求められています。

さらに、未指定文化財の中にも、地域で守るべき資産は多く、そのための方策も求められています。

○国では、文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史や文化を保護する枠組みづくりが検討されています。

●課題

- 郷土の歴史や文化を知り、大切に守り、受け継いでいくためには、それを学ぶ場の創出など文化財の保存・活用の仕組みを構築する必要があります。
- 文化財のより効果的な保存・活用のためには、単体ではなく、群・面として総合的に把握し、保護する枠組みづくりと体制の構築が必要となります。

●今後の取組

○文化財保存・活用の拡充

文化財情報の発信や地域拠点の整備を行い、文化財保護に携わる人材育成、学習教材の開発、無形の文化財の伝承活動・後継者育成への支援を推進します。

○文化財基礎調査の拡充と保存修理・整備の推進

継続的な基礎調査を行い、文化財の現状把握と価値づけに努め、文化財指定を推進します。

また、専門的な知識・技能を持つ人材の育成と活用のための文化財マイスター養成講座を実施し、指定文化財はもとより歴史的建造物や町並みの保存整備に努めます。

○埋蔵文化財の総合的な保存と活用の推進

埋蔵文化財の保護体制の整備を図り、これまでの調査成果を活用し、情報発信、研修や体験講座等、地域づくり・人づくりに向けての諸施策を実施します。

○未指定文化財についての保護・保存と活用の検討

国の登録制度を積極的に活用するとともに、地域が重要と認める未指定文化財を地域で守り、活用を図るための制度を検討します。

○文化財の総合活用のための施策の充実

文化財を活用した地域づくりへ積極的な支援を推進し、総合活用に向けて基本構想を策定するなど、総合的な文化財保護システムの構築をめざします。

(2) 「いにしえ夢街道」の構築

●現状

- 新たな史跡指定が相次ぎ、その整備活用への期待が高まっていますが、なお本県は史跡の指定件数がきわめて少ない状態にあります。
- 県全域にわたる史跡・埋蔵文化財の活用に向けて、情報の発信や、保存・活用の核となる人材の育成、人的ネットワークの構築等が求められています。
- 県内の6箇所の史跡で、同時に史跡整備事業が行われていますが、これらの史跡を中心に、周辺の文化遺産を結び、県民とともに文化遺産の活用をめざす取組を進めています。

●課題

- 保存目的の発掘調査に基づく史跡指定を積極的に推進する必要があります。
- 史跡・埋蔵文化財や周辺の文化遺産と、地元の博物館・資料館及び地域住民の活動を結びつけた総合的な活用計画を策定する必要があります。

- 文化財の活用に向けて、各地域での人材の育成と、県内外への情報の発信を行う必要があります。
- 活用の核となる史跡の整備事業に対する支援の継続と、関係諸機関や団体による活用のための広域ネットワークの構築が求められています。
- これらを総合的に展開していくための、県域全体にわたるシステムづくりを進める必要があります。

●今後の取組

○重要遺跡の確認調査と保護の推進

遺跡の確認調査を行い、新たな指定・選定を推進するとともに、埋蔵文化財の適切な保存と活用を図ります。

○いにしえ夢街道推進事業の拡充

室町ロマン守護町勝瑞総合支援事業をはじめ、県内各地の史跡整備事業など文化財を活かした地域づくりを支援します。

また、史跡を中心に、周辺の文化財や資料館・博物館をつなぎ、活用価値を高め、情報発信や体験学習の実施による裾野の拡大、活用に向けたリーダーの育成に努め、県民の参加・参画と協働による活用システムを構築し、これを「いにしえ夢街道基本計画」に基づき、文化財を用いた広域ネットワークとして県全域に広げます。

○埋蔵文化財総合センターの情報発信機能の強化

県内における埋蔵文化財保護の拠点である埋蔵文化財総合センターを「いにしえ夢街道基本計画」の情報拠点として位置づけ、文化財情報発信のための機能を強化していきます。

4 学校における芸術文化活動の推進

学校においては、芸術文化活動を通して、生活に潤いとゆとりをもたらす芸術文化に親しむ態度を養い、豊かな心をはぐくむことが求められています。

そのため、美術や音楽など優れた芸術作品にふれる機会を充実するとともに、自主的に芸術文化活動に取り組むことのできる環境を整え、学校における芸術文化活動を推進します。

(1) 学校における芸術文化活動の活性化

●現状

○国民文化祭を契機に、県民の文化活動に対する理解・関心が高まっています。

○多くの学校で、教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、音楽や美術、書道などの芸術活動、あるいは阿波おどりや藍染めなど地域の伝統文化活動など、多様な芸術文化活動に積極的に取り組んでいます。

●課題

- 児童生徒の芸術文化活動を奨励し、豊かな感性や情操を養う必要があります。
- 児童生徒の多様化する価値観や学校、地域の実情に即した、魅力的な文化部活動の展開を進める必要があります。

●今後の取組

○芸術文化作品鑑賞の奨励

児童生徒が、美術作品や音楽の演奏、あるいは地域を舞台にした映画など優れた芸術文化にふれる機会の充実を図ります。

○学校における芸術文化活動の活性化

児童生徒が、美術や音楽など優れた芸術文化にふれる機会を充実させるとともに、教科、総合的な学習の時間及び特別活動等において、主体的に芸術文化活動に取り組むことのできる環境を整備し、さらに発表や交流の機会を提供することにより、学校の芸術文化活動の活性化に努めます。

○高等学校総合文化祭の開催・参加

高等学校においては、全国高等学校総合文化祭や近畿高等学校総合文化祭、徳島県高等学校総合文化祭などに積極的に取り組み、充実を図ります。

○多様な文化部活動の推進

指導者の育成や、地域の人材・施設・設備の活用、さらに文化団体等と連携した後継者の育成などにより、学校の文化部活動のさらなる活性化を図ります。

第4章 推進体制

1 役割分担及び連携

教育は、社会を構成する主体がそれぞれの立場で責任を持って取り組む必要があります。

教育振興計画の推進にあたっては、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業、N P O等の民間団体など、社会を構成する主体が互いに連携・協力し、効果的な取組を推進することが求められます。

地方公共団体において施策を展開する際には、県は市町村が行う教育活動に対する指導、助言、援助等を行います。一方、市町村は小中学校の設置者として、義務教育を中心とした教育活動を実施する責任を担うなど、県と市町村が適切に役割分担した上で、連携を図りながら取組を進めます。

「教育基本法」では、「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、その実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努める」旨の規定が設けられています。

市町村においては、今後、新たに教育に関する計画を見直し・策定する際には、国の「教育振興基本計画」や県の「徳島県教育振興計画」を参考にするとともに、地域の実情に根ざした計画の策定に努め、本県教育の振興のために総合的・効果的な施策が展開できることを期待します。

2 進行管理

徳島県教育振興計画を着実に実施し、基本目標の実現を図るために、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの計画期間中にわたり、施策の実施状況やその成果について、定期的に点検・評価することが大切です。

また、計画期間中の社会状況の変化への対応や国の施策との整合性を保つためには、柔軟に計画内容を見直していくことやその結果を公表することにより、計画の進行管理の客観性を高めることが必要です。

そのため、政策評価の実施により、毎年度、施策や事業の検証と数値目標の達成状況の点検を行うとともに、外部有識者からなる第三者機関による点検・評価も行い、その結果を公表します。

また、毎年度の予算編成の作業において、検証結果に基づき、課題や問題点を分析、改善することにより、施策や事業の見直しに努めるとともに、翌年度において取り組む主要施策の概要を明らかにします。

今回の徳島県教育振興計画は、今後、5年間に取り組むべき施策の基本的方向について示すものであることから、策定から5年後を目途に見直しを行うこととし、徳島県教育振興審議会に諮り、次期計画を策定するものとします。

第5章 参考

1 用語解説

あ行

アーカイブス (p 85)

電子的な文書を恒久的に保存する機能を持つ計算機システム、またはそこに収められている電子的ファイルのこと。

預かり保育 (p 23, p 43, p 44)

幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に、希望する幼児を対象に行われる教育活動。

阿波っ子スクールサポートチーム (A S S T) (p 26, p 51)

県警察少年サポートセンターと県教育委員会を中心に関係機関が連携し、児童生徒の問題行動への対応や非行防止に関する児童生徒、学校及び保護者への支援活動を行うもの。

栄養教諭 (p 56)

学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うとともに、コーディネーターとして市町村の学校における食育推進の中核的役割を担う教員。

オンリーワンとくしま県民カレッジ (p 86, p 88)

県民一人ひとりが目的やニーズに応じて生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりのための生涯学習講座（平成20(2008)年度以降、その機能は県立総合大学校に統合）。

か行

学校関係者評価 (p 22, p 42, p 75, p 76)

保護者（PTA役員等）、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

学校給食における地産地消 (p 56)

地場産物（県内産）を「教材」および「食材」として一体的に活用し、地域の自然や産業、文化等について学ぶとともに、学校給食で食し、「食」を総合的に学習する活動。

学校教育指導員（p 82）

幼・小・中・高・特別支援学校における学校教育を一層充実させるため、校長及び教員の中から教育委員会が任命し、学校等の要請に応じ、教員に対する指導助言を行う教員。

学校支援地域本部（p 41）

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び、地域の教育力の活性化を図ることを目的とし、中学校区程度に設置され、学校・地域関係者からなる地域教育協議会、地域コーディネーター、学校支援ボランティアから構成される組織。

学校版環境ISO（p 28, p 61）

ISO14001などの環境規格を参考に、子どもたちが自ら目標を立て、成果をチェックする方法で、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む活動を推進するもの。

学校評議員制度（p 42）

開かれた学校づくりを推進するため、地域住民等、当該学校の職員以外の者の中から学校評議員を選任し、その意見を学校運営に反映させる制度。

学校訪問指導員（p 82）

幼・小・中学校における学校教育を一層充実させるため、退職教員の中から教育委員会が委嘱し、学校訪問指導等に際し、教員に対する指導助言を行う者。

家庭教育支援チーム（p 40）

子育てサポートリーダーを中心に、小学校区程度を活動範囲とする子育てサポート、保健師、臨床心理士、民生委員等から構成される組織。家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を実施する。

- ・子育てサポート

子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親の相談に友人のような関係で気軽に応じ、アドバイスを行う者。

- ・子育てサポートリーダー

子育てサポートの相互連携の推進、情報交換の機会の提供など、子育てサポートの資質の向上を図る者。

キャリア教育（p 4, p 23, p 45, p 60, p 66）

キャリア概念に基づいて、児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

- ・キャリア

個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係づけや価値づけの累積。

キャリア発達 (p 45, p 60)

自己の知的、身体的、情緒的、社会的な特徴を一人ひとりの生き方として統合していく過程。

グローバル化 (p 1)

全地球的、全世界的 (global) の意味。人々の社会的、経済的な活動等が、国境を越え、世界的な規模に拡大し、展開されること。

高等教育機関 (p 84)

教育課程を初等・中等・高等の3つに分類した場合、最上位の教育課程を担う教育機関。大学・短期大学・高等専門学校などが含まれる。

高等養護学校 (p 28, p 59, p 73)

法令上では「高等養護学校」という区分はないが、主に知的障害の生徒を対象とし、高等部のみ設置した特別支援学校。学校教育法の改正により、平成19(2007)年4月から「養護学校」の名称が「特別支援学校」に変更されたため、現在は「○○高等特別支援学校」「○○高等学園」等の校名を使用する学校も増えてきている。

高齢社会 (p 2)

高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が14%以上の社会。

高齢化率によって以下のように区分・呼称される。

- ・ 高齢化社会
　　高齢化率7%以上14%未満
- ・ 高齢社会
　　高齢化率14%以上21%未満
- ・ 超高齢社会
　　高齢化率21%以上

個別の教育支援計画 (p 58)

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、障害のある子どもの家庭生活、地域生活、余暇生活等に関する支援を、個々のライフステージに合わせて、関係する保健、教育、福祉、医療、労働等の機関が連携して効果的に実施する計画。

個別の指導計画 (p 27, p 57, p 58)

幼児・児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児・児童生徒の個別の教育支援計画などを踏まえて、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

コミュニケーション能力 (p 43, p 62)

自分の思いや考えを相手に伝え、しかも相手の思いや考えを正しく把握する能力。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（p 22, p 42, p 43, p 76）

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める取組。

さ行

自己実現（p 18, p 46）

自己の内面にある能力や可能性を、活動を通して最大限に發揮して成長・発達していくこと。

自己評価（p 22, p 42, p 75, p 76）

学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について行う評価。

史跡（p 36, p 37, p 91, p 95, p 96）

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもので、文化財保護法等により指定され保護されたもの。

自尊感情（p 53）

自分に対して誇りを持ち、自分自身を大切にしようとする気持ち。

指導教諭（p 32, p 75）

児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う教員。

社会教育委員（p 89, p 90）

社会教育法の規定に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することや、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べることなどの職務を行う者。都道府県及び市町村に置かれ、定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定められている。

社会教育指導員（p 83）

社会教育に関して見識を有する者の中から市町村教育委員会が任命し、市町村教育委員会、公民館等に配置され、家庭教育などの直接指導、学習相談、または社会教育団体の育成等にあたる者。

社会教育主事（p 89）

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、一定の資格を有し、社会教育法の規定に基づき、社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う者。

主幹教諭 (p 32, p 75)

校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる教員。

小1プロブレム (p 48)

小学校に入学したばかりの小学1年生が、集団行動をとれない、授業中に座っていられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。

小中一貫教育 (p 25, p 48)

9年間を見通し、一貫した教育課程を編成するなど、小中学校間のよりスムーズな接続と連携を図り、一貫した系統性のある教育。

情報セキュリティ (p 62, p 63)

情報の機密性（許可されていない個人、団体等に対して、情報を使用不可又は非公開にすること）、完全性（資産の正確さ及び完全さを保護すること）及び可用性（許可された団体等が要求したときに、アクセス及び使用が可能であること）を維持すること。

情報セキュリティポリシー (p 63)

情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。

情報モラル教育 (p 3, p 62, p 63)

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するための教育指導。

具体的には、

- ①情報収集時における適正な手続き、著作権等の尊重、情報の信頼性の確認
- ②情報発信時におけるプライバシーの保護、発信内容の正確性・信頼性に対する責任
- ③コミュニケーション時におけるマナー遵守やT P O(時(time)・所(place)・場合(occasion))に応じたやりとり

等が含まれる。

食育 (p 26, p 53, p 55, p 56, p 87)

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

人格の完成 (p 18)

人間の備えるあらゆる能力を可能な限りかつ調和的に発展させること。教育の目的として普遍的なものである。

スクールアドバイザー (p 51)

学校等へ派遣し、教職員等の資質及び指導力の向上を図るとともに、児童生徒・保護者へのカウンセリング等を行う教育相談の専門家。

スクールガード (p 32, p 42, p 73)

学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア。

スクールカウンセラー (p 25, p 51)

児童生徒の心理的な問題などに関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー (p 26, p 51)

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

スクールヘルスリーダー (p 26, p 55)

メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患などの現代的な健康課題等を有する子どもへの個別の対応方法等について、養護教諭その他の教職員への指導にあたる、学校における養護活動の知識や経験を有する者。

専門高校 (p 38, p 44, p 45, p 60, p 65, p 73)

農業・工業・商業など職業に関する教育を行う高等学校。

総合型地域スポーツクラブ (p 16, p 35, p 92)

地域住民が主体的に運営し、地域のだれもが定期的・継続的に複数のスポーツに参加できる総合的なスポーツクラブ。

た行

男女共同参画社会 (p 1)

男女が社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画していくとともに、均等に利益を享受し、かつ責任を担うことのできる社会。

地域コーディネーター (p 22, p 41)

学校支援地域本部において、学校・地域関係者からなる地域教育協議会からの学校支援ボランティア派遣並びにボランティアとの合同行事開催の要請を受け、ボランティアの募集・登録、派遣のための連絡調整を行なう者。

地域コミュニティ (p 91, p 92)

同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会。

中1ギャップ (p 48)

小学生から中学1年生になり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。

中高一貫教育 (p 30, p 65)

中学1年から高校3年までの6年間を一連の中等教育として捉える教育方式。

次の3つの実施形態がある。

- ・中等教育学校

一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもの。

- ・併設型の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。

- ・連携型の中学校・高等学校

異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。

昼夜間定通独立校 (p 6.5)

昼間及び夜間に授業を行う定時制と自宅で自学自習を基本とする通信制の2つの課程を持った独立した学校。

通級指導教室 (p 27, p 58, p 59)

小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒に対して、障害に応じた特別な指導を行う教室。

チームティーチング (p 25, p 47, p 48, p 49)

複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。

道州制 (p 6)

「地方のことは地方で決める」ことができるよう、現在の都道府県を廃止し、全国を数ブロックから10数ブロック単位の「道州」に再編すること。

徳島県学校改善支援プラン (p 24, p 47)

平成19(2007)年度実施の全国学力・学習状況調査や徳島県学力調査結果から明らかになった本県児童生徒の学力や学習状況の課題等を踏まえ、教育施策や各学校における教育指導を改善支援するために策定したプラン。

徳島県学校食育指導プラン (p 26, p 55, p 56)

徳島県食育推進計画に基づき、子どもが「食」について系統的・計画的に学ぶことができるよう、実態に即した食育推進計画を作成するなど、学校における食育の指導体制を整備するため策定したプラン。

徳島県食育推進計画 (p 5 5)

県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、家庭、学校・保育所、地域、職場等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となるものとして策定した計画。

徳島県人権教育推進方針 (p 7 7, p 7 8, p 8 2)

平成16(2004)年2月に県教育委員会が策定した本県人権教育を推進するための方針。人権尊重の理念として、一人ひとりの人権が調和的に行使される「人権の共存」を掲げ、人権教育の推進に際して、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチの双方を加味することの重要性を述べている。

とくしまスポーツ憲章 (p 3 5, p 9 2)

「とくしまスポーツ王国づくり」推進の指針として、平成20(2008)年1月に制定。

- ①運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」
 - ②生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」
 - ③世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」
 - ④親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」
- の4つの“私たちがめざすこと”を提案し、県民運動としてスポーツ振興の気運を醸成する。

特定健診 (p 7 1)

医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査。

特定保健指導 (p 7 1)

医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健康診査により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）その必要度に応じ実施する、「情報提供」・「動機付け支援」・「積極的支援」の保健指導。

特別支援学校 (p 2 2, p 2 6, p 2 7, p 2 8, p 3 2, p 3 3, p 5 6, p 5 7, p 5 8, p 5 9, p 7 3)

障害を持った子どもについて、手厚くきめ細やかな教育を行うために設けられている学校。幼児・児童生徒の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19(2007)年4月の学校教育法の改正により従前の盲学校、聾学校及び養護学校が一本化された名称。

特別支援教育 (p 4 6, p 5 6, p 5 7, p 5 8, p 5 9)

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う教育。

特別支援教育コーディネーター（p 57, p 58, p 59）

校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員。

特別支援教育支援員（p 58）

小・中学校等において、発達障害を含む障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う者。

特別支援教育巡回相談員（p 56, p 58）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を巡回し、教員に対して、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等のある幼児・児童生徒に対する指導内容・方法に関する相談・助言等を行う者。

な行

南海地震（p 72, p 73）

南海トラフ沿いの紀伊半島から四国沖を震源地として、およそ90～150年の周期で発生する巨大地震。今後30年以内に50%の確率で発生し、死者数は最大で約4,300人と予想されている。

ニート（p 4, p 60）

15歳～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

（厚生労働省「労働経済白書（平成20年版）」）

高校や大学などに通学しておらず、独身であり、ふだん収入になる仕事をしていない、15歳以上35歳未満の個人。

（内閣府「青少年の就労に関する研究調査」）

認定こども園（p 43, 44）

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、各都道府県知事から認定を受けた施設。

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

（保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に行う機能）

②地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

は行

パートナーシップ（p 38）

県民、民間団体、事業者、行政といった地域の各主体が、それぞれの責務と役割に基づき、相互に協力・連携して取組を進めること。

肥満度（p 54）

肥満度（過体重度）

$$= [\text{実測体重 (kg)} - \text{身長別標準体重 (kg)}] / \text{身長別標準体重 (kg)} \times 100\%$$

副校長（p 32, p 71, p 75）

校長を助け、命を受けて校務をつかさどる教員。

フリーター（p 4, p 60）

15歳～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、

- ・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者。
- ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者。
- ・非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者。

（厚生労働省「労働経済白書（平成20年版）」）

文化財（p 36, p 37, p 91, p 94, p 95, p 96）

文化、歴史、学術などの見地から価値を持ち、保護・保存の必要がある有形・無形の文化遺産。文化財保護法による文化財の種類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群等があり、指定、選定、登録の対象になっている。このほか、埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財の総称）が、保護の対象となっている。

放課後子ども教室（p 22）

地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する、すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）。

放課後子どもプラン（p 22, p 41）

平成19(2007)年度から文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」の連携により、原則として、すべての小学校区で放課後等における子どもの安全で安心な活動拠点（居場所）を確保しようとする総合的な放課後対策事業。

ま行

メンタルヘルス（p 31, p 54, p 69, p 70, p 71）

mental health。「精神保健」と訳され、精神（心）の健康を保つこと。

モンテッソーリ教育法（p 67）

イタリアの医師マリア・モンテッソーリが20世紀初頭に考案した教育法。自由に教具に触れさせる体験を通じて量の感覚を理解させるなど、子どもの知的好奇心を尊重した教育法で、欧米を中心に広く普及している。

や行

ユニバーサルデザイン（p 72）

年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮し、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスを計画、設計する考え方。

幼児教育（p 43, p 44, p 67）

生後から小学校就学前の時期の幼児を対象として、幼児が生活するすべての場において行われる教育の総称。具体的には、幼稚園等における教育、家庭における教育、地域社会における様々な教育活動を含む、広がりをもった概念として捉えられる。

ら行

ライフスタイル（p 5, p 39, p 65）

衣食住など日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含んだ、広い意味での生き方のこと。

ライフステージ（p 81）

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活に着目した区分。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（p 5）

仕事と家庭生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と育児や地域活動等の両者を無理なく実現できる状態のこと。

ワンストップ（p 85）

申請・届出等の手続に際し、複数箇所または複数回にわたり、行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、究極的には1箇所または1回で、各種の行政サービスを提供すること。ワンストップサービス。

アルファベット

AL T (p 62)

Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。主に全国の中・高等学校において日本人外国语教員と協力して協同授業を行うほか、クラブ・部活動や教員との交流などの活動を行う。

I C T (p 3, p 29, p 44, p 62, p 85, p 87)

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

N P O (p 84, p 98)

Non-Profit Organization の略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

このうち、「N P O 法人」とは特定非営利活動促進法（N P O 法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

・法人格

個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

O J T (p 75)

on-the-job training の略。職場内研修。

S E L H i (p 48)

スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの略。文部科学省では、「英語が使える日本人」の育成を図るため、英語教育を重点的に行う高等学校を「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール」に指定し、英語教育を重視したカリキュラムの開発や中学校・大学等や海外姉妹校との効果的な連携方策等についての実践研究を実施している。

S S H (p 45, p 48)

スーパーサイエンスハイスクールの略。文部科学省では、将来の国際的な科学技術系人材の育成を図るため、科学技術・理科、数学教育に関する研究開発を行う高等学校及び中高一貫教育校を「スーパーサイエンスハイスクール」に指定し、理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施している。

